

たわらノーロード 新興国株式 <ラップ専用>

追加型投信/海外/株式(インデックス型)

- この目論見書により行う「たわらノーロード 新興国株式<ラップ専用>」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2024年2月8日に関東財務局長に提出しており、2024年2月9日にその効力が生じております。
- 「たわらノーロード 新興国株式<ラップ専用>」の基準価額は、ファンドに組入れられる有価証券等の値動きによる影響を受けませんが、これらの運用による損益は全て投資家のみなさまに帰属します。したがって、ファンドは、元本が保証されているものではありません。

アセットマネジメントOne株式会社

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
ファンドは、課税上「株式投資信託」として取り扱われます。

■委託会社への照会先

【コールセンター】 **0120-104-694** (受付時間: 営業日の午前9時~午後5時)

【ホームページアドレス】 <https://www.am-one.co.jp/>

発行者名	アセットマネジメントOne株式会社
代表者の役職氏名	取締役社長 杉原 規之
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。

目 次

第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	5
第1【ファンドの状況】	5
第2【管理及び運営】	42
第3【ファンドの経理状況】	49
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	120
第三部【委託会社等の情報】	122
第1【委託会社等の概況】	122
約款	168

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

たわらノーロード 新興国株式<ラップ専用>

(以下「ファンド」または「当ファンド」という場合があります。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）

信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関等（後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含めます。）をいいます。以下同じ。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下、「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

お申込日の翌営業日の基準価額[※]とします。

「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

※「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口あたりに換算した基準価額で表示することがあります。）

<基準価額の照会方法等>

基準価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター:0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

- ・計算日翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」の欄をご参照ください。

(5) 【申込手数料】

ありません。

(6) 【申込単位】

各販売会社が定める単位とします。

「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」によるお申込みが可能です。お申込みになる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

※取扱コースおよびお申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

※「分配金再投資コース」により、収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。

※当初元本は1口当たり1円です。

(7) 【申込期間】

継続申込期間：2024年2月9日から2024年8月8日まで

※ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、香港証券取引所、韓国証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行、香港の銀行または韓国の銀行のいずれかの休業日に該当する日（以下、「海外休業日」という場合があります。）には、お申込みの受付を行いません。

※継続申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

当ファンドのお申込みにかかる取扱い等は販売会社が行います。

※販売会社は、以下の方法でご確認ください。

・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

(9) 【払込期日】

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに、買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

取得申込者は、販売会社の定める方法により、販売会社を買付代金を支払うものとします。

※払込取扱場所についてご不明な点は、以下の方法でご確認ください。

・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

当ファンドは、ラップ口座にかかる契約※1に基づいて、ラップ口座の資金を運用するためのファンドです。

当ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社にラップ口座を開設した者等に限るものとします。

※1 当該契約については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約を使用することがあります。

当ファンドは、収益の分配が行われた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」と、収益分配金を無手数料で再投資する「分配金再投資コース」があり、「分配金再投資コース」を取得申込者が選択した場合、取得申込者は販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがい分配金再投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、受益者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。販売会社までお問い合わせください。

当ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後1時までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。

ただし、海外休業日にはお申込みの受付を行いません。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

※受益権の取得申込者は委託会社または販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、委託会社または販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

○振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、解約代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

◆投資信託振替制度

投資信託振替制度とは、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するものです。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- ①当ファンドは、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）の動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行います。
- ②当ファンドの信託金限度額は、5,000億円とします。ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

<ファンドの特色>

1 エマージング株式パッシブ・マザーファンドを通じて、主として海外の金融商品取引所に上場している株式^(*)に実質的に投資し、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）の動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行います。

(*)DR(預託証券)もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等を含みます。

指数の著作権等

本ファンドは、MSCI Inc.（以下、「MSCI」といいます。）、MSCIの関連会社、情報提供者その他MSCI指数の編集、計算または作成に関与または関係した第三者（以下、総称して「MSCI関係者」といいます。）によって保証、推奨、販売、または宣伝されるものではありません。MSCI指数は、MSCIの独占的財産です。MSCIおよびMSCI指数の名称は、MSCIまたはその関連会社のサービスマークであり、委託会社による特定の目的のために使用が許諾されています。MSCI関係者は、本ファンドの発行者もしくは所有者、またはその他の者もしくは団体に対して、ファンド全般もしくは本ファンド自体への投資に関する適否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックするMSCI指数の能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCIまたはその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマークおよびトレードネーム、ならびに、本ファンドまたは本ファンドの発行会社、所有者、その他の者もしくは団体に関りなくMSCIが決定、編集、計算するMSCI指数のライセンス所有者です。いかなるMSCI関係者も、MSCI指数の決定、編集または計算にあたり、本ファンドの発行会社もしくは所有者、またはその他の者もしくは団体の要望を考慮する義務を負いません。いかなるMSCI関係者も、本ファンドの発行時期、発行価格もしくは発行数量の決定、または、本ファンドを換金する方程式もしくは本ファンドの換算対価の決定もしくは計算について責任を負うものではなく、また、関与もしていません。また、MSCI関係者は、本ファンドの発行会社もしくは所有者、またはその他の者もしくは団体に対して、本ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関するいかなる義務または責任も負いません。MSCIは、自らが信頼できると考える情報源からMSCI指数の計算に算入または使用するための情報入手しますが、いかなるMSCI関係者も、MSCI指数またはそれに含まれるデータの独創性、正確性および／または完全性について保証するものではありません。いかなるMSCI関係者も、明示的か黙示的かを問わず、本ファンドの発行会社もしくは所有者、またはその他の者もしくは団体が、MSCI指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証を行いません。いかなるMSCI関係者も、MSCI指数またはそれに含まれるデータの、またはそれらに関連する過誤、脱漏または中断について責任を負いません。また、MSCI指数およびそれに含まれるデータの各々に関し、いかなるMSCI関係者も明示的または黙示的な保証を行うものではなく、かつMSCI関係者は、そ

れらに関する特定目的に対する市場性および適合性に係る一切の保証を明示的に否認します。前記事項を制限することなく、直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、結果的損害その他あらゆる損害（逸失利益を含む。）については、その可能性について告知されていたとしても、MSCI関係者は、かかる損害について責任を負いません。

本証券、本商品もしくは本ファンドの購入者、販売者もしくは所有者、またはその他いかなる者もしくは団体も、MSCIの承認が必要か否かの確認を事前にMSCIに求めることなく、本証券を保証、推奨、販売、または宣伝するためにMSCIのトレードネーム、トレードマークまたはサービスマークを使用したり、それらに言及することはできません。いかなる状況においても、いかなる者または団体も、事前にMSCIの書面による承認を得ることなくMSCIとの関係を主張することはできません。

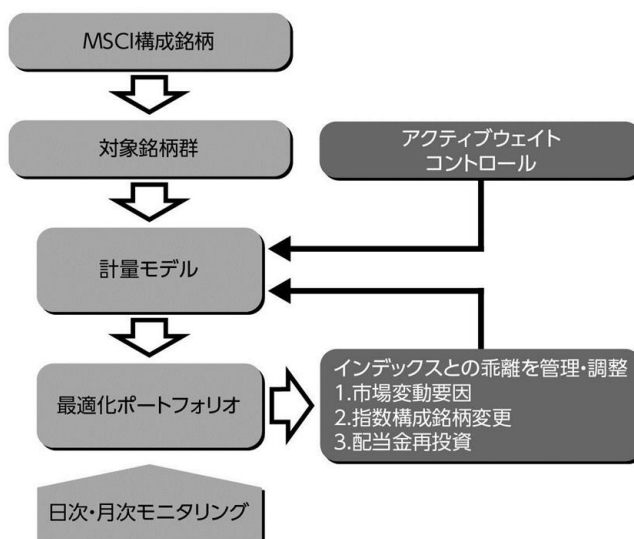
2 原則として、マザーファンドの組入比率は高位を維持します。

3 実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。

運用プロセス

現地口座の開設可否、預託証券の利用可否を基準に投資対象銘柄群を設定し、インデックスとポートフォリオにおける個別銘柄の構成比率との差(アクティブウェイト)を一定以内に抑えた上で、計量モデルを用いて、インデックスとの乖離を抑えます。

日次・月次レベルでインデックスとの乖離を管理して、必要な場合には速やかに銘柄入替や組入比率の調整を行います。



■ 分配方針

年1回の決算時(毎年5月8日(休業日の場合は翌営業日))に、経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額を対象として、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

○商品分類表

単位型投信 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
追加型投信	海外	債券	
		不動産投信	
	内外	その他資産 ()	特殊型
		資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

○商品分類定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
インデックス型	目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるものをいいます。

○属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル () 日本			日経225
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	北米 欧州 アジア オセアニア	ファミリー ファンド	あり ()	TOPIX
不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (株式))	日々 その他 ()	中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファンド・オ ブ・ファンズ	なし	その他 (MSCI エマージング・ マーケット・ インデックス (円換算ベース、 配当込み、為替 ヘッジなし))
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型					

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

○属性区分定義

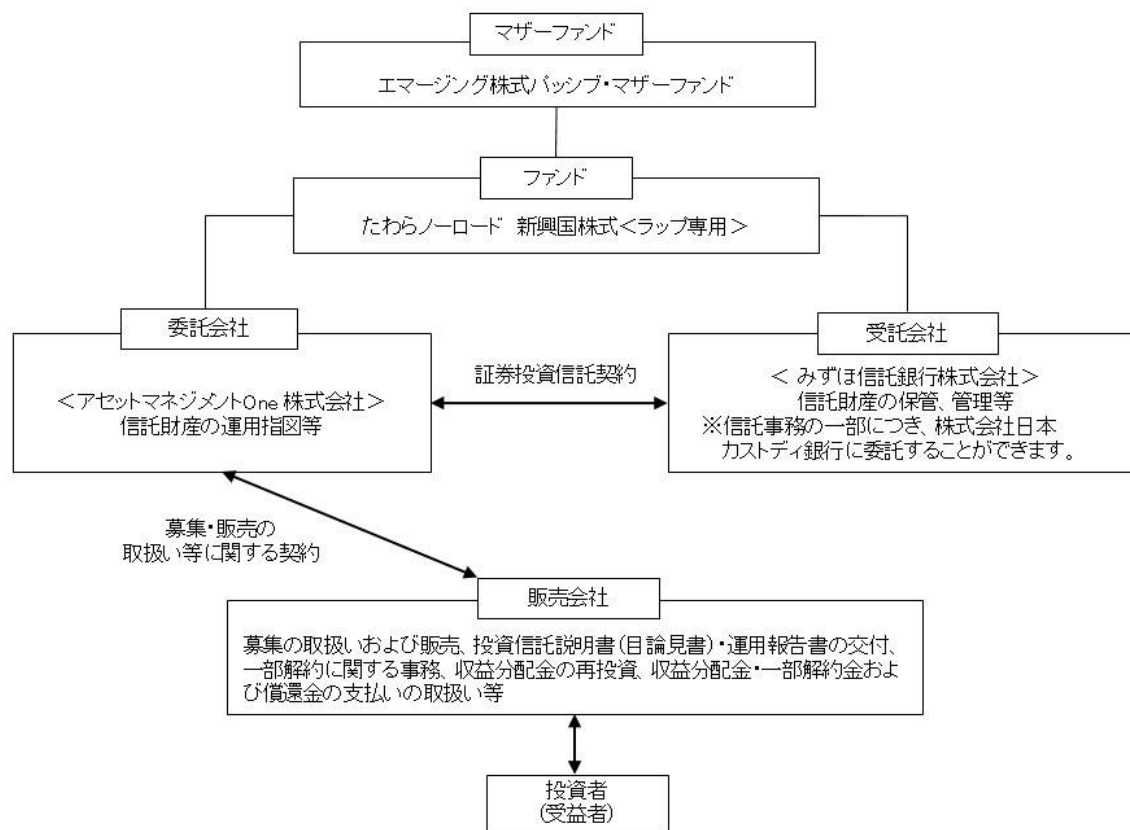
その他資産 (投資信託証券(株式))	目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主として株式へ実質的に投資する旨の記載があるものをいいます。 (注) 商品分類表の投資対象資産は株式に分類され、属性区分表の投資対象資産はその他資産(投資信託証券(株式))に分類されます。
年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
エマージング	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファミリー ファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ なし	目論見書または投資信託約款において、対円での為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは対円での為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
その他	日経225またはTOPIXにあてはまらない全てのものをいいます。

※上記の分類は、一般社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づき記載しております。上記以外の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会ホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でご覧いただけます。

(2) 【ファンドの沿革】

2015年10月13日	信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始
2020年10月1日	信託報酬率(税抜)を「年率0.370%」から「年率0.184%」に引き下げ
2023年2月10日	信託報酬率(税抜)を「年率0.184%」から「年率0.092%」に引き下げ
2023年8月8日	ファンドの名称を「D I A M新興国株式インデックスファンド<為替ヘッジなし>(ファンドラップ)」から「たわらノーロード 新興国株式<ラップ専用>」に変更

(3) 【ファンドの仕組み】



・「証券投資信託契約」の概要

委託会社と受託会社との間においては、当ファンドにかかる証券投資信託契約を締結しております。

当該契約の内容は、当ファンドの運用の基本方針、投資対象、投資制限、受益者の権利等を規定したものです。

・「募集・販売の取扱い等に関する契約」の概要

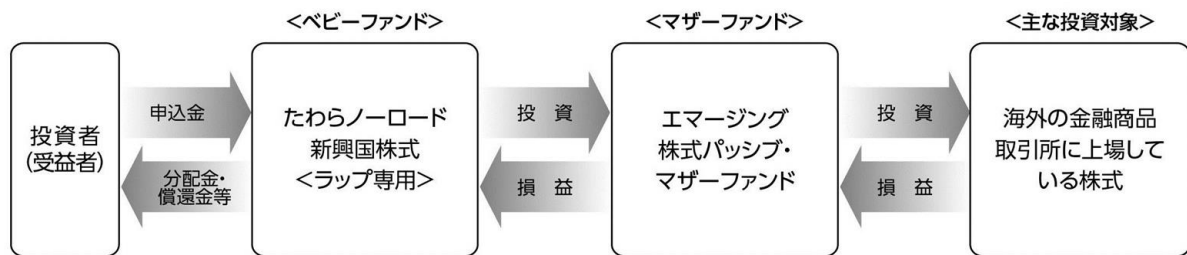
委託会社と販売会社との間においては、募集・販売の取扱い等に関する契約を締結しております。

当該契約の内容は、証券投資信託の募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資、収益分配金・一部解約金および償還金の受益者への支払い等に関する包括的な規則を定めたものです。

●ファミリーファンド方式とは●

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金の全部または一部をマザーファンド受益証券に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



○委託会社の概況

名称：アセットマネジメントOne株式会社

本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

資本金の額

20億円（2023年11月30日現在）

委託会社の沿革

1985年7月1日	会社設立
1998年3月31日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1998年12月1日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
1999年10月1日	第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。
2008年1月1日	「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「D I A Mアセットマネジメント株式会社」に商号変更
2016年10月1日	D I A Mアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更

大株主の状況

(2023年11月30日現在)

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	28,000株※1	70.0%※2
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	30.0%※2

※1：A種種類株式（15,510株）を含みます。

※2：普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生命ホールディングス株式会社49.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

<基本方針>

この投資信託は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）の動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行います。

<投資対象>

エマージング株式パッシブ・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

<投資態度>

①エマージング株式パッシブ・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として海外の金融商品取引所に上場している株式（*）に実質的に投資し、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）の動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行います。

（*）DR（預託証券）もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等を含みます。

②原則として、マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持します。

③実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。

④資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

当ファンドが対象指数の変動を基準価額の変動に適正に反映するための手法に関する事項については、上記 1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>をご参照ください。

(2)【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類（約款第16条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限りません。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

②運用の指図範囲等（約款第17条第1項）

委託会社は、信託金を主としてアセットマネジメントOne株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された証券投資信託であるエマージング株式パッシブ・マザーファンド受益証券（以下「マザーファンド」といいます。）のほか次の有価証券（金融商品取引法

第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、振替投資法人債を含みます。）
8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
9. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）新株予約権証券および新投資口予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.～12.の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替受益権を含みます。）
15. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
22. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

23. 外国の者に対する権利で上記22.の有価証券の性質を有するもの

なお、1.の証券または証書、13.および18.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から7.までの証券ならびに13.および18.の証券または証書のうち2.から7.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14.の証券および15.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③運用の指図範囲等（約款第17条第2項）

委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図をすることができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

（参考）当ファンドが投資対象とするマザーファンドの概要

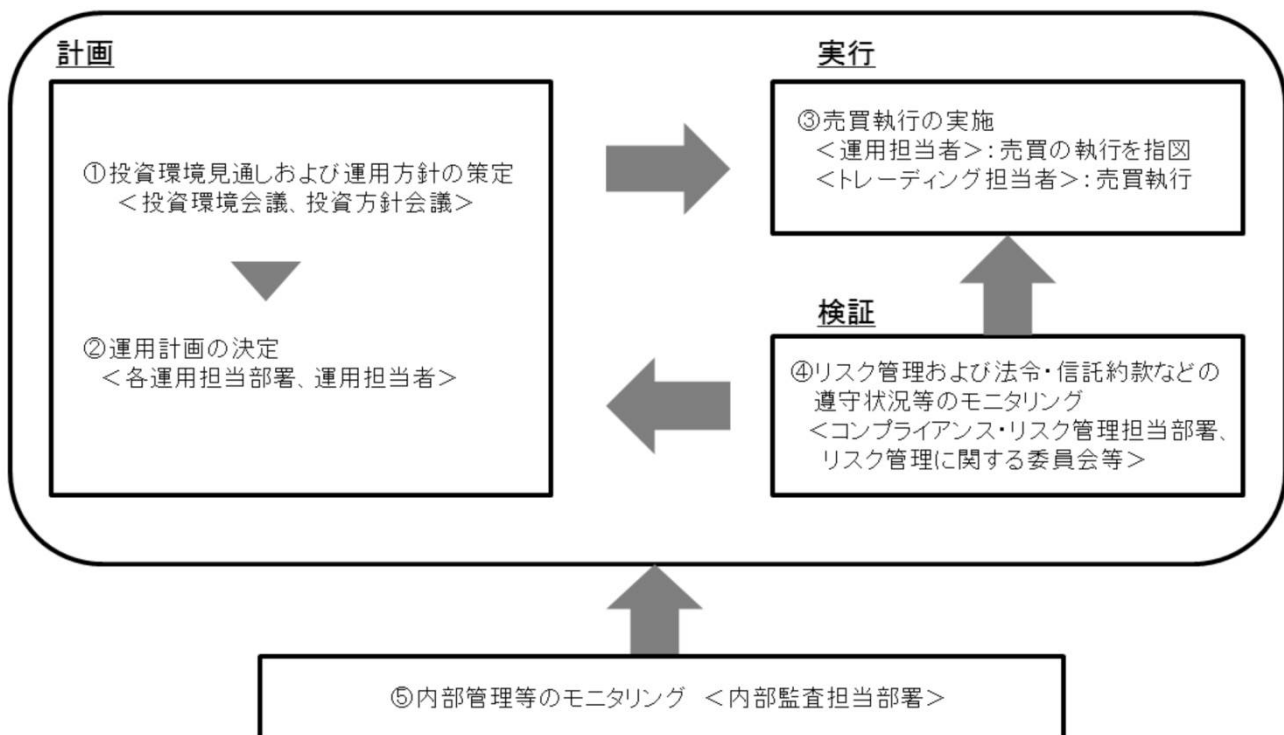
ファンド名	エマージング株式パッシブ・マザーファンド
基本方針	この投資信託は、主として海外の金融商品取引所に上場している株式（*）に投資し、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）の動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行います。 （*）DR（預託証券）もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券及び証書等を含みます。
主な投資対象	海外の金融商品取引所に上場している株式を主要投資対象とします。
投資態度	①主として海外の金融商品取引所に上場している株式に投資し、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）の動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行います。 ②原則として、株式の組入比率は高位を維持します。 ③外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
主な投資制限	①株式への投資割合には、制限を設けません。 ②外貨建資産への投資には、制限を設けません。 ③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ④デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 ⑤外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。

⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

(3) 【運用体制】

a. ファンドの運用体制



① 投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

② 運用計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

③ 売買執行の実施

運用担当者は、売買計画に基づいて売買の執行を指図します。トレーディング担当者は、最良執行をめざして売買の執行を行います。

④ モニタリング

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署（人数60～70人程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的開催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

⑤ 内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署（人数10～20人程度）が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

b. ファンドの関係法人に関する管理

ファンドの関係法人である受託会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

c. 運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

※運用体制は2023年11月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

※上記体制は、マザーファンドを通じた実質的な運用体制を記載しております。

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時（原則として毎年5月8日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

(1) 分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(2) 分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。

(3) 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

② 収益分配方式

(1) 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1) 信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から、諸経費、監査費用および当該監査費用にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2) 売買損益に評価損益を加減した額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のある時はその全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

(2) 上記1) および2) におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるこの信託の信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(3) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

③ 収益分配金の支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

- ① マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。（約款「運用の基本方針」2. 運用方法（3）投資制限）
- ② 株式への実質投資割合には制限を設けません。（約款「運用の基本方針」2. 運用方法（3）投資制限）
- ③ マザーファンド受益証券以外の投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。（約款「運用の基本方針」2. 運用方法（3）投資制限）
- ④ スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引および有価証券先物取引等の利用はヘッジ目的に限定します。（約款「運用の基本方針」2. 運用方法（3）投資制限）

- ⑤一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する実質比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。（約款「運用の基本方針」2. 運用方法（3）投資制限）
- ⑥外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。（約款「運用の基本方針」2. 運用方法（3）投資制限）
- ⑦非株式への実質投資割合は、信託財産総額の50%以下とします。（約款「運用の基本方針」2. 運用方法（3）投資制限）
- ⑧投資する株式等の範囲（約款第20条）
- 1) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 - 2) 上記1) の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- ⑨信用取引の指図範囲（約款第21条）
- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 - 2) 上記1) の信用取引の指図は、次の1. ～6. に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1. ～6. に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5. に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
- ⑩先物取引等の運用指図（約款第22条）
- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範

囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（信託財産の組入ヘッジ対象有価証券およびマザーファンドの組入ヘッジ対象有価証券のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入ヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金とマザーファンドが限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金の割合を乗じて得た額をいいます。）を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに上記(2)投資対象③運用の指図範囲等の1.～4.に掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額」といいます。）とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額の割合を乗じて得た額をいいます。）の合計額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、⑩で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

2) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券とマザーファンドの信託財産に属する外貨建有価証券のう

ち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を加えた額の買付代金等実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ⑩で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

3) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記（2）投資対象③運用の指図範囲等1.～4.に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象金利商品の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）の合計額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに上記（2）投資対象③運用の指図範囲等の1.～4.に掲げる金融商品で運用している額（以下2.において「金融商品運用額等」といいます。）とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を加えた額を差引いた額をいいます。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ⑩で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑪スワップ取引の運用指図（約款第23条）

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクや為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- 2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下3）において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4) 上記3）においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 5) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 6) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

⑫金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（約款第24条）

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクや為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下3）において同じ。）が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。以下3）において同じ。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4) 上記3）においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファ

ンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- 5) 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下5)において同じ。）が、信託財産にかかるヘッジ対象とする外貨建資産（「ヘッジ対象外貨建資産」といいます。以下5)において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。以下5)において同じ。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- 6) 上記5)においてマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 7) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 8) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

⑬デリバティブ取引等にかかる投資制限（約款第25条）

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑭有価証券の貸付の指図および範囲（約款第26条）

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1.～2.の範囲内で貸付の指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2) 上記1) 1.～2.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

⑮特別な場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第27条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑯外国為替予約取引の指図（約款第28条）

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、または為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- 2) 上記1)の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と、信託財産にかかる売予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産(マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。)の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- 3) 上記2)においてマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 4) 上記2)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑰資金の借入れ（約款第34条）

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、および運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- 3) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑩同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の総数が、当該株式の議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図してはなりません。

3【投資リスク】

<基準価額の主な変動要因>

当ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

○カントリーリスク

投資する国・地域の政治・経済の不安定化等は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドが実質的に投資を行う新興国の経済状況は、先進国経済と比較して一般的に脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化などが金融市場におよぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制や課徴的な税制、海外への送金規制などの種々な規制の導入や政策の変更等の要因も金融市場に著しい影響をおよぼす可能性があります。

○株価変動リスク

投資する企業の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。

株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、発行会社の業績・財務状況、または市場の需給や流動性等の影響を受けます。当ファンドは、実質的に株式に投資をしますので、株式市場の変動により基準価額が上下します。

○為替リスク

為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドは、実質組入外貨建資産について原則として対円で為替ヘッジを行わないため為替変動の影響を受けます。このため為替相場が当該実質組入資産の通貨に対して円高になった場合には基準価額が下がる要因となります。

○信用リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドが実質的に投資する株式の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、株式の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準

価額が下がる要因となります。

○流動性リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドにおいて有価証券等を実質的に売却または取得する際に、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることもあり、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

<その他の留意点>

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- 収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご留意ください。

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことと、受益者毎に異なります。

分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
- 当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じてMSCI エマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）の動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行いますが、当該インデックス採用全銘柄を組入れない場合があること、資金流出入から組入銘柄の売買執行までのタイミングにずれが生じること、売買時のコストや信託報酬等の費用を負担すること等により、基準価額と当該インデックスが乖離する場合があります。
- 当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等があった場合、資金変動が起こり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響をおよぼす場合があります。

- 資金動向、市況動向等によっては、投資態度にしたがった運用ができない場合があります。
- 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付または解約の受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付または解約の受付を取り消すことができるものとします。
- 当ファンドは、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合、受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、対象インデックスが改廃された場合、その他やむを得ない事情が発生した場合は、当初定められていた信託期間の途中でも信託を終了（繰上償還）する場合があります。

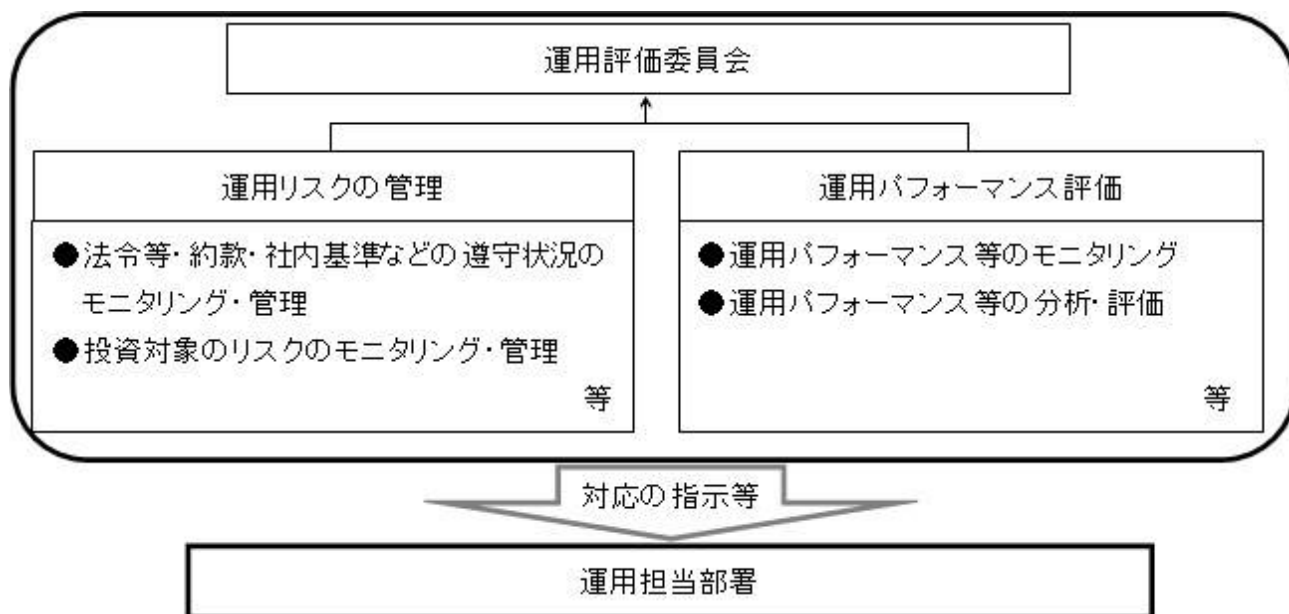
・注意事項

- イ. 当ファンドは、実質的に株式等の値動きのある有価証券（外貨建資産へ投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。
- ロ. 投資信託は、預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- ハ. 投資信託は、購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- ニ. 投資信託は、投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合があります、これによる損失は購入者が負担することとなります。

<リスク管理体制>

委託会社におけるファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

- ・運用リスクの管理：運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。
- ・運用パフォーマンス評価：運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。
- ・運用評価委員会：上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、運用評価委員会は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。



- ・流動性リスク管理：委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

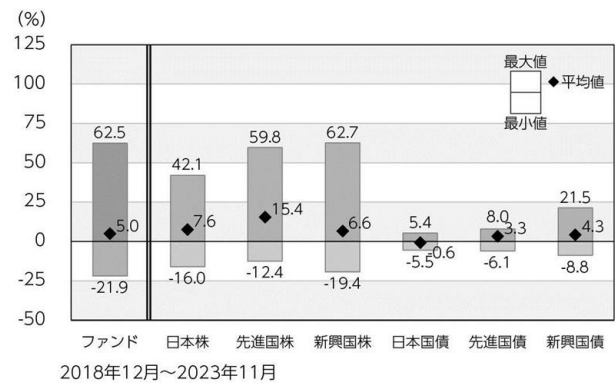
※リスク管理体制は2023年11月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

＜参考情報＞

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。
*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数(TOPIX)」は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標準または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標準または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注) 海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

ありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1012%（税抜0.092%）

支払先	内訳（税抜）	主な役務
委託会社	年率0.062%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	年率0.010%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	年率0.020%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

※信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

※信託報酬は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のときに信託報酬にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。

◆税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

(4) 【その他の手数料等】

○信託財産留保額

ありません。

○その他の費用

その他費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。

①信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立て替えた立替金の利息および借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

②監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用は、受益者の負担とし、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき、当該監査に要する費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。

③有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

④マザーファンドで負担する有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用は、間接的に当ファンドで負担することになります。

※上記の「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

(5) 【課税上の取扱い】

◇当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

○個人の受益者に対する課税

①収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用なし）のいずれかを選択することもできます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②解約時および償還時

解約時および償還時の差益（譲渡益）※については、譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率での申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）を利用する場合、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

※解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③損益通算について

解約（換金）時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告を行うことにより上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募株式投資信託および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）など。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額（配当所得については申告分離課税を選択したものに限り、）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います（確定申告不要）。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

○法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。））の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2024年1月1日現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

※課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

◇個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

<個別元本について>

- ①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで同一ファンドの受益権を取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。
- ③収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の<収益分配金の課税について>を参照。）

<収益分配金の課税について>

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配の際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

… (参考情報) ファンドの総経費率 …

総経費率 (①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
0.26%	0.10%	0.16%

(表示桁数未満を四捨五入)

※対象期間:2022年5月10日~2023年5月8日

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※総経費率には、ファンドにより購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税以外にも計算に含まれない費用が存在する場合があります。

※なお、当ファンドについては、入手し得る情報において計算に含まれていない費用はありません。

※費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、当ファンドはファンド名称を変更しておりますので、名称変更前の「D IAM新興国株式インデックスファンド<為替ヘッジなし>(ファンドラップ)」の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

2023年11月30日現在

資産の種類	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	5,698,823,818	100.00
内 日本	5,698,823,818	100.00
コール・ローン、その他の資産 (負債控除後)	79,491	0.00
純資産総額	5,698,903,309	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

(参考)

エマージング株式パッシブ・マザーファンド

2023年11月30日現在

資産の種類	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	82,972,343,099	92.99
内 ケイマン諸島	13,789,705,862	15.45
内 インド	13,245,390,775	14.84
内 台湾	12,962,242,139	14.53
内 韓国	10,630,956,552	11.91
内 中国	8,879,750,655	9.95
内 ブラジル	4,541,869,286	5.09
内 サウジアラビア	3,383,448,101	3.79
内 南アフリカ	2,408,102,502	2.70
内 インドネシア	1,581,451,687	1.77
内 メキシコ	1,563,637,739	1.75
内 タイ	1,496,588,895	1.68
内 マレーシア	1,147,661,291	1.29
内 アラブ首長国連邦	1,089,652,644	1.22
内 香港	789,615,545	0.88
内 カタール	741,673,659	0.83
内 ポーランド	739,750,342	0.83
内 クエート	641,686,079	0.72
内 トルコ	577,516,670	0.65
内 フィリピン	520,626,218	0.58
内 ギリシャ	421,104,923	0.47
内 チリ	409,378,582	0.46
内 バミューダ	347,411,162	0.39
内 アメリカ	303,959,501	0.34
内 ハンガリー	211,046,962	0.24
内 チェコ	137,841,784	0.15
内 イギリス	103,693,810	0.12
内 ルクセンブルグ	82,369,453	0.09
内 コロンビア	82,253,662	0.09
内 エジプト	50,973,843	0.06
内 オランダ	46,617,019	0.05
内 ペルー	25,354,784	0.03
内 シンガポール	19,010,973	0.02
内 ロシア	0	0.00

	内 キプロス	0	0.00
	内 イギリス領バージン諸島	0	0.00
投資信託受益証券		708,927,714	0.79
	内 メキシコ	505,147,334	0.57
	内 ブラジル	203,780,380	0.23
投資証券		80,176,933	0.09
	内 メキシコ	54,712,724	0.06
	内 南アフリカ	25,464,209	0.03
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		5,467,826,350	6.13
純資産総額		89,229,274,096	100.00

その他資産の投資状況

2023年11月30日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引（買建）	5,475,857,310	6.14
内 アメリカ	5,475,857,310	6.14

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

（注3）先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

2023年11月30日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （％） 償還日	投資 比率 （％）
1	エマージング株式パッシブ・マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	3,692,861,469	1.4077 5,198,591,072	1.5432 5,698,823,818	— —	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2023年11月30日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.00
合計	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

（参考）

エマージング株式パッシブ・マザーファンド

2023年11月30日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類 業種	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （％） 償還日	投資 比率 （％）
1	TAIWAN SEMICONDUCTOR 台湾	株式 半導体・	2,081,866	2,494.30 5,192,813,913	2,704.45 5,630,319,991	— —	6.31

		半導体制 造装置					
2	TENCENT HOLDINGS LTD ケイマン諸島	株式 インタラ クティ ブ・メ ディアお よびサー ビス	566,800	6,761.32 3,832,318,593	5,972.28 3,385,088,304	— —	3.79
3	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD 韓国	株式 コン ピュー タ・周辺 機器	403,642	7,587.00 3,062,432,409	8,295.06 3,348,238,644	— —	3.75
4	ALIBABA GROUP HOLDING LTD ケイマン諸島	株式 大規模小 売り	1,388,968	1,722.70 2,392,787,754	1,369.66 1,902,425,022	— —	2.13
5	RELIANCE INDUSTRIES LTD インド	株式 石油・ガ ス・消耗 燃料	257,162	3,839.09 987,269,650	4,273.24 1,098,916,487	— —	1.23
6	PDD HOLDINGS INC ADR ケイマン諸島	株式 大規模小 売り	50,641	11,114.78 562,864,058	20,844.23 1,055,572,707	— —	1.18
7	MEITUAN ケイマン諸島	株式 ホテル・ レストラ ン・レ ジャー	429,610	2,484.67 1,067,440,618	1,704.07 732,088,949	— —	0.82
8	INFOSYS LTD インド	株式 情報技術 サービス	281,161	2,275.21 639,701,499	2,598.08 730,481,020	— —	0.82
9	ICICI BANK LTD インド	株式 銀行	435,384	1,621.98 706,187,928	1,672.48 728,174,515	— —	0.82
10	SK HYNIX INC 韓国	株式 半導体・ 半導体制 造装置	46,198	10,818.46 499,791,488	14,878.63 687,363,410	— —	0.77
11	CHINA CONSTRUCTION BANK 中国	株式 銀行	8,117,530	98.56 800,109,623	84.40 685,145,508	— —	0.77
12	HDFC BANK LTD インド	株式 銀行	234,638	2,881.61 676,135,860	2,775.28 651,187,791	— —	0.73
13	VALE SA ブラジル	株式 金属・鋁 業	289,089	2,267.51 655,514,216	2,200.57 636,162,514	— —	0.71
14	MEDIATEK INC 台湾	株式 半導体・ 半導体制 造装置	128,747	3,379.20 435,062,486	4,466.59 575,060,938	— —	0.64
15	NETEASE INC ケイマン諸島	株式 娯楽	164,400	2,813.95 462,614,921	3,330.91 547,601,932	— —	0.61

16	HON HAI PRECISION INDUSTRY 台湾	株式 電子装 置・機 器・部品	1,050,367	489.72 514,395,939	480.58 504,788,734	— —	0.57
17	AL RAJHI BANK サウジアラビア	株式 銀行	165,180	2,969.16 490,446,866	2,972.73 491,037,028	— —	0.55
18	TATA CONSULTANCY SERVICES LTD インド	株式 情報技術 サービス	77,213	5,655.68 436,692,035	6,254.47 482,926,778	— —	0.54
19	SAMSUNG ELECTRONICS-PFD 韓国	株式 コン ピュー タ・周辺 機器	68,941	6,428.78 443,206,649	6,594.97 454,664,516	— —	0.51
20	NASPERS LTD 南アフリカ	株式 大規模小 売り	16,610	26,079.07 433,173,439	26,922.59 447,184,311	— —	0.50
21	PETROLEO BRASILEIRO SA ブラジル	株式 石油・ガ ス・消耗 燃料	400,612	824.76 330,409,012	1,055.49 422,845,103	— —	0.47
22	BAIDU INC ケイマン諸島	株式 インタラ クティ ブ・メ ディアお よびサー ビス	191,500	2,437.88 466,855,517	2,168.48 415,264,686	— —	0.47
23	JD.COM INC ケイマン諸島	株式 大規模小 売り	199,935	2,693.19 538,463,109	2,008.34 401,538,257	— —	0.45
24	BANK CENTRAL ASIA TBK PT インドネシア	株式 銀行	4,675,300	86.72 405,467,193	85.44 399,457,632	— —	0.45
25	IND & COMM BK OF CHINA - H 中国	株式 銀行	5,507,235	78.42 431,903,882	70.08 385,973,463	— —	0.43
26	PING AN INSURANCE GROUP CO-H 中国	株式 保険	569,000	984.55 560,212,859	673.53 383,238,570	— —	0.43
27	ITAU UNIBANCO HOLDING SA ブラジル	株式 銀行	408,547	792.12 323,619,716	932.06 380,791,061	— —	0.43
28	XIAOMI CORP ケイマン諸島	株式 コン ピュー タ・周辺 機器	1,301,600	240.07 312,482,640	291.64 379,602,789	— —	0.43
29	AXIS BANK LTD インド	株式 銀行	192,806	1,585.48 305,691,030	1,887.06 363,837,840	— —	0.41
30	PETROLEO BRASILEIRO SA	株式	318,110	929.87	1,119.01	—	0.40

	ブラジル	石油・ガス・消耗燃料	295,803,745	355,969,374	—	
--	------	------------	-------------	-------------	---	--

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2023年11月30日現在

種類	投資比率 (%)
株式	92.99
投資信託受益証券	0.79
投資証券	0.09
合計	93.87

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

2023年11月30日現在

業種	国内／外国	投資比率 (%)
銀行	外国	15.57
半導体・半導体製造装置		9.27
コンピュータ・周辺機器		6.00
インタラクティブ・メディアおよびサービス		5.13
石油・ガス・消耗燃料		4.75
大規模小売り		4.64
金属・鉱業		3.57
自動車		2.91
化学		2.67
保険		2.46
電子装置・機器・部品		2.43
情報技術サービス		2.11
ホテル・レストラン・レジャー		1.96
食品		1.57
不動産管理・開発		1.44
生活必需品流通・小売り		1.44
無線通信サービス		1.38
電気設備		1.30
医薬品		1.26
各種電気通信サービス		1.23
飲料		1.20
コングロマリット		1.20
娯楽		1.09
金融サービス		1.05
電力		1.02
資本市場		0.91
独立系発電事業者・エネルギー販売業者		0.91
繊維・アパレル・贅沢品		0.86
ヘルスケア・プロバイダー／ヘルスケア・サービス		0.86
バイオテクノロジー		0.70
専門小売り		0.69
建設資材		0.69
パーソナルケア用品		0.68

ライフサイエンス・ツール／サービス	0.66
建設・土木	0.65
機械	0.63
自動車用部品	0.63
消費者金融	0.62
運送インフラ	0.62
ガス	0.34
タバコ	0.34
家庭用耐久財	0.34
陸上運輸	0.33
旅客航空輸送	0.32
航空宇宙・防衛	0.31
航空貨物・物流サービス	0.28
各種消費者サービス	0.27
海上運輸	0.26
ソフトウェア	0.25
通信機器	0.23
紙製品・林産品	0.19
ヘルスケア機器・用品	0.14
商社・流通業	0.13
水道	0.11
家庭用品	0.08
メディア	0.07
エネルギー設備・サービス	0.06
建設関連製品	0.05
商業サービス・用品	0.05
総合公益事業	0.05
容器・包装	0.02
レジャー用品	0.02
合計	92.99

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

(参考)

エマージング株式パッシブ・マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考)

エマージング株式パッシブ・マザーファンド

2023年11月30日現在

種類	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物 取引	I C E - U S	MINI MSCI EMG MKT Dec23	買建	756	5,336,195,961	5,475,857,310	6.14

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

(3) 【運用実績】

①【純資産の推移】

直近日（2023年11月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (百万円)	純資産総額 (分配付) (百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (円)
第1計算期間末 (2016年5月9日)	87	87	0.8529	0.8529
第2計算期間末 (2017年5月8日)	142	142	1.1068	1.1068
第3計算期間末 (2018年5月8日)	613	613	1.2620	1.2620
第4計算期間末 (2019年5月8日)	582	582	1.1999	1.1999
第5計算期間末 (2020年5月8日)	299	299	0.9818	0.9818
第6計算期間末 (2021年5月10日)	464	464	1.5292	1.5292
第7計算期間末 (2022年5月9日)	408	408	1.4173	1.4173
第8計算期間末 (2023年5月8日)	7,785	7,785	1.4324	1.4324
2022年11月末日	309	—	1.4186	—
12月末日	295	—	1.3634	—
2023年1月末日	266	—	1.4613	—
2月末日	6,993	—	1.4187	—
3月末日	7,890	—	1.4194	—
4月末日	7,638	—	1.4060	—
5月末日	8,104	—	1.4665	—
6月末日	8,368	—	1.5537	—
7月末日	8,470	—	1.6043	—
8月末日	8,384	—	1.5746	—
9月末日	5,673	—	1.5400	—
10月末日	5,564	—	1.5021	—
11月末日	5,698	—	1.5773	—

②【分配の推移】

	1口当たりの分配金 (円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000
第6計算期間	0.0000
第7計算期間	0.0000
第8計算期間	0.0000

③【収益率の推移】

	収益率 (%)
第1計算期間	△14.7
第2計算期間	29.8
第3計算期間	14.0
第4計算期間	△4.9
第5計算期間	△18.2
第6計算期間	55.8
第7計算期間	△7.3
第8計算期間	1.1
2023年5月9日～2023年11月8日	10.2

(注) 収益率は期間騰落率です。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第1計算期間	129,591,732	26,991,803
第2計算期間	62,978,954	36,948,855
第3計算期間	431,614,135	74,348,988
第4計算期間	105,114,236	105,182,033
第5計算期間	130,269,060	311,243,808
第6計算期間	132,844,771	134,109,348
第7計算期間	61,003,290	76,424,748
第8計算期間	5,454,367,616	307,380,587
2023年5月9日～ 2023年11月8日	524,291,110	2,241,448,619

(注1) 本邦外における設定及び解約はありません。

(注2) 第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

基準価額・純資産の推移 《2015年10月13日～2023年11月30日》



分配の推移 (税引前)

年次	分配額 (円)
2019年 5月	0円
2020年 5月	0円
2021年 5月	0円
2022年 5月	0円
2023年 5月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たりです。

※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。
 ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。
 (設定日:2015年10月13日)

主要な資産の状況

■組入銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。計理処理の関係上、一時的に100%を超える場合があります。

順位	銘柄名	比率(%)
1	エマージング株式パッシブ・マザーファンド	100.00

■エマージング株式パッシブ・マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

資産の状況

資産の種類	比率(%)
株式	92.99
内 ケイマン諸島	15.45
内 インド	14.84
内 台湾	14.53
内 韓国	11.91
内 中国	9.95
内 その他	26.31
投資信託受益証券	0.79
内 メキシコ	0.57
内 ブラジル	0.23
投資証券	0.09
内 メキシコ	0.06
内 南アフリカ	0.03
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	6.13
合計(純資産総額)	100.00

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	比率(%)
1	TAIWAN SEMICONDUCTOR	株式	台湾	半導体・半導体製造装置	6.31
2	TENCENT HOLDINGS LTD	株式	ケイマン諸島	インタラクティブ・メディアおよびサービス	3.79
3	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	株式	韓国	コンピュータ・周辺機器	3.75
4	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	株式	ケイマン諸島	大規模小売り	2.13
5	RELIANCE INDUSTRIES LTD	株式	インド	石油・ガス・消耗燃料	1.23
6	PDD HOLDINGS INC ADR	株式	ケイマン諸島	大規模小売り	1.18
7	MEITUAN	株式	ケイマン諸島	ホテル・レストラン・レジャー	0.82
8	INFOSYS LTD	株式	インド	情報技術サービス	0.82
9	ICICI BANK LTD	株式	インド	銀行	0.82
10	SK HYNIX INC	株式	韓国	半導体・半導体製造装置	0.77

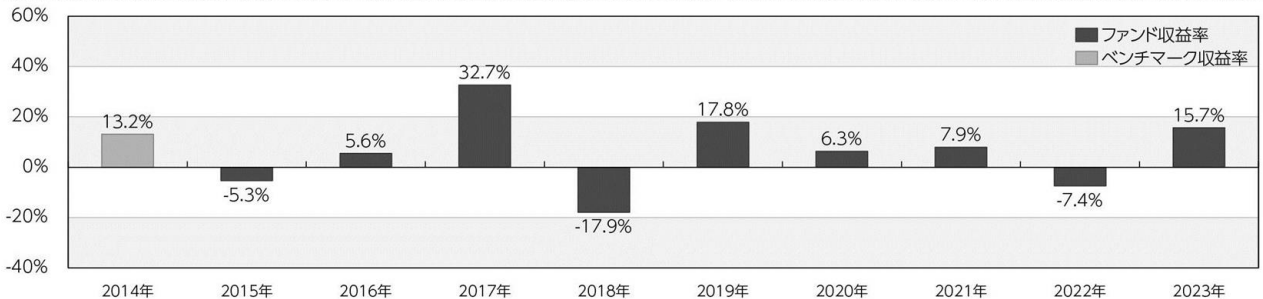
株式組入上位5業種

順位	業種	比率(%)
1	銀行	15.57
2	半導体・半導体製造装置	9.27
3	コンピュータ・周辺機器	6.00
4	インタラクティブ・メディアおよびサービス	5.13
5	石油・ガス・消耗燃料	4.75

その他資産の投資状況

資産の種類	比率(%)
株価指数先物取引(買建)	6.14

年間収益率の推移 (暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。
 ※2015年は設定日から年末までの収益率、および2023年については年初から基準日までの収益率を表示しています。
 ※2014年は、ベンチマークの収益率を表示しています。当ファンドのベンチマークは「MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)」です。

- 掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
- ベンチマークの情報はあくまでも参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
- 委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

当ファンドは、ラップ口座にかかる契約^{※1}に基づいて、ラップ口座の資金を運用するためのファンドです。

当ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社にラップ口座を開設した者等に限るものとします。

※1 当該契約については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約を使用することがあります。

当ファンドは、収益の分配が行われた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」と、収益分配金を無手数料で再投資する「分配金再投資コース」があり、「分配金再投資コース」を取得申込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがい分配金再投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、受益者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。販売会社までお問い合わせください。

当ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後1時までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。

ただし、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、香港証券取引所、韓国証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行、香港の銀行または韓国の銀行のいずれかの休業日に該当する日（以下、「海外休業日」という場合があります。）には、お申込みの受付を行いません。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得のお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

※受益権の取得申込者は委託会社または販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、委託会社または販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

・お申込価額

お申込日の翌営業日の基準価額[※]とします。

「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

※「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口あたりに換算した基準価額で表示することがあります。）

<基準価額の照会方法等>

基準価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター:0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

- ・お申込手数料
ありません。

・お申込単位

各販売会社が定める単位とします。

「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」によるお申込みが可能です。お申込みになる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

※取扱コースおよびお申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

※「分配金再投資コース」により、収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。

※当初元本は1口当たり1円です。

・払込期日

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに、買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を經由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、解約の請求をすることができます。委託会社は、解約の請求を受付けた場合には、信託契約の一部を解約します。

解約の請求の受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後1時までに行われ、かつ、解約の受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

※海外休業日には、解約の受付を行いません。

※解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、受益者が解約の請求をするときは、委託会社または販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。

※委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約の受付を中止することおよびすでに受付けた解約の請求の受付を取り消すことができます。解約の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受付けたものとして、下記に準じて計算した価額とします。

・解約価額

解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※当ファンドの解約価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

コールセンター:0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

・解約単位

各販売会社が定める単位とします。

※解約単位は販売会社にお問い合わせください。

・解約代金の受渡日

解約代金は、原則として解約請求受付日より起算して6営業日目から販売会社の営業所等において支払います。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

<主な投資対象の時価評価方法の原則>

投資対象	評価方法
マザーファンド 受益証券	計算日の基準価額
株式	計算日※における金融商品取引所等の最終相場
外貨建資産の円換算	計算日の国内における対顧客電信売買相場の仲値
外国為替予約の円換算	計算日の国内における対顧客先物売買相場の仲値

※外国で取引されているものについては、計算時に知りうる直近の日

基準価額（1万口当たり）は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されま
す。

※当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター:0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

信託期間は、2015年10月13日から、原則として無期限です。

※ただし、下記「(5)その他 イ. 償還規定」の場合には、信託終了前に信託契約を解約し、信託を
終了させることがあります。

（4）【計算期間】

a. 計算期間は、原則として毎年5月9日から翌年5月8日までとします。

b. 上記a.の規定にかかわらず、上記a.の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当
日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日よ
り次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了
日とします。

（5）【その他】

イ. 償還規定

- 委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認め
る場合、受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、対象インデックスが改廃された場合、
またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を
終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨
を監督官庁に届け出ます。
- 委託会社は、上記a.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いま
す。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項を
定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもっ
てこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- 上記b.の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が
属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。イ. 償還規定c.において
同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れ
ている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成する
ものとみなします。
- 上記b.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数を
もって行います。

- e. 上記b. からd. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b. からd. までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。
- f. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- g. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記「ロ. 信託約款の変更等b.」の書面決議が否決された場合を除き、その投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- h. 受託会社は委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は下記「ロ. 信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。
- i. この信託は、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

ロ. 信託約款の変更等

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、約款を変更することまたはこの信託と他の投資信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、約款はa. からg. に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、上記a. の事項（上記a. の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記a. の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 上記b. の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- d. 上記b. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 上記b. からe. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 上記a. からf. の規定にかかわらず、この信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- h. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて約款を変更しようとするときは、上記a. からg. の規定にしたがい約款を変更します。
- i. この信託は、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

ハ. 関係法人との契約の更改

証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約について、委託会社と販売会社との間の当該契約は、原則として期間満了の3ヵ月前までに当事者間の別段の意思表示がない限り、1年毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

ニ. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページに掲載します。

(URL <https://www.am-one.co.jp/>)

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載して行います。

ホ. 運用報告書

- ・委託会社は、毎年5月8日（休業日の場合は翌営業日とします。）および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に対して交付します。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

(URL <https://www.am-one.co.jp/>)

4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者が収益分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

なお、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は受託会社から受けた収益分配金を、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

(3) 一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、2023年8月8日付でファンドの名称を「D I AM新興国株式インデックスファンド<為替ヘッジなし>（ファンドラップ）」から「たわらノーロード 新興国株式<ラップ専用>」に変更することを決定いたしました。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期計算期間（2022年5月10日から2023年5月8日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年7月7日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているD I A M新興国株式インデックスファンド<為替ヘッジなし>（ファンドラップ）の2022年5月10日から2023年5月8日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、D I A M新興国株式インデックスファンド<為替ヘッジなし>（ファンドラップ）の2023年5月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

1【財務諸表】

【D I A M新興国株式インデックスファンド<為替ヘッジなし>（ファンドラップ）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第7期 2022年5月9日現在	第8期 2023年5月8日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	469,600	1,991,712
親投資信託受益証券	408,418,559	7,785,404,235
未収入金	5,000	23,000
流動資産合計	408,893,159	7,787,418,947
資産合計		
	408,893,159	7,787,418,947
負債の部		
流動負債		
未払解約金	—	225,294
未払受託者報酬	99,760	362,502
未払委託者報酬	359,299	1,305,136
その他未払費用	7,897	55,291
流動負債合計	466,956	1,948,223
負債合計		
	466,956	1,948,223
純資産の部		
元本等		
元本	288,166,595	5,435,153,624
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	120,259,608	2,350,317,100
（分配準備積立金）	55,171,989	89,896,808
元本等合計	408,426,203	7,785,470,724
純資産合計		
	408,426,203	7,785,470,724
負債純資産合計		
	408,893,159	7,787,418,947

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第7期 自 2021年5月11日 至 2022年5月9日	第8期 自 2022年5月10日 至 2023年5月8日
営業収益		
受取利息	—	14
有価証券売買等損益	△35,855,671	△5,319,324
営業収益合計	△35,855,671	△5,319,310
営業費用		
支払利息	150	2,081
受託者報酬	209,085	441,454
委託者報酬	753,016	1,589,480
その他費用	16,562	61,520
営業費用合計	978,813	2,094,535
営業利益又は営業損失(△)	△36,834,484	△7,413,845
経常利益又は経常損失(△)	△36,834,484	△7,413,845
当期純利益又は当期純損失(△)	△36,834,484	△7,413,845
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△3,421,676	△3,051,905
期首剰余金又は期首欠損金(△)	160,647,684	120,259,608
剰余金増加額又は欠損金減少額	33,887,346	2,366,224,809
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	33,887,346	2,366,224,809
剰余金減少額又は欠損金増加額	40,862,614	131,805,377
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	40,862,614	131,805,377
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金(△)	120,259,608	2,350,317,100

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第8期	
	自 2022年5月10日	至 2023年5月8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年5月8日を計算期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、前計算期間末日を2022年5月9日としております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	第7期	第8期
	2022年5月9日現在	2023年5月8日現在
1. 期首元本額	303,588,053円	288,166,595円
期中追加設定元本額	61,003,290円	5,454,367,616円
期中一部解約元本額	76,424,748円	307,380,587円
2. 受益権の総数	288,166,595口	5,435,153,624口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第7期	第8期
	自 2021年5月11日 至 2022年5月9日	自 2022年5月10日 至 2023年5月8日
1. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(7,815,839円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(69,657,299円)及び分配準備積立金(47,356,150円)より分配対象収益は124,829,288円(1万口当たり4,331.84円)であります。分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(57,481,882円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(2,332,575,610円)及び分配準備積立金(32,414,926円)より分配対象収益は2,422,472,418円(1万口当たり4,457.04円)であります。分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第7期	第8期
	自 2021年5月11日 至 2022年5月9日	自 2022年5月10日 至 2023年5月8日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ロー	同左

<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>ン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。</p> <p>運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。</p>	<p>同左</p>
--------------------------	--	-----------

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第7期 2022年5月9日現在	第8期 2023年5月8日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	<p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>	<p>同左</p>
2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第7期 2022年5月9日現在	第8期 2023年5月8日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	△32,597,196	△3,197,690
合計	△32,597,196	△3,197,690

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第7期 2022年5月9日現在	第8期 2023年5月8日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,4173円 (14,173円)	1,4324円 (14,324円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

2023年5月8日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	エマージング株式パッシブ・マザーファンド	5,558,620,759	7,785,404,235	
親投資信託受益証券	合計	5,558,620,759	7,785,404,235	
合計			7,785,404,235	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「エマージング株式パッシブ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

同親投資信託の状況は以下の通りであります。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

エマージング株式パッシブ・マザーファンド
貸借対照表

(単位：円)

2023年5月8日現在

資産の部	
流動資産	
預金	2,408,823,642
コール・ローン	2,924,416,623
株式	83,308,908,154
投資信託受益証券	630,786,734
投資証券	84,897,890
派生商品評価勘定	76,276,728
未収入金	343,861
未収配当金	184,780,401
差入委託証拠金	2,225,094,867
流動資産合計	91,844,328,900
資産合計	91,844,328,900
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	11,848,400
未払解約金	2,766,337,000
流動負債合計	2,778,185,400
負債合計	2,778,185,400
純資産の部	
元本等	
元本	63,592,858,441
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	25,473,285,059
元本等合計	89,066,143,500
純資産合計	89,066,143,500
負債純資産合計	91,844,328,900

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2022年5月10日 至 2023年5月8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>為替予約取引 原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	2023年5月8日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	43,429,070,459円
同期中追加設定元本額	55,018,272,429円
同期中一部解約元本額	34,854,484,447円
元本の内訳	
ファンド名	
D I A M新興国株式インデックスファンド<DC年金>	9,246,286,800円
D I A M新興国株式インデックスファンド<為替ヘッジなし> (ファンドラップ)	5,558,620,759円
M I T O ラップ型ファンド (安定型)	2,988,235円

MITO ラップ型ファンド (中立型)	13,488,680円
MITO ラップ型ファンド (積極型)	35,424,595円
グローバル8資産ラップファンド (安定型)	39,846,275円
グローバル8資産ラップファンド (中立型)	28,006,114円
グローバル8資産ラップファンド (積極型)	29,386,432円
たわらノーロード 新興国株式	11,551,442,438円
たわらノーロード 新興国株式<ラップ向け>	3,004,106,436円
たわらノーロード バランス (8資産均等型)	3,898,745,202円
たわらノーロード バランス (堅実型)	34,372,328円
たわらノーロード バランス (標準型)	132,281,579円
たわらノーロード バランス (積極型)	225,513,998円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (保守型)	93,091円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (安定型)	54,244,266円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (安定成長型)	187,781,842円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (成長型)	151,756,894円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (積極型)	286,977,899円
たわらノーロード 最適化バランス (安定型)	741,446円
たわらノーロード 最適化バランス (安定成長型)	9,542,284円
たわらノーロード 最適化バランス (成長型)	2,538,885円
たわらノーロード 最適化バランス (積極型)	7,696,620円
たわらノーロード 全世界株式	418,112,088円
One DC 新興国株式インデックスファンド	849,426,807円
マネックス資産設計ファンド エボリューション	374,552,081円
DIAM DC 8資産バランスファンド (新興国10)	401,972,605円
DIAM DC 8資産バランスファンド (新興国20)	596,408,352円
DIAM DC 8資産バランスファンド (新興国30)	1,087,770,065円
投資のソムリエ	12,713,727,623円
クルーズコントロール	461,026,035円
投資のソムリエ<DC年金>	990,511,302円
DIAM 8資産バランスファンドN<DC年金>	458,074,216円
投資のソムリエ<DC年金>リスク抑制型	950,127,208円
リスク抑制世界8資産バランスファンド	3,796,500,721円
ワールドアセットバランス (基本コース)	594,531,654円
ワールドアセットバランス (リスク抑制コース)	1,409,351,964円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2045)	61,245,091円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2055)	30,260,671円
リスク抑制世界8資産バランスファンド (DC)	6,811,041円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2035)	156,283,800円
リスクコントロール世界資産分散ファンド	2,564,457,161円
9資産分散投資・スタンダード<DC年金>	337,580,035円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2040)	64,995,454円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2050)	33,263,512円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2060)	20,058,285円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2065)	4,399,409円
One グローバル最適化バランス (成長型) <ラップ向け>	26,727,581円
エマージング株式パッシブファンドVA (適格機関投資家専用)	11,065,925円
投資のソムリエ・私募 (適格機関投資家限定)	337,479,081円
リスクコントロール世界8資産バランスファンド (FOFs用) (適格機関投資家専用)	5,220,897円
しあわせの一步・私募 (適格機関投資家限定)	10,674,871円
DIAM世界アセットバランスファンド2VA (適格機関投資家限定)	219,255,788円
DIAM世界アセットバランスファンド3VA (適格機関投資家限定)	99,104,020円

計	63,592,858,441円
2. 受益権の総数	63,592,858,441口

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2022年5月10日 至 2023年5月8日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引及び為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、株価及び為替相場の変動によるリスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2023年5月8日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2023年5月8日現在
----	-------------

	当期の 損益に含まれた 評価差額 (円)
株式	△1,766,064,976
投資信託受益証券	23,318,736
投資証券	△1,162,125
合計	△1,743,908,365

(注) 「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間（2023年4月19日から2023年5月8日まで）に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

通貨関連

種類	2023年5月8日現在				
	契約額等 (円)	うち		時価 (円)	評価損益 (円)
		1年超			
市場取引以外の取引 為替予約取引 買建 アメリカ・ドル	204,526,260	—	204,539,431	13,171	
	204,526,260	—	204,539,431	13,171	
合計	204,526,260	—	204,539,431	13,171	

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

1. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。

・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

2. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

3. 換算において円未満の端数は切捨てております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

株式関連

種類	2023年5月8日現在				
	契約額等 (円)	うち		時価 (円)	評価損益 (円)
		1年超			
市場取引 先物取引 買建	5,117,798,423	—	5,182,213,580	64,415,157	
合計	5,117,798,423	—	5,182,213,580	64,415,157	

(注) 時価の算定方法

株価指数先物取引

1. 原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
 ※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記)
 該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

2023年5月8日現在	
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.4006円 (14,006円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

2023年5月8日現在

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	TRIP.COM GROUP LTD ADR	51,704	33.100	1,711,402.400	
	CIA DE MINAS BUENAVENTURA SA ADR	17,959	7.230	129,843.570	
	SURGUTNEFTEGAZ SP ADR PREF	24,210	0.000	0.000	
	CREDICORP LTD	6,817	141.350	963,582.950	
	MOBILE TELESYSTEMS PUBLIC JOINT STOCK COMPANY ADR	42,311	0.000	0.000	
	SOUTHERN COPPER CORP	8,272	79.210	655,225.120	
	GAZPROM PJSC	966,942	0.000	0.000	
	LUKOIL PJSC	33,845	0.000	0.000	
	COMMERCIAL INTERNATIONAL BANK SP GDR	306,034	1.192	364,792.520	
	INNER MONGOLIA YITAI COAL CO	82,700	1.440	119,088.000	
	SHANGHAI LUJIAZUI FIN&TRADE	86,488	0.760	65,730.880	
	SHANGHAI BAOSIGHT SOFTWARE CO LTD	57,440	3.377	193,974.880	
	EFG-HERMES HOLDINGS GDR	50,259	0.900	45,233.100	
	SURGUTNEFTEGAZ ADR	71,084	0.000	0.000	
	X5 RETAIL GROUP NV GDR	16,003	0.000	0.000	
	NOVATEK PJSC GDR	7,413	0.000	0.000	
	NOVOLIPETSK STEEL GDR	13,260	0.000	0.000	
	MMC NORILSK NICKEL ADR	53,953	0.000	0.000	
	MAGNIT PJSC	7,574	0.000	0.000	
	ROSNEFT OIL CO PJSC	107,951	0.000	0.000	
	SEVERSTAL GDR	18,608	0.000	0.000	
	TATNEFT ADR	19,509	0.000	0.000	
	VTB BANK PJSC	304,000,000	0.000	0.000	
VIPSHOP HOLDINGS LTD ADR	39,653	14.890	590,433.170		
TAL EDUCATION GROUP-ADR	46,195	5.900	272,550.500		
VK CO LTD GDR	9,858	0.000	0.000		

	SBERBANK OF RUSSIA PJSC	897,112	0.000	0.000	
	YANDEX NV	25,601	0.000	0.000	
	PHOSAGRO PJSC GDR	18,163	0.000	0.000	
	H WORLD GROUP LTD ADR	18,169	45.060	818,695.140	
	JOYY INC-ADR	4,368	29.860	130,428.480	
	DAQO NEW ENERGY CORP ADR	5,996	44.730	268,201.080	
	ZAI LAB LTD ADR	8,902	37.650	335,160.300	
	TCS GROUP HOLDING PLC GDR	9,961	0.000	0.000	
	QIFU TECHNOLOGY INC ADR	12,687	18.200	230,903.400	
	NIO INC ADR	129,454	8.150	1,055,050.100	
	TENCENT MUSIC ENTERTAINMENT GROUP ADR	70,412	7.310	514,711.720	
	AUTOHOME INC ADR	7,801	29.670	231,455.670	
	MINISO GROUP HOLDING LTD ADR	8,323	16.730	139,243.790	
	WEIBO CORP ADR	6,261	16.380	102,555.180	
	KANZHUN LTD ADR	16,973	18.710	317,564.830	
	KE HOLDINGS INC ADR	62,796	16.030	1,006,619.880	
	LEGEND BIOTECH CORP ADR	5,058	66.990	338,835.420	
	OZON HOLDINGS PLC ADR	4,537	0.000	0.000	
	LUFAX HOLDING LTD ADR	60,438	1.720	103,953.360	
	PDD HOLDINGS INC ADR	48,284	63.060	3,044,789.040	
	YUM CHINA HOLDINGS INC	39,696	62.580	2,484,175.680	
	IQIYI INC ADR	40,457	6.010	243,146.570	
	POLYUS PJSC GDR	6,787	0.000	0.000	
	ZTO EXPRESS CAYMAN INC ADR	39,634	27.770	1,100,636.180	
アメリカ・ドル	小計	307,693,912		17,577,982.910 (2,375,488,610)	
アラブ首長国連 邦・ディルハム	ABU DHABI ISLAMIC BANK PJSC	149,810	10.800	1,617,948.000	
	DUBAI ISLAMIC BANK PJSC	279,091	5.590	1,560,118.690	
	EMIRATES TELECOMMUNICATIONS GROUP CO PJSC	331,106	23.400	7,747,880.400	
	ABU DHABI COMMERCIAL BANK PJSC	274,284	8.450	2,317,699.800	
	FIRST ABU DHABI BANK PJSC	417,320	14.100	5,884,212.000	
	EMAAR PROPERTIES PJSC	629,131	6.000	3,774,786.000	
	ALDAR PROPERTIES PJSC	353,066	5.400	1,906,556.400	
	EMIRATES NBD BANK PJSC	179,241	14.050	2,518,336.050	
	Q HOLDING PJSC	222,915	2.670	595,183.050	
	MULTIPLY GROUP	313,448	3.090	968,554.320	
	ABU DHABI NATIONAL OIL CO FOR DISTRIBUTION PJSC	311,988	4.410	1,375,867.080	
アラブ首長国連邦・ディルハム	小計	3,461,400		30,267,141.790 (1,115,646,846)	
インド・ルピー	RELIANCE INDUSTRIES LTD	291,511	2,441.750	711,796,984.250	

BHARAT PETROLEUM CORP LTD	88,686	365.450	32,410,298.700	
ASIAN PAINTS LTD	36,230	3,012.950	109,159,178.500	
BANK OF BARODA	94,220	183.400	17,279,948.000	
EICHER MOTORS LTD	13,332	3,355.100	44,730,193.200	
GRASIM INDUSTRIES LTD	24,184	1,752.500	42,382,460.000	
MAHINDRA & MAHINDRA LTD	83,151	1,211.200	100,712,491.200	
SHREE CEMENT LTD	1,110	24,516.200	27,212,982.000	
ICICI BANK LTD	495,554	926.950	459,353,780.300	
HINDUSTAN PETROLEUM CORP LTD	68,931	254.000	17,508,474.000	
STATE BANK OF INDIA LTD	171,879	576.500	99,088,243.500	
CONTAINER CORP OF INDIA LTD	28,293	623.700	17,646,344.100	
TATA STEEL LTD	700,346	108.650	76,092,592.900	
TATA MOTORS LTD	158,284	477.100	75,517,296.400	
JSW STEEL LTD	71,665	733.350	52,555,527.750	
TATA CONSUMER PRODUCTS LTD	52,102	776.250	40,444,177.500	
BAJAJ HOLDINGS & INVESTMENT LTD	2,895	6,814.400	19,727,688.000	
TATA POWER CO LTD	149,677	200.150	29,957,851.550	
BRITANNIA INDUSTRIES LTD	10,684	4,626.000	49,424,184.000	
NESTLE INDIA LTD	3,163	22,019.850	69,648,785.550	
GAIL INDIA LTD	214,962	107.650	23,140,659.300	
KOTAK MAHINDRA BANK LTD	53,417	1,928.700	103,025,367.900	
VEDANTA LTD	74,877	274.700	20,568,711.900	
AXIS BANK LTD	218,025	865.300	188,657,032.500	
TITAN COMPANY LTD	33,701	2,732.900	92,101,462.900	
OIL & NATURAL GAS CORP LTD	232,874	160.300	37,329,702.200	
COLGATE-PALMOLIVE INDIA LTD	10,260	1,567.450	16,082,037.000	
BHARAT ELECTRONICS LTD	351,792	106.300	37,395,489.600	
LUPIN LTD	17,511	704.350	12,333,872.850	
MPHASIS LTD	8,886	1,820.000	16,172,520.000	
ACC LTD	5,168	1,764.650	9,119,711.200	
BAJAJ FINANCE LTD	26,002	6,389.850	166,148,879.700	
HOUSING DEVELOPMENT FINANCE CORP	165,710	2,702.300	447,798,133.000	
INFOSYS LTD	321,610	1,259.100	404,939,151.000	
WIPRO LTD	129,052	379.400	48,962,328.800	
TATA ELXSI LTD	3,406	6,660.250	22,684,811.500	
MRF LTD	165	98,614.050	16,271,318.250	
INDIAN OIL CORP LTD	258,817	82.800	21,430,047.600	
HINDUSTAN UNILEVER LTD	78,339	2,500.750	195,906,254.250	
TRENT LTD	18,269	1,416.800	25,883,519.200	
APOLLO HOSPITALS ENTERPRISE LTD	9,366	4,602.500	43,107,015.000	
HCL TECHNOLOGIES LTD	89,989	1,055.550	94,987,888.950	

DABUR INDIA LTD	63,591	505.000	32,113,455.000	
HERO MOTOCORP LTD	10,549	2,547.250	26,870,940.250	
SRF LTD	13,432	2,529.700	33,978,930.400	
BALKRISHNA INDUSTRIES LTD	6,540	2,139.200	13,990,368.000	
DR REDDYS LABORATORIES LTD	10,956	4,942.500	54,150,030.000	
BHARTI AIRTEL LTD	212,884	787.300	167,603,573.200	
UNITED SPIRITS LTD	26,870	787.050	21,148,033.500	
SUN PHARMACEUTICAL INDUSTRIES LTD	90,188	970.450	87,522,944.600	
DIVI'S LABORATORIES LTD	12,165	3,290.800	40,032,582.000	
MARUTI SUZUKI INDIA LTD	11,559	8,948.650	103,437,445.350	
AUROBINDO PHARMA LTD	21,102	599.050	12,641,153.100	
HAVELLS INDIA LTD	22,729	1,285.800	29,224,948.200	
TVS MOTOR COMPANY LTD	19,301	1,214.950	23,449,749.950	
INDRAPRASTHA GAS LTD	30,576	483.150	14,772,794.400	
JINDAL STEEL & POWER LTD	32,770	583.100	19,108,187.000	
SAMVARDHANA MOTHERSON INTERNAT	210,454	75.300	15,847,186.200	
SHRIRAM FINANCE LTD	21,163	1,318.850	27,910,822.550	
PETRONET LNG LTD	65,233	226.200	14,755,704.600	
CIPLA LTD/INDIA	44,987	924.800	41,603,977.600	
LARSEN & TOUBRO LTD	65,638	2,377.500	156,054,345.000	
ULTRATECH CEMENT LTD	9,568	7,628.800	72,992,358.400	
TATA CONSULTANCY SERVICES LTD	87,562	3,230.700	282,886,553.400	
ADANI ENTERPRISES LTD	14,972	1,920.300	28,750,731.600	
NTPC LTD	367,112	174.250	63,969,266.000	
YES BANK LTD	1,230,792	15.950	19,631,132.400	
AMBUJA CEMENTS LTD	53,117	400.550	21,276,014.350	
BHARAT FORGE LTD	26,609	760.250	20,229,492.250	
HINDALCO INDUSTRIES LTD	127,764	434.250	55,481,517.000	
ITC LTD	285,179	428.750	122,270,496.250	
PIDILITE INDUSTRIES LTD	15,113	2,472.100	37,360,847.300	
UNITED PHOSPHORUS LTD	49,294	714.850	35,237,815.900	
TORRENT PHARMACEUTICALS LTD	9,851	1,649.750	16,251,687.250	
SIEMENS INDIA LTD	7,173	3,634.450	26,069,909.850	
INFO EDGE INDIA LTD	6,590	3,816.350	25,149,746.500	
CG POWER AND INDUSTRIAL SOLUTIONS LTD	53,606	305.550	16,379,313.300	
GODREJ CONSUMER PRODUCTS LTD	41,211	936.650	38,600,283.150	
TECH MAHINDRA LTD	54,861	1,036.400	56,857,940.400	
INDIAN HOTELS CO LTD	78,700	358.700	28,229,690.000	
MARICO LTD	53,087	493.600	26,203,743.200	
PAGE INDUSTRIES LTD	589	41,117.900	24,218,443.100	
ABB LTD/INDIA	4,473	3,718.850	16,634,416.050	
DLF LTD	54,870	427.200	23,440,464.000	

	POWER GRID CORP OF INDIA LTD	294,062	241.050	70,883,645.100	
	ADANI PORTS AND SPECIAL ECONOMIC ZONE	48,212	683.900	32,972,186.800	
	BAJAJ FINSERV LTD	35,961	1,359.250	48,879,989.250	
	BAJAJ AUTO LTD	6,864	4,463.100	30,634,718.400	
	JUBILANT FOODWORKS LTD	40,548	465.150	18,860,902.200	
	ADANI POWER LTD	77,437	239.850	18,573,264.450	
	MUTHOOT FINANCE LTD	11,565	1,057.600	12,231,144.000	
	COAL INDIA LTD	156,007	237.400	37,036,061.800	
	INDUS TOWERS LTD	64,346	152.050	9,783,809.300	
	PI INDUSTRIES LTD	7,418	3,443.200	25,541,657.600	
	VARUN BEVERAGES LTD	20,555	1,452.600	29,858,193.000	
	TUBE INVESTMENTS OF INDIA LTD	9,403	2,639.850	24,822,509.550	
	LTIMINDTREE LTD	8,199	4,487.850	36,795,882.150	
	ADANI GREEN ENERGY LTD	27,884	940.550	26,226,296.200	
	HDFC LIFE INSURANCE CO LTD	90,835	539.700	49,023,649.500	
	AU SMALL FINANCE BANK LTD	15,799	674.100	10,650,105.900	
	BANDHAN BANK LTD	58,928	229.600	13,529,868.800	
	ADANI TOTAL GAS LTD	27,988	918.800	25,715,374.400	
	GODREJ PROPERTIES LTD	12,688	1,324.200	16,801,449.600	
	CHOLAMANDALAM INVESTMENT AND FINANCE CO LTD	39,547	991.850	39,224,691.950	
	SBI CARDS & PAYMENT SERVICES LTD	23,890	800.600	19,126,334.000	
	INDIAN RAILWAY CATERING & TOURISM CORP LTD	26,775	625.400	16,745,085.000	
	ZOMATO LTD	332,258	65.400	21,729,673.200	
	BERGER PAINTS INDIA LTD	18,655	617.250	11,514,798.750	
	ADANI TRANSMISSIONS LTD	25,273	999.000	25,247,727.000	
	AVENUE SUPERMARTS LTD	15,132	3,598.200	54,447,962.400	
	ICICI LOMBARD GENERAL INSURANCE CO LTD	23,926	1,072.150	25,652,260.900	
	ICICI PRUDENTIAL LIFE INSURANCE CO LTD	36,667	435.700	15,975,811.900	
	INTERGLOBE AVIATION LTD	9,662	2,158.850	20,858,808.700	
	SBI LIFE INSURANCE CO LTD	41,701	1,173.700	48,944,463.700	
インド・ルピー	小計	10,101,060		6,969,322,754.050 (11,569,075,772)	
インドネシア・ルピア	ANEKA TAMBANG TBK PT	902,200	2,040.000	1,840,488,000.000	
	BARITO PACIFIC TBK PT	2,885,085	820.000	2,365,769,700.000	
	UNITED TRACTORS TBK PT	169,701	24,150.000	4,098,279,150.000	
	INDOFOOD SUKSES MAKMUR TBK PT	357,000	6,700.000	2,391,900,000.000	
	UNILEVER INDONESIA TBK	822,500	4,490.000	3,693,025,000.000	

	PT				
	PT ASTRA INTERNATIONAL TBK	1,890,700	6,150.000	11,627,805,000.000	
	TELKOM INDONESIA PERSERO TBK	4,646,900	4,170.000	19,377,573,000.000	
	CHAROEN POKPHAND INDONESIA TBK PT	752,600	4,790.000	3,604,954,000.000	
	INDAH KIAT PULP AND PAPER CORP TBK PT	292,400	7,100.000	2,076,040,000.000	
	BANK MANDIRI	3,476,000	5,175.000	17,988,300,000.000	
	BANK RAKYAT INDONESIA	6,455,300	5,225.000	33,728,942,500.000	
	BANK NEGARA INDONESIA PERSERO TBK PT	717,900	9,250.000	6,640,575,000.000	
	KALBE FARMA TBK PT	1,810,100	2,150.000	3,891,715,000.000	
	SEMEN INDONESIA PERSERO TBK PT	274,432	5,700.000	1,564,262,400.000	
	BANK CENTRAL ASIA TBK PT	5,248,300	9,000.000	47,234,700,000.000	
	VALE INDONESIA TBK PT	287,700	7,000.000	2,013,900,000.000	
	ADARO ENERGY INDONESIA TBK PT	1,380,900	2,790.000	3,852,711,000.000	
	INDOFOOD CBP SUKSES MAKMUR TBK PT	259,300	10,875.000	2,819,887,500.000	
	SUMBER ALFARIA TRIJAYA TBK PT	1,697,900	2,970.000	5,042,763,000.000	
	SARANA MENARA NUSANTARA TBK PT	2,218,600	1,010.000	2,240,786,000.000	
	MERDEKA COPPER GOLD TBK PT	1,232,482	3,610.000	4,449,260,020.000	
	インドネシア・ルピア 小計	37,778,000		182,543,636,270.000 (1,679,401,454)	
オフショア・人 民元	EVE ENERGY CO LTD	13,032	64.100	835,351.200	
	SIEYUAN ELECTRIC CO LTD	5,800	44.040	255,432.000	
	LUXI CHEMICAL GROUP CO LTD	22,700	10.900	247,430.000	
	WUS PRINTED CIRCUIT KUNSHAN CO LTD	5,940	20.250	120,285.000	
	CHINA ZHENHUA GROUP SCIENCE & TECHNOLOGY CO LTD	3,000	88.660	265,980.000	
	DO-FLUORIDE NEW MATERIALS CO LTD	7,140	19.230	137,302.200	
	GUANGZHOU YUEXIU FINANCIAL HOLDINGS GROUP CO LTD	48,300	7.060	340,998.000	
	TIANSHUI HUATIAN TECHNOLOGY CO LTD	12,000	8.820	105,840.000	
	GANFENG LITHIUM GROUP CO LTD	12,080	63.930	772,274.400	
	YUNNAN ALUMINIUM CO LTD	12,200	13.560	165,432.000	
	KUANG-CHI TECHNOLOGIES	17,500	17.390	304,325.000	

CO LTD				
UNISPLENDOR CORP LTD	21,240	27.910	592,808.400	
JIANGXI SPECIAL ELECTRIC MOTOR CO LTD	10,500	12.350	129,675.000	
SHANDONG SUN PAPER INDUSTRY JSC LTD	19,100	11.110	212,201.000	
HANGZHOU TIGERMED CONSULTING CO LTD	1,200	88.000	105,600.000	
SUNWODA ELECTRONIC CO LTD	16,200	16.210	262,602.000	
CHANGCHUN HIGH & NEW TECHNOLOGY INDUSTRY GROUP INC	2,100	164.780	346,038.000	
NORTH INDUSTRIES GROUP RED ARROW CO LTD	8,900	18.040	160,556.000	
MANGO EXCELLENT MEDIA CO LTD	8,100	35.640	288,684.000	
SUZHOU DONGSHAN PRECISION MANUFACTURING CO LTD	13,900	23.780	330,542.000	
YINTAI GOLD CO LTD	23,900	13.070	312,373.000	
TANGSHAN JIDONG CEMENT CO LTD	31,500	8.480	267,120.000	
ZHEFU HOLDING GROUP CO LTD	61,800	4.020	248,436.000	
GEM CO LTD	29,100	6.700	194,970.000	
THUNDER SOFTWARE TECHNOLOGY CO LTD	2,600	80.240	208,624.000	
WALVAX BIOTECHNOLOGY CO LTD	6,900	30.480	210,312.000	
ZHEJIANG CENTURY HUATONG GROUP CO LTD	18,600	5.960	110,856.000	
INNER MONGOLIA DIAN TOU ENERGY CORP LTD	16,900	13.780	232,882.000	
SUNGROW POWER SUPPLY CO LTD	9,800	107.510	1,053,598.000	
WUHAN GUIDE INFRARED CO LTD	11,995	10.980	131,705.100	
HANGZHOU ROBAM APPLIANCES CO LTD	5,904	25.400	149,961.600	
ZHEJIANG NHU CO LTD	27,312	16.590	453,106.080	
HANGZHOU BINJIANG REAL ESTATE GROUP CO LTD	29,600	9.910	293,336.000	
SHIJIAZHANG YILING PHARMACEUTICAL CO LTD	13,360	31.940	426,718.400	
FUJIAN SUNNER DEVELOPMENT CO LTD	6,600	21.020	138,732.000	
BEIJING NEW BUILDING MATERIALS PLC	5,100	26.110	133,161.000	
GUANGDONG HAID GROUP CO LTD	9,300	53.640	498,852.000	

GOTION HIGH-TECH CO LTD	10,400	27.300	283,920.000	
JIANGSU YUYUE MEDICAL EQUIPMENT & SUPPLY CO LTD	11,500	32.900	378,350.000	
MUYUAN FOODSTUFF CO LTD	33,300	47.150	1,570,095.000	
CHONGQING ZHIFEI BIOLOGICAL PRODUCTS CO LTD	11,300	78.460	886,598.000	
CETC CYBERSPACE SECURITY TECHNOLOGY CO LTD	5,700	32.130	183,141.000	
SHANXI XISHAN COAL & ELECTRICITY POWER CO LTD	18,000	10.190	183,420.000	
CHINA BAOAN GROUP CO LTD	18,000	10.460	188,280.000	
TIANQI LITHIUM CORP	10,100	72.160	728,816.000	
CHINA GREATWALL TECHNOLOGY GROUP CO LTD	11,200	11.260	126,112.000	
BEIJING YANJING BREWERY CO LTD	2,900	12.730	36,917.000	
TIANMA MICROELECTRONICS CO LTD	10,100	8.800	88,880.000	
NAVINFO CO LTD	5,600	11.630	65,128.000	
BY-HEALTH CO LTD	14,100	23.530	331,773.000	
DAAN GENE CO LTD	13,900	12.750	177,225.000	
SICHUAN KELUN PHARMACEUTICAL CO LTD	2,100	31.490	66,129.000	
HUALAN BIOLOGICAL ENGINEERING INC	7,800	22.540	175,812.000	
RONGSHENG PETRO CHEMICAL CO LTD	71,750	13.030	934,902.500	
CHINA RESOURCES SANJIU MEDICAL & PHARMACEUTICAL CO LTD	6,000	65.960	395,760.000	
UNIGROUP GUOXIN MICROELECTRONICS CO LTD	6,139	101.210	621,328.190	
INSPUR ELECTRONIC INFORMATION INDUSTRY CO LTD	3,570	38.860	138,730.200	
GRG BANKING EQUIPMENT CO LTD	12,700	11.990	152,273.000	
SHANXI TAIGANG STAINLESS STEEL CO LTD	36,700	4.030	147,901.000	
FAW JIEFANG GROUP CO LTD	32,000	8.320	266,240.000	
AIER EYE HOSPITAL GROUP CO LTD	37,367	28.910	1,080,279.970	
CHAOZHOU THREE-CIRCLE GROUP CO LTD	10,800	29.500	318,600.000	
SHANGHAI BAIRUN INVESTMENT HOLDING GROUP CO LTD	3,584	42.700	153,036.800	
SHENZHEN SALUBRIS PHARMACEUTICALS CO LTD	11,100	36.100	400,710.000	

LEPU MEDICAL TECHNOLOGY BEIJING CO LTD	6,900	23.800	164,220.000	
XCMG CONSTRUCTION MACHINERY CO LTD	37,500	6.430	241,125.000	
DONG-E-E-JIAO CO LTD	4,900	52.800	258,720.000	
GUANGZHOU HAIGE COMMUNICATIONS GROUP INC CO	15,300	9.560	146,268.000	
HUADONG MEDICINE CO LTD	7,500	41.380	310,350.000	
YANTAI JEREH OILFIELD SERVICES GROUP CO LTD	5,000	24.390	121,950.000	
TONGLING NONFERROUS METALS GROUP CO LTD	99,100	3.220	319,102.000	
37 INTERACTIVE ENTERTAINMENT NETWORK TECHNOLOGY GROUP CO LTD	6,600	34.850	230,010.000	
AECC AERO-ENGINE CONTROL CO LTD	9,800	23.800	233,240.000	
LUZHOU LAOJIAO CO LTD	8,100	223.790	1,812,699.000	
SHENZHEN INOVANCE TECHNOLOGY CO LTD	17,800	58.760	1,045,928.000	
BEIJING DABEINONG TECHNOLOGY GROUP CO LTD	14,950	7.020	104,949.000	
TCL ZHONGHUAN RENEWABLE ENERGY	22,300	40.450	902,035.000	
SONGCHENG PERFORMANCE DEVELOPMENT CO LTD	8,740	13.510	118,077.400	
BEIJING SHIJI INFORMATION TECHNOLOGY CO LTD	7,448	19.000	141,512.000	
HITHINK ROYALFLUSH INFORMATION NETWORK CO LTD	2,100	174.950	367,395.000	
SHENZHEN ENERGY GROUP CO LTD	36,480	6.640	242,227.200	
BEIJING ENLIGHT MEDIA CO LTD	14,300	11.240	160,732.000	
LUXSHARE PRECISION INDUSTRY CO LTD	45,054	25.840	1,164,195.360	
QINGHAI SALT LAKE INDUSTRY CO LTD	29,900	20.150	602,485.000	
SHANXI SECURITIES CO LTD	27,500	5.980	164,450.000	
FOCUS MEDIA INFORMATION TECHNOLOGY CO LTD	71,300	7.250	516,925.000	
NEW HOPE LIUHE CO LTD	19,900	12.750	253,725.000	
ZHEJIANG DAHUA TECHNOLOGY CO LTD	19,100	22.350	426,885.000	
IFLYTEK CO LTD	11,800	58.050	684,990.000	
HESTEEL CO LTD	93,400	2.340	218,556.000	
GOERTEK INC	25,100	17.610	442,011.000	
GUOYUAN SECURITIES CO	21,300	7.150	152,295.000	

LTD				
BANK OF NINGBO CO LTD	32,600	27.680	902,368.000	
LENS TECHNOLOGY CO LTD	39,600	11.470	454,212.000	
TCL TECHNOLOGY GROUP CORPORATION	135,200	3.950	534,040.000	
CHANGJIANG SECURITIES CO LTD	28,300	6.120	173,196.000	
SHENZHEN OVERSEAS CHINESE TOWN CO LTD	37,600	4.920	184,992.000	
CHONGQING CHANGAN AUTOMOBILE CO LTD	40,488	11.800	477,758.400	
WESTERN SECURITIES CO LTD	22,700	6.770	153,679.000	
HENAN SHUANGHUI INVESTMENT & DEVELOPMENT CO LTD	27,400	24.890	681,986.000	
YUNNAN BAIYAO GROUP CO LTD	10,520	58.650	616,998.000	
EAST MONEY INFORMATION CO LTD	101,218	16.000	1,619,488.000	
JIANGSU YANGHE BREWERY JOINT-STOCK CO LTD	8,100	147.860	1,197,666.000	
WULIANGYE YIBIN CO LTD	22,900	173.710	3,977,959.000	
SHANGHAI RAAS BLOOD PRODUCTS CO LTD	4,000	6.690	26,760.000	
BOE TECHNOLOGY GROUP CO LTD	218,100	3.990	870,219.000	
CHINA MERCHANTS SHEKOU INDUSTRIAL ZONE HOLDINGS CO LTD	45,900	13.980	641,682.000	
GREE ELECTRIC APPLIANCES INC OF ZHUHAI	18,700	35.150	657,305.000	
GUOSEN SECURITIES CO LTD	42,300	9.820	415,386.000	
PING AN BANK CO LTD	107,000	12.910	1,381,370.000	
WENS FOODSTUFFS GROUP CO LTD	29,180	19.220	560,839.600	
SHENWAN HONGYUAN GROUP CO LTD	146,300	4.810	703,703.000	
CHINA VANKE CO LTD	55,100	15.540	856,254.000	
ZTE CORP	19,700	33.450	658,965.000	
ZOOMLION HEAVY INDUSTRY SCIENCE AND TECHNOLOGY CO LTD	28,500	6.580	187,530.000	
WEICHAI POWER CO LTD	48,100	12.800	615,680.000	
LIVZON PHARMACEUTICAL GROUP INC	4,200	36.080	151,536.000	
GF SECURITIES CO LTD	38,700	15.880	614,556.000	
XINJIANG GOLDWIND SCIENCE & TECHNOLOGY CO LTD	21,100	10.830	228,513.000	
BYD CO LTD	10,400	250.070	2,600,728.000	

YOUNGY CO LTD	2,100	68.180	143,178.000	
CECEP SOLAR ENERGY CO LTD	30,200	6.910	208,682.000	
GUANGDONG LY INTELLIGENT MANUFACTURING CO LTD	34,100	6.080	207,328.000	
GUANGZHOU TINCI MATERIALS TECHNOLOGY CO LTD	9,660	42.530	410,839.800	
SHENZHEN CAPCHEM TECHNOLOGY CO LTD	5,220	46.770	244,139.400	
LB GROUP CO LTD	11,000	17.140	188,540.000	
JIANGSU EASTERN SHENGHONG CO LTD	17,900	12.440	222,676.000	
SICHUAN YAHUA INDUSTRIAL GROUP CO LTD	8,400	18.260	153,384.000	
YANGZHOU YANGJIE ELECTRONIC TECHNOLOGY CO LTD	2,100	41.750	87,675.000	
ASIA - POTASH INTERNATIONAL INVESTMENT GUANGZHOU CO LTD	9,600	24.270	232,992.000	
SINOMA SCIENCE & TECHNOLOGY CO LTD	11,700	21.160	247,572.000	
SHENZHEN KSTAR SCIENCE AND TECHNOLOGY CO LTD	6,400	43.300	277,120.000	
APELOA PHARMACEUTICAL CO LTD	8,000	20.310	162,480.000	
ZHEJIANG WEIXING NEW BUILDING MATERIALS CO LTD	12,700	21.960	278,892.000	
NAURA TECHNOLOGY GROUP CO LTD	3,500	322.130	1,127,455.000	
INNER MONGOLIA YUAN XING ENERGY CO LTD	30,100	6.980	210,098.000	
NANTONG FUJITSU MICROELECTRONICS CO LTD	12,800	18.150	232,320.000	
HUAFON CHEMICAL CO LTD	34,200	7.100	242,820.000	
HUNAN VALIN STEEL CO LTD	57,300	4.990	285,927.000	
PERFECT WORLD CO LTD/CHINA	5,550	21.430	118,936.500	
ANHUI GUJING DISTILLERY CO LTD	1,600	299.250	478,800.000	
HENGYI PETROCHEMICAL CO LTD	15,600	7.500	117,000.000	
ZHEJIANG JINGSHENG MECHANICAL & ELECTRICAL CO LTD	6,600	67.020	442,332.000	
ZHEJIANG SUPOR CO LTD	600	51.210	30,726.000	
NINESTAR CORP	4,500	39.430	177,435.000	
YUNDA HOLDING CO LTD	25,420	11.900	302,498.000	
BETTA PHARMACEUTICALS CO	1,600	66.600	106,560.000	

LTD				
HENAN SHENHUO COAL & POWER CO LTD	16,900	15.340	259,246.000	
SHENZHEN YUTO PACKAGING TECHNOLOGY CO LTD	10,700	25.070	268,249.000	
ASYMCHEM LABORATORIES TIANJIN CO LTD	1,820	126.490	230,211.800	
JIUGUI LIQUOR CO LTD	1,800	108.700	195,660.000	
MEINIAN ONEHEALTH HEALTHCARE HOLDINGS CO LTD	15,100	6.800	102,680.000	
SF HOLDING CO LTD	32,000	54.470	1,743,040.000	
GUANGDONG KINLONG HARDWARE PRODUCTS CO LTD	1,800	68.800	123,840.000	
FIRST CAPITAL SECURITIES CO LTD	23,600	6.060	143,016.000	
BEIJING EASPRING MATERIAL TECHNOLOGY CO LTD	4,000	51.780	207,120.000	
INGENIC SEMICONDUCTOR CO LTD	2,500	82.450	206,125.000	
GUANGZHOU GREAT POWER ENERGY & TECHNOLOGY CO LTD	4,700	50.980	239,606.000	
BANK OF SHANGHAI CO LTD	51,790	6.380	330,420.200	
360 SECURITY TECHNOLOGY INC	38,900	15.450	601,005.000	
PEOPLE'S INSURANCE CO GROUP OF CHINA LTD	73,000	6.540	477,420.000	
ECOVACS ROBOTICS CO LTD	2,300	69.040	158,792.000	
CSC FINANCIAL CO LTD	26,100	26.260	685,386.000	
SHANGHAI PUTAILAI NEW ENERGY TECHNOLOGY CO LTD	12,180	50.610	616,429.800	
NANJING KING-FRIEND BIOCHEMICAL PHARMACEUTICAL CO LTD	9,100	14.600	132,860.000	
HENGLI PETROCHEMICAL CO LTD	33,200	15.430	512,276.000	
SICHUAN SWELLFUN CO LTD	3,100	62.880	194,928.000	
ZHESHANG SECURITIES CO LTD	22,500	10.500	236,250.000	
DASHENLIN PHARMACEUTICAL GROUP CO LTD	10,372	34.620	359,078.640	
SHANXI MEIJIN ENERGY CO LTD	38,800	7.860	304,968.000	
CHENGXIN LITHIUM GROUP CO LTD	3,700	30.950	114,515.000	
CHONGQING FULING ZHACAI GROUP CO LTD	5,200	25.790	134,108.000	
SATELLITE CHEMICAL CO LTD	15,278	14.530	221,989.340	

SHENZHEN KEDALI INDUSTRY CO LTD	3,000	131.880	395,640.000	
YEALINK NETWORK TECHNOLOGY CORP LTD	3,150	62.090	195,583.500	
YUNNAN ENERGY NEW MATERIAL CO LTD	3,900	101.530	395,967.000	
GUANGZHOU SHIYUAN ELECTRONIC TECHNOLOGY CO LTD	2,700	63.540	171,558.000	
JUEWEI FOOD CO LTD	3,100	39.330	121,923.000	
OPPEIN HOME GROUP INC	2,100	110.000	231,000.000	
ZHEJIANG HUAYOU COBALT CO LTD	9,116	51.680	471,114.880	
HEILONGJIANG AGRICULTURE CO LTD	9,500	13.680	129,960.000	
ZHONGJI INNOLIGHT CO LTD	3,000	78.390	235,170.000	
SICHUAN NEW ENERGY POWER CO LTD	10,300	14.410	148,423.000	
JIANGSU YOKE TECHNOLOGY CO LTD	4,700	67.990	319,553.000	
HANGZHOU OXYGEN PLANT GROUP CO LTD	6,900	42.580	293,802.000	
SHENNAN CIRCUITS CO LTD	4,540	77.140	350,215.600	
HUIZHOU DESAY SV AUTOMOTIVE CO LTD	3,000	99.840	299,520.000	
ZHEJIANG WOLWO BIO-PHARMACEUTICAL CO LTD	2,700	44.990	121,473.000	
JAFRON BIOMEDICAL CO LTD	8,030	29.260	234,957.800	
BGI GENOMICS CO LTD	1,300	60.620	78,806.000	
WEIHAI GUANGWEI COMPOSITES CO LTD	3,000	50.710	152,130.000	
CHINA RARE EARTH RESOURCES AND TECHNOLOGY CO LTD	3,100	31.160	96,596.000	
SHENZHEN KANGTAI BIOLOGICAL PRODUCTS CO LTD	3,200	29.530	94,496.000	
CAITONG SECURITIES CO LTD	12,700	7.870	99,949.000	
HOSHINE SILICON INDUSTRY CO LTD	2,400	71.670	172,008.000	
BANK OF CHENGDU CO LTD	21,300	13.850	295,005.000	
SHENGHE RESOURCES HOLDING CO LTD	13,200	12.920	170,544.000	
BETHEL AUTOMOTIVE SAFETY SYSTEMS CO LTD	4,200	63.790	267,918.000	
GUANGZHOU KINGMED DIAGNOSTICS GROUP CO LTD	1,900	78.740	149,606.000	
FOXCONN INDUSTRIAL INTERNET CO LTD	56,100	14.770	828,597.000	
SHENZHEN MINDRAY BIO-	7,400	314.360	2,326,264.000	

MEDICAL ELECTRONICS CO LTD				
HUAXI SECURITIES CO LTD	15,500	8.690	134,695.000	
SANGFOR TECHNOLOGIES INC	1,600	118.100	188,960.000	
SHENZHEN SENIOR TECHNOLOGY MATERIAL CO LTD	8,500	17.110	145,435.000	
OVCTEK CHINA INC	4,060	31.600	128,296.000	
SG MICRO CORP	3,150	121.590	383,008.500	
CONTEMPORARY AMPEREX TECHNOLOGY CO LTD	24,840	227.000	5,638,680.000	
GIGADEVICE SEMICONDUCTOR INC	3,016	104.800	316,076.800	
WUXI APPTTEC CO LTD	12,972	66.470	862,248.840	
FLAT GLASS GROUP CO LTD	10,300	30.500	314,150.000	
CHONGQING RURAL COMMERCIAL BANK CO LTD	92,100	4.100	377,610.000	
WINGTECH TECHNOLOGY CO LTD	7,300	51.860	378,578.000	
MAXSCEND MICROELECTRONICS CO LTD	2,560	97.180	248,780.800	
NINGXIA BAOFENG ENERGY GROUP CO LTD	29,700	13.010	386,397.000	
PHARMARON BEIJING CO LTD	4,950	47.150	233,392.500	
SHENZHEN DYNANONIC CO LTD	600	155.800	93,480.000	
BEIJING YUANLIU HONGYUAN ELECTRONIC TECHNOLOGY CO LTD	2,900	67.980	197,142.000	
SHANGHAI FRIENDESS ELECTRONIC TECHNOLOGY CORP LTD	1,100	191.090	210,199.000	
AMLOGIC SHANGHAI CO LTD	1,100	76.560	84,216.000	
BEIJING UNITED INFORMATION TECHNOLOGY CO LTD	3,900	57.210	223,119.000	
WESTERN SUPERCONDUCTING TECHNOLOGIES CO LTD	1,800	76.490	137,682.000	
ADVANCED MICRO-FABRICATION EQUIPMENT INC CHINA	3,000	170.300	510,900.000	
MONTAGE TECHNOLOGY CO LTD	5,400	58.940	318,276.000	
CHINA RAILWAY SIGNAL & COMMUNICATION CORP LTD	75,000	6.220	466,500.000	
NINGBO RONBAY NEW ENERGY TECHNOLOGY CO LTD	2,700	66.510	179,577.000	
ZHEJIANG HANGKE TECHNOLOGY INC CO	3,500	48.190	168,665.000	
TIANJIN 712 COMMUNICATION &	8,200	31.400	257,480.000	

BROADCASTING CO LTD				
SHANGHAI LINGANG HOLDINGS CORP LTD	26,300	12.420	326,646.000	
WILL SEMICONDUCTOR LTD	9,130	91.330	833,842.900	
HOYUAN GREEN ENERGY CO LTD	2,380	84.030	199,991.400	
JOINN LABORATORIES CHINA CO LTD	3,220	49.400	159,068.000	
MING YANG SMART ENERGY GROUP LTD	12,800	17.810	227,968.000	
BANK OF CHANGSHA CO LTD	43,700	8.430	368,391.000	
CHINA ZHESHANG BANK CO LTD	114,300	3.220	368,046.000	
PANGANG GROUP VANADIUM TITANIUM & RESOURCES CO LTD	70,700	4.160	294,112.000	
AVARY HOLDING SHENZHEN CO LTD	10,700	23.740	254,018.000	
CHINA GREAT WALL SECURITIES CO LTD	24,800	8.850	219,480.000	
SHENZHEN SC NEW ENERGY TECHNOLOGY CORP	2,200	105.780	232,716.000	
NINGBO ORIENT WIRES & CABLES CO LTD	2,900	43.750	126,875.000	
STARPOWER SEMICONDUCTOR LTD	800	236.000	188,800.000	
SUZHOU MAXWELL TECHNOLOGIES CO LTD	960	261.480	251,020.800	
POSTAL SAVINGS BANK OF CHINA CO LTD	185,000	5.720	1,058,200.000	
BOC INTERNATIONAL CHINA CO LTD	21,000	10.740	225,540.000	
SHANGHAI JUNSHI BIOSCIENCES CO LTD	2,300	50.900	117,070.000	
JIANGSU PACIFIC QUARTZ CO LTD	900	111.840	100,656.000	
TIANSHAN ALUMINUM GROUP CO LTD	43,500	7.020	305,370.000	
CANMAX TECHNOLOGIES CO LTD	5,070	34.400	174,408.000	
GINLONG TECHNOLOGIES CO LTD	1,400	111.800	156,520.000	
YIHAI KERRY ARAWANA HOLDINGS CO LTD	6,100	42.990	262,239.000	
ZHEJIANG JIUZHOU PHARMACEUTICAL CO LTD	1,600	31.170	49,872.000	
HUBEI FEILIHUA QUARTZ GLASS CO LTD	6,300	46.330	291,879.000	
HANGZHOU CHANG CHUAN TECHNOLOGY CO LTD	6,000	44.940	269,640.000	
YONGXING SPECIAL	2,860	62.520	178,807.200	

MATERIALS TECHNOLOGY CO LTD				
JA SOLAR TECHNOLOGY CO LTD	14,672	38.030	557,976.160	
ZHONGTAI SECURITIES CO LTD	35,600	7.630	271,628.000	
BEIJING WANTAI BIOLOGICAL PHARMACY ENTERPRISE CO LTD	5,055	99.760	504,286.800	
SHENZHEN NEW INDUSTRIES BIOMEDICAL ENGINEERING CO LTD	2,900	53.400	154,860.000	
SHANGHAI AIKO SOLAR ENERGY CO LTD	3,800	30.780	116,964.000	
FU JIAN ANJOY FOODS CO LTD	2,600	166.780	433,628.000	
CHINA INTERNATIONAL CAPITAL CORP LTD	7,500	42.730	320,475.000	
ZHUZHOU CRRC TIMES ELECTRIC CO LTD	4,600	48.400	222,640.000	
SINOMINE RESOURCE GROUP CO LTD	2,900	75.680	219,472.000	
IMEIK TECHNOLOGY DEVELOPMENT CO LTD	1,600	522.200	835,520.000	
SHENZHEN TRANSSION HOLDINGS CO LTD	2,200	107.440	236,368.000	
BEIJING KINGSOFT OFFICE SOFTWARE INC	3,247	417.000	1,353,999.000	
SHANGHAI MEDICILON INC	800	145.310	116,248.000	
CHINA ENERGY ENGINEERING CORP LTD	185,600	2.700	501,120.000	
PETROCHINA CO LTD	122,100	7.970	973,137.000	
INDUSTRIAL & COMMERCIAL BANK OF CHINA LTD	373,700	4.990	1,864,763.000	
AGRICULTURAL BANK OF CHINA LTD	511,200	3.620	1,850,544.000	
BANK OF CHINA LTD	196,000	4.080	799,680.000	
CHINA PETROLEUM & CHEMICAL CORP	227,300	6.590	1,497,907.000	
CHINA LIFE INSURANCE CO LTD	13,800	38.950	537,510.000	
CHINA SHENHUA ENERGY CO LTD	33,400	29.890	998,326.000	
CHINA MERCHANTS BANK CO LTD	118,600	34.690	4,114,234.000	
PING AN INSURANCE GROUP CO OF CHINA LTD	62,600	53.830	3,369,758.000	
INDUSTRIAL BANK CO LTD	129,900	17.130	2,225,187.000	
SHANGHAI PUDONG DEVELOPMENT BANK CO LTD	151,300	7.760	1,174,088.000	
CHINA MINSHENG BANKING	217,700	4.150	903,455.000	

CORP LTD				
SAIC MOTOR CORP LTD	42,500	13.850	588,625.000	
KWEICHOW MOUTAI CO LTD	7,200	1,750.000	12,600,000.000	
BANK OF COMMUNICATIONS CO LTD	225,700	6.030	1,360,971.000	
CITIC SECURITIES CO LTD	70,300	21.930	1,541,679.000	
CHINA PACIFIC INSURANCE GROUP CO LTD	40,700	33.400	1,359,380.000	
SHANGHAI INTERNATIONAL PORT GROUP CO LTD	38,300	5.760	220,608.000	
CHINA YANGTZE POWER CO LTD	125,400	22.100	2,771,340.000	
DAQIN RAILWAY CO LTD	82,600	7.920	654,192.000	
CHINA EVERBRIGHT BANK CO LTD	215,100	3.390	729,189.000	
CHINA STATE CONSTRUCTION ENGINEERING CORP LTD	271,500	6.920	1,878,780.000	
HAITONG SECURITIES CO LTD	55,500	10.030	556,665.000	
HUAXIA BANK CO LTD	70,700	6.010	424,907.000	
INNER MONGOLIA YILI INDUSTRIAL GROUP CO LTD	32,500	29.710	965,575.000	
BANK OF BEIJING CO LTD	166,400	4.830	803,712.000	
CHINA UNITED NETWORK COMMUNICATIONS LTD	191,200	5.490	1,049,688.000	
BAOSHAN IRON & STEEL CO LTD	108,100	6.620	715,622.000	
ANHUI CONCH CEMENT CO LTD	23,200	27.060	627,792.000	
CHINA MERCHANTS SECURITIES CO LTD	28,300	14.570	412,331.000	
HUANENG POWER INTERNATIONAL INC	59,000	10.070	594,130.000	
GREAT WALL MOTOR CO LTD	11,700	26.060	304,902.000	
POLY DEVELOPMENTS AND HOLDINGS GROUP CO LTD	54,400	14.260	775,744.000	
CRRC CORP LTD	141,700	6.760	957,892.000	
JIANGSU HENGRUI MEDICINE CO LTD	34,752	47.470	1,649,677.440	
CHINA NORTHERN RARE EARTH GROUP HIGH-TECH CO LTD	17,400	24.120	419,688.000	
HUATAI SECURITIES CO LTD	49,500	14.560	720,720.000	
CHINA RAILWAY GROUP LTD	100,400	9.050	908,620.000	
NEW CHINA LIFE INSURANCE CO LTD	16,300	41.260	672,538.000	
HAIER SMART HOME CO LTD	32,100	22.600	725,460.000	
SANY HEAVY INDUSTRY CO LTD	48,200	16.240	782,768.000	
GD POWER DEVELOPMENT CO LTD	101,300	4.010	406,213.000	

CHINA CONSTRUCTION BANK CORP	56,200	6.680	375,416.000	
SHANGHAI FOSUN PHARMACEUTICAL GROUP CO LTD	17,400	31.920	555,408.000	
GUANGHUI ENERGY CO LTD	26,400	9.080	239,712.000	
GEMDALE CORP	39,700	8.400	333,480.000	
WANHUA CHEMICAL GROUP CO LTD	20,000	90.110	1,802,200.000	
SHANGHAI ELECTRIC GROUP CO LTD	78,700	4.580	360,446.000	
ZIJIN MINING GROUP CO LTD	113,500	12.580	1,427,830.000	
NARI TECHNOLOGY CO LTD	32,344	26.070	843,208.080	
OFFSHORE OIL ENGINEERING CO LTD	29,800	6.410	191,018.000	
CHINA TOURISM GROUP DUTY FREE CORP LTD	11,100	152.880	1,696,968.000	
GUANGZHOU AUTOMOBILE GROUP CO LTD	30,900	10.430	322,287.000	
INNER MONGOLIA BAOTOU STEEL UNION CO LTD	222,500	1.800	400,500.000	
TSINGTAO BREWERY CO LTD	4,400	112.150	493,460.000	
AVIC INDUSTRY-FINANCE HOLDINGS CO LTD	25,000	3.920	98,000.000	
ALUMINUM CORP OF CHINA LTD	102,000	6.320	644,640.000	
AIR CHINA LTD	60,700	10.070	611,249.000	
TBEA CO LTD	18,600	22.930	426,498.000	
CHINA NATIONAL CHEMICAL ENGINEERING CO LTD	43,500	10.250	445,875.000	
METALLURGICAL CORP OF CHINA LTD	63,600	4.540	288,744.000	
POWER CONSTRUCTION CORP OF CHINA LTD	117,300	7.740	907,902.000	
CHINA CSSC HOLDINGS LTD	33,700	25.150	847,555.000	
SHANGHAI INTERNATIONAL AIRPORT CO LTD	10,400	52.460	545,584.000	
GUANGZHOU BAIYUNSHAN PHARMACEUTICAL HOLDINGS CO LTD	6,900	33.590	231,771.000	
JIANGXI COPPER CO LTD	14,900	20.150	300,235.000	
SOUTHWEST SECURITIES CO LTD	34,300	3.950	135,485.000	
HUAYU AUTOMOTIVE SYSTEMS CO LTD	28,500	16.600	473,100.000	
SICHUAN CHUANTOU ENERGY CO LTD	23,700	14.880	352,656.000	
SHANGHAI PHARMACEUTICALS HOLDING CO LTD	11,400	23.020	262,428.000	
AECC AVIATION POWER CO	11,200	42.160	472,192.000	

LTD				
BANK OF NANJING CO LTD	57,300	9.390	538,047.000	
JOINTOWN PHARMACEUTICAL GROUP CO LTD	7,600	16.260	123,576.000	
COSCO SHIPPING HOLDINGS CO LTD	89,670	10.820	970,229.400	
CMOC GROUP LIMITED	119,700	5.620	672,714.000	
INDUSTRIAL SECURITIES CO LTD	33,800	6.760	228,488.000	
BEIJING TONGRENTANG CO LTD	9,000	61.100	549,900.000	
SHANDONG GOLD MINING CO LTD	20,120	26.380	530,765.600	
ZHEJIANG CHINT ELECTRICS CO LTD	7,800	27.590	215,202.000	
BBMG CORP	54,200	2.420	131,164.000	
YANKUANG ENERGY GROUP CO LTD	14,000	33.720	472,080.000	
CHINA EASTERN AIRLINES CORP LTD	30,600	5.080	155,448.000	
DONGFANG ELECTRIC CORP LTD	15,019	17.770	266,887.630	
HUADIAN POWER INTERNATIONAL CORP LTD	58,000	6.410	371,780.000	
SHANXI LU'AN ENVIRONMENTAL ENERGY DEVELOPMENT CO LTD	26,400	20.000	528,000.000	
HUNDSUN TECHNOLOGIES INC	10,264	47.220	484,666.080	
YONYOU NETWORK TECHNOLOGY CO LTD	16,250	21.130	343,362.500	
COSCO SHIPPING DEVELOPMENT CO LTD	127,500	2.580	328,950.000	
XIAMEN TUNGSTEN CO LTD	3,300	19.220	63,426.000	
CHINA SOUTHERN AIRLINES CO LTD	36,400	7.240	263,536.000	
SHANGHAI CONSTRUCTION GROUP CO LTD	59,000	2.970	175,230.000	
FUYAO GLASS INDUSTRY GROUP CO LTD	10,200	33.220	338,844.000	
XIAMEN C & D INC	18,900	11.110	209,979.000	
YOUNGOR GROUP CO LTD	25,600	6.960	178,176.000	
AVIC HELICOPTER CO LTD	4,600	41.450	190,670.000	
SOOCHOW SECURITIES CO LTD	16,800	7.360	123,648.000	
HUMANWELL HEALTHCARE GROUP CO LTD	15,100	27.180	410,418.000	
ZHEJIANG CHINA COMMODITIES CITY GROUP CO LTD	49,500	10.600	524,700.000	
SHAN XI HUA YANG GROUP NEW ENERGY CO LTD	14,900	13.910	207,259.000	

INNER MONGOLIA JUNZHENG ENERGY & CHEMICAL INDUSTRY GROUP CO LTD	39,400	4.380	172,572.000	
FANGDA CARBON NEW MATERIAL CO LTD	19,600	6.470	126,812.000	
WESTERN MINING CO LTD	23,300	13.080	304,764.000	
ZHANGZHOU PIENZHEHUANG PHARMACEUTICAL CO LTD	3,900	273.810	1,067,859.000	
GUANGDONG HEC TECHNOLOGY HOLDING CO LTD	34,100	7.660	261,206.000	
SHANXI XINGHUACUN FEN WINE FACTORY CO LTD	7,480	240.400	1,798,192.000	
KEDA INDUSTRIAL GROUP CO LTD	12,600	12.120	152,712.000	
CHINA MERCHANTS ENERGY SHIPPING CO LTD	56,800	6.120	347,616.000	
SHANGHAI YUYUAN TOURIST MART GROUP CO LTD	25,000	7.760	194,000.000	
CHINA NATIONAL SOFTWARE & SERVICE CO LTD	6,500	58.270	378,755.000	
ZHEJIANG JUHUA CO LTD	20,300	14.820	300,846.000	
PINGDINGSHAN TIANAN COAL MINING CO LTD	19,400	9.530	184,882.000	
SHANDONG NANSHAN ALUMINUM CO LTD	29,200	3.320	96,944.000	
SHANGHAI ELECTRIC POWER CO LTD	31,900	10.720	341,968.000	
JIANGSU ZHONGTIAN TECHNOLOGY CO LTD	12,600	14.100	177,660.000	
COSCO SHIPPING ENERGY TRANSPORTATION CO LTD	26,100	12.540	327,294.000	
JONJEE HI-TECH INDUSTRIAL AND COMMERCIAL HOLDING CO LTD	4,200	36.950	155,190.000	
DALIAN PORT PDA CO LTD	173,200	1.650	285,780.000	
SICHUAN ROAD & BRIDGE GROUP CO LTD	33,900	15.220	515,958.000	
YUNNAN YUNTIANHUA CO LTD	12,700	18.580	235,966.000	
ZHEJIANG HUAHAI PHARMACEUTICAL CO LTD	5,830	18.910	110,245.300	
JOINCARE PHARMACEUTICAL GROUP INDUSTRY CO LTD	11,800	12.900	152,220.000	
SHENGYI TECHNOLOGY CO LTD	3,300	15.430	50,919.000	
TONGWEI CO LTD	29,000	38.310	1,110,990.000	
SHANGHAI BAOSIGHT SOFTWARE CO LTD	8,879	53.320	473,428.280	
JCET GROUP CO LTD	10,900	26.690	290,921.000	
HANGZHOU SILAN MICROELECTRONICS CO LTD	6,800	33.100	225,080.000	

CHONGQING BREWERY CO LTD	2,500	102.650	256,625.000	
SHANGHAI JINJIANG INTERNATIONAL HOTELS CO LTD	5,300	51.780	274,434.000	
HUAXIN CEMENT CO LTD	5,600	14.730	82,488.000	
SHANDONG HUALU HENGSHENG CHEMICAL CO LTD	10,490	30.790	322,987.100	
XIAMEN FARATRONIC CO LTD	1,700	127.400	216,580.000	
CHINA JUSHI CO LTD	20,246	15.100	305,714.600	
SICHUAN HEBANG BIOTECHNOLOGY CO LTD	62,400	2.660	165,984.000	
NINGBO SHANSHAN CO LTD	13,200	15.020	198,264.000	
JIANGSU HENGLI HYDRAULIC CO LTD	4,524	58.940	266,644.560	
ZHUZHOU KIBING GROUP CO LTD	19,600	9.260	181,496.000	
HENGTONG OPTIC-ELECTRIC CO LTD	19,600	14.400	282,240.000	
SAILUN GROUP CO LTD	19,700	9.980	196,606.000	
TONGKUN GROUP CO LTD	15,700	13.050	204,885.000	
JIANGSU YANGNONG CHEMICAL CO LTD	1,700	90.260	153,442.000	
ANGEL YEAST CO LTD	4,900	39.420	193,158.000	
HUBEI XINGFA CHEMICALS GROUP CO LTD	5,600	24.290	136,024.000	
BTG HOTELS GROUP CO LTD	14,800	20.850	308,580.000	
SHANGHAI FUDAN MICROELECTRONICS GROUP CO LTD	4,200	53.050	222,810.000	
CNGR ADVANCED MATERIAL CO LTD	1,500	60.740	91,110.000	
YUNNAN BOTANEE BIO- TECHNOLOGY GROUP CO LTD	900	111.880	100,692.000	
NINGBO DEYE TECHNOLOGY CO LTD	800	250.500	200,400.000	
HANGZHOU LION ELECTRONICS CO LTD	2,600	43.000	111,800.000	
BLOOMAGE BIOTECHNOLOGY CORP LTD	1,600	95.530	152,848.000	
GOODWE TECHNOLOGIES CO LTD	1,000	275.420	275,420.000	
CHINA RESOURCES MICROELECTRONICS LTD	7,100	58.280	413,788.000	
TRINA SOLAR CO LTD	11,100	47.500	527,250.000	
CHINA THREE GORGES RENEWABLES GROUP CO LTD	181,700	5.460	992,082.000	
ZANGGE MINING CO LTD	11,600	22.570	261,812.000	
SHANGHAI RURAL COMMERCIAL BANK CO LTD	29,000	6.150	178,350.000	
PYLON TECHNOLOGIES CO LTD	1,000	232.950	232,950.000	

TRAY TECHNOLOGY CO LTD	840	261.190	219,399.600	
WUXI AUTOWELL TECHNOLOGY CO LTD	1,600	167.200	267,520.000	
3PEAK INC	1,200	236.500	283,800.000	
ZHEJIANG SUPCON TECHNOLOGY CO LTD	4,800	95.890	460,272.000	
LONGI GREEN ENERGY TECHNOLOGY CO LTD	46,968	33.160	1,557,458.880	
HUAIBEI MINING HOLDINGS CO LTD	12,700	13.510	171,577.000	
CHANGZHOU XINGYU AUTOMOTIVE LIGHTING SYSTEMS CO LTD	1,800	106.200	191,160.000	
HUBEI JUMPCAN PHARMACEUTICAL CO LTD	10,200	31.770	324,054.000	
SHAANXI COAL INDUSTRY CO LTD	63,251	19.820	1,253,634.820	
FOSHAN HAITIAN FLAVOURING & FOOD CO LTD	24,016	69.360	1,665,749.760	
JIANGSU KING'S LUCK BREWERY JSC LTD	5,000	61.630	308,150.000	
HONGFA TECHNOLOGY CO LTD	7,000	30.450	213,150.000	
DONGXING SECURITIES CO LTD	13,200	8.600	113,520.000	
NINGBO TUOPU GROUP CO LTD	7,000	49.870	349,090.000	
JUNEYAO AIRLINES CO LTD	22,300	17.940	400,062.000	
GUOTAI JUNAN SECURITIES CO LTD	40,700	15.530	632,071.000	
CHINA NATIONAL NUCLEAR POWER CO LTD	105,000	7.090	744,450.000	
ANHUI KOUZI DISTILLERY CO LTD	3,400	58.760	199,784.000	
ANHUI YINGJIA DISTILLERY CO LTD	5,300	61.480	325,844.000	
SKSHU PAINT CO LTD	2,000	100.990	201,980.000	
BANK OF JIANGSU CO LTD	83,200	7.700	640,640.000	
BANK OF HANGZHOU CO LTD	45,400	12.900	585,660.000	
SHANDONG LINGLONG TYRE CO LTD	11,400	21.470	244,758.000	
AUTOBIO DIAGNOSTICS CO LTD	1,400	55.640	77,896.000	
SHANDONG BUCHANG PHARMACEUTICALS CO LTD	2,000	21.600	43,200.000	
YTO EXPRESS GROUP CO LTD	28,300	16.990	480,817.000	
JASON FURNITURE HANGZHOU CO LTD	8,850	37.030	327,715.500	
CHINA GALAXY SECURITIES CO LTD	30,400	12.350	375,440.000	
SDIC CAPITAL CO LTD	6,300	7.560	47,628.000	
TOPCHOICE MEDICAL CORP	3,200	119.360	381,952.000	

	ENN NATURAL GAS CO LTD	21,300	19.600	417,480.000	
	HANGZHOU FIRST APPLIED MATERIAL CO LTD	10,580	48.300	511,014.000	
	TOLY BREAD CO LTD	8,467	11.240	95,169.080	
	YIFENG PHARMACY CHAIN CO LTD	2,860	52.390	149,835.400	
	ZHEJIANG DINGLI MACHINERY CO LTD	2,940	49.150	144,501.000	
	ZHEJIANG WEIMING ENVIRONMENT PROTECTION CO LTD	11,310	18.620	210,592.200	
	ORIENT SECURITIES CO LTD/CHINA	49,300	11.070	545,751.000	
	EVERBRIGHT SECURITIES CO LTD	16,000	15.860	253,760.000	
	SHANGHAI M&G STATIONERY INC	4,500	45.920	206,640.000	
	FUTURE LAND HOLDINGS CO LTD	10,700	16.030	171,521.000	
オフショア・人民元 小計		14,016,909		222,386,125.770 (4,339,064,654)	
カタール・リアル	QATAR NATIONAL BANK	441,461	17.130	7,562,226.930	
	COMMERCIAL BANK OF QATAR QSC	312,267	6.180	1,929,810.060	
	OOREDOO QSC	86,085	10.720	922,831.200	
	QATAR FUEL QSC	51,375	16.990	872,861.250	
	QATAR ELECTRICITY & WATER CO	38,478	17.440	671,056.320	
	QATAR INTERNATIONAL ISLAMIC BANK QSC	86,684	10.010	867,706.840	
	INDUSTRIES QATAR QSC	138,460	13.090	1,812,441.400	
	QATAR ISLAMIC BANK SAQ	155,684	18.660	2,905,063.440	
	QATAR GAS TRANSPORT CO LTD	249,488	4.000	997,952.000	
	MASRAF AL RAYAN	554,259	2.693	1,492,619.480	
	BARWA REAL ESTATE CO	203,813	2.793	569,249.700	
	MESAIEED PETROCHEMICAL HOLDING CO	451,662	2.024	914,163.880	
カタール・リアル 小計		2,769,716		21,517,982.500 (798,532,331)	
クウェート・ディナール	KUWAIT FINANCE HOUSE KSCP	771,453	0.740	570,875.220	
	MOBILE TELECOMMUNICATIONS CO KSC	199,700	0.561	112,031.700	
	GULF BANK KSCP	136,355	0.273	37,224.910	
	NATIONAL BANK OF KUWAIT SAKP	717,518	0.978	701,732.600	
	AGILITY PUBLIC WAREHOUSING CO KSC	137,927	0.606	83,583.760	

	MABANEE CO KPSC	72,704	0.700	50,892.800	
	BOUBYAN BANK KSCP	144,441	0.637	92,008.910	
クウェート・ディナール 小計		2,180,098		1,648,349.900 (725,834,395)	
コロンビア・ペソ	INTERCONEXION ELECTRICA SA ESP	48,542	17,900.000	868,901,800.000	
	BANCOLOMBIA SA	20,322	35,000.000	711,270,000.000	
	BANCOLOMBIA SA-PREF	45,692	28,150.000	1,286,229,800.000	
コロンビア・ペソ 小計		114,556		2,866,401,600.000 (85,530,557)	
サウジアラビア・リアル	YANBU NATIONAL PETROCHEMICAL CO	26,055	43.000	1,120,365.000	
	JARIR MARKETING CO	6,127	164.200	1,006,053.400	
	ETIHAD ETISALAT CO	38,569	46.100	1,778,030.900	
	SAUDI BRITISH BANK	85,685	36.850	3,157,492.250	
	AL RAJHI BANK	186,714	75.000	14,003,550.000	
	ARAB NATIONAL BANK	58,412	27.750	1,620,933.000	
	BANK ALBILAD	47,980	40.700	1,952,786.000	
	BANK AL-JAZIRA	41,743	18.200	759,722.600	
	BANQUE SAUDI FRANSI	53,656	38.950	2,089,901.200	
	RIYAD BANK	124,658	32.150	4,007,754.700	
	SAUDI INVESTMENT BANK/THE	52,554	16.880	887,111.520	
	SAUDI TELECOM CO	143,907	44.000	6,331,908.000	
	SABIC AGRI-NUTRIENTS CO	19,815	131.800	2,611,617.000	
	SAUDI BASIC INDUSTRIES CORP	85,718	90.200	7,731,763.600	
	SAUDI ELECTRICITY CO	75,674	24.660	1,866,120.840	
	SAUDI INDUSTRIAL INVESTMENT GROUP	38,856	24.760	962,074.560	
	SAVOLA GROUP	21,555	33.000	711,315.000	
	NATIONAL INDUSTRIALIZATION CO	24,022	13.720	329,581.840	
	ALMARAI CO JSC	23,932	58.600	1,402,415.200	
	SAUDI RESEARCH & MEDIA GROUP	3,987	203.200	810,158.400	
	EMAAR ECONOMIC CITY	22,494	9.330	209,869.020	
	SAHARA INTERNATIONAL PETROCHEMICAL CO	33,939	37.550	1,274,409.450	
	ADVANCED PETROCHEMICAL CO	14,397	47.700	686,736.900	
	SAUDI KAYAN PETROCHEMICAL CO	75,912	12.720	965,600.640	
	DAR AL ARKAN REAL ESTATE DEVELOPMENT CO	47,334	15.360	727,050.240	
	RABIGH REFINING & PETROCHEMICAL CO	33,339	11.040	368,062.560	
MOBILE TELECOMMUNICATIONS CO SAUDI ARABIA	32,821	15.780	517,915.380		

	BUPA ARABIA FOR COOPERATIVE INSURANCE CO	6,550	174.000	1,139,700.000	
	ALINMA BANK	91,469	31.450	2,876,700.050	
	SAUDI ARABIAN MINING CO	81,299	69.300	5,634,020.700	
	MOUWASAT MEDICAL SERVICES CO	5,036	247.800	1,247,920.800	
	DALLAH HEALTHCARE CO	4,127	164.400	678,478.800	
	SAUDI ARABIAN OIL CO	230,008	35.750	8,222,786.000	
	DR SULAIMAN AL HABIB MEDICAL SERVICES GROUP CO	8,510	296.800	2,525,768.000	
	ACWA POWER CO	7,940	163.400	1,297,396.000	
	ARABIAN INTERNET & COMMUNICATIONS SERVICES CO	2,627	279.000	732,933.000	
	NAHDI MEDICAL CO	4,279	180.600	772,787.400	
	SAUDI TADAWUL GROUP HOLDING CO	5,202	168.200	874,976.400	
	ELM CO	2,420	439.000	1,062,380.000	
	THE SAUDI NATIONAL BANK	208,506	49.650	10,352,322.900	
	サウジアラビア・リアル 小計	2,077,828		97,308,469.250 (3,512,835,740)	
タイ・パーツ	BERLI JUCKER PCL NVDR	94,700	39.250	3,716,975.000	
	KRUNG THAI BANK PCL NVDR	308,500	18.300	5,645,550.000	
	RATCHABURI ELECTRICITY GENERATING HOLDING PCL NVDR	124,300	37.500	4,661,250.000	
	KASIKORNBANK PCL NVDR	57,000	127.000	7,239,000.000	
	BANPU PCL PUBLIC CO LTD NVDR	672,100	9.050	6,082,505.000	
	ELECTRICITY GENERATING PCL NVDR	29,400	153.000	4,498,200.000	
	SHIN CORP PCL	97,200	75.500	7,338,600.000	
	CHAROEN POKPHAND FOODS PCL	392,200	20.400	8,000,880.000	
	ADVANCED INFO SERVICE PCL	118,700	214.000	25,401,800.000	
	HOME PRODUCT CENTER PCL-NVDR	519,020	14.200	7,370,084.000	
	DELTA ELECTRONICS THAI PCL NVDR	293,500	76.500	22,452,750.000	
	PTT PCL	932,700	30.500	28,447,350.000	
	THAI UNION GROUP PCL-NVDR	265,000	13.600	3,604,000.000	
	KRUNGTHAI CARD PCL-NVDR	83,100	53.000	4,404,300.000	
	LAND AND HOUSES PCL NVDR	826,100	9.600	7,930,560.000	
	SIAM CEMENT PCL NVDR	72,950	325.000	23,708,750.000	
	AIRPORTS OF THAILAND PCL-NVDR	408,400	73.250	29,915,300.000	
	CENTRAL PATTANA PCL NVDR	193,400	69.000	13,344,600.000	
	BANGKOK DUSIT MEDICAL	962,800	29.500	28,402,600.000	

	SERVICES NVDR				
	BUMRUNGRAD HOSPITAL PCL-NVDR	52,500	243.000	12,757,500.000	
	MINOR INTERNATIONAL PCL-NVDR	328,110	33.250	10,909,657.500	
	THAI OIL PCL NVDR	124,700	46.250	5,767,375.000	
	CP ALL PCL NVDR	548,800	64.250	35,260,400.000	
	BTS GROUP HOLDINGS PCL	866,900	7.800	6,761,820.000	
	PTT EXPLORATION & PRODUCTION PCL NVDR	138,845	145.500	20,201,947.500	
	INDORAMA VENTURES PCL NVDR	141,122	33.750	4,762,867.500	
	PTT GLOBAL CHEMICAL PCL-NVDR	234,908	41.250	9,689,955.000	
	JMT NETWORK SERVICES PCL NVDR	54,300	39.500	2,144,850.000	
	ENERGY ABSOLUTE PCL NVDR	167,600	66.250	11,103,500.000	
	BANGKOK EXPRESSWAY & METRO PCL NVDR	612,400	8.650	5,297,260.000	
	B GRIMM POWER PCL NVDR	98,200	39.000	3,829,800.000	
	GULF ENERGY DEVELOPMENT PCL NVDR	291,000	51.500	14,986,500.000	
	OSOTSPA PCL NVDR	142,800	29.250	4,176,900.000	
	ASSET WORLD CORP PCL NVDR	817,200	5.350	4,372,020.000	
	CENTRAL RETAIL CORP PCL NVDR	158,433	46.000	7,287,918.000	
	SCG PACKAGING PCL NVDR	143,300	44.750	6,412,675.000	
	SRISAWAD POWER 1979 PCL NVDR	69,000	56.000	3,864,000.000	
	PTT OIL & RETAIL BUSINESS PCL NVDR	295,300	22.200	6,555,660.000	
	SCB X PCL NVDR	90,300	103.500	9,346,050.000	
	TRUE CORP PCL NVDR	848,928	8.000	6,791,424.000	
	CARABAO GROUP PCL NVDR	32,500	72.500	2,356,250.000	
	MUANGTHAI CAPITAL PCL NVDR	55,400	35.500	1,966,700.000	
	GLOBAL POWER SYNERGY CO LTD NVDR	74,400	64.500	4,798,800.000	
	タイ・パーツ 小計	12,838,016		443,566,883.500 (1,765,396,196)	
チェコ・コルナ	KOMERCNI BANKA AS	8,062	691.000	5,570,842.000	
	CEZ	14,752	1,199.000	17,687,648.000	
	MONETA MONEY BANK AS	25,056	77.900	1,951,862.400	
チェコ・コルナ	小計	47,870		25,210,352.400 (160,405,909)	
チリ・ペソ	BANCO SANTANDER CHILE	6,868,510	38.900	267,185,039.000	
	BANCO DE CREDITO E INVERSIONES	5,709	24,000.000	137,016,000.000	
	BANCO DE CHILE	4,614,110	87.350	403,042,508.500	
	EMPRESAS CMPC SA	119,258	1,275.000	152,053,950.000	

	EMPRESAS COPEC SA	40,423	5,600.000	226,368,800.000	
	CIA CERVECERIAS UNIDAS SA	10,516	6,611.000	69,521,276.000	
	CIA SUD AMERICANA DE VAPORES SA	1,178,480	82.900	97,695,992.000	
	ENEL AMERICAS SA	2,133,152	111.500	237,846,448.000	
	SOCIEDAD QUIMICA Y MINERA DE CHILE SA	13,394	53,879.000	721,655,326.000	
	FALABELLA SA	80,736	1,780.000	143,710,080.000	
	CENCOSUD SA	116,908	1,588.800	185,743,430.400	
	ENEL CHILE SA	2,415,702	46.300	111,847,002.600	
チリ・ペソ 小計		17,596,898		2,753,685,852.500 (468,008,186)	
トルコ・リラ	AKBANK TAS	286,608	15.240	4,367,905.920	
	ASELSAN ELEKTRONIK SANAYI	73,827	40.400	2,982,610.800	
	EREGLI DEMIR VE CELIK FABRIKALARI TAS	125,764	29.960	3,767,889.440	
	FORD OTOMOTIV SANAYI AS	7,410	516.600	3,828,006.000	
	HEKTAS TICARET TAS	121,118	24.980	3,025,527.640	
	KOC HOLDING AS	71,598	75.700	5,419,968.600	
	SASA POLYESTER SANAYI	46,986	95.150	4,470,717.900	
	TURK SISE VE CAM FABRIKALARI AS	144,586	36.840	5,326,548.240	
	TURK HAVA YOLLARI	49,683	125.500	6,235,216.500	
	TURKCELL ILETISIM HIZMET AS	106,083	31.400	3,331,006.200	
	TURKIYE IS BANKASI	315,842	10.650	3,363,717.300	
	TUPRAS TURKIYE PETROL RAFINE	94,878	64.900	6,157,582.200	
	YAPI VE KREDI BANKASI AS	313,727	9.200	2,886,288.400	
	HACI OMER SABANCI HOLDING AS	92,361	37.500	3,463,537.500	
	BIM BIRLESIK MAGAZALAR AS	39,999	157.000	6,279,843.000	
	KOZA ALTIN ISLETMELERI AS	78,429	16.350	1,282,314.150	
PEGASUS HAVA TASIMACILIGI AS	3,488	437.900	1,527,395.200		
トルコ・リラ 小計		1,972,387		67,716,074.990 (469,042,165)	
ハンガリー・フォリント	RICHTER GEDEON NYRT	13,796	8,365.000	115,403,540.000	
	MOL HUNGARIAN OIL AND GAS NYRT	40,781	2,780.000	113,371,180.000	
	OTP BANK NYRT	22,296	10,945.000	244,029,720.000	
ハンガリー・フォリント 小計		76,873		472,804,440.000 (189,594,108)	
フィリピン・ペソ	AYALA LAND INC	755,500	28.250	21,342,875.000	
	ABOITIZ EQUITY VENTURES	158,120	56.000	8,854,720.000	

	INC				
	BANK OF THE PHILIPPINE ISLAND	204,993	108.000	22,139,244.000	
	AYALA CORP	21,083	650.000	13,703,950.000	
	INTERNATIONAL CONTAINER TERM SERVICES INC	96,370	213.000	20,526,810.000	
	JG SUMMIT HOLDINGS INC	318,290	50.400	16,041,816.000	
	JOLLIBEE FOODS CORP	46,960	226.000	10,612,960.000	
	METROPOLITAN BANK & TRUST	143,305	60.300	8,641,291.500	
	BDO UNIBANK INC	230,062	137.000	31,518,494.000	
	PLDT INC	8,985	1,250.000	11,231,250.000	
	SM PRIME HOLDINGS INC	1,057,775	34.300	36,281,682.500	
	UNIVERSAL ROBINA CORP	73,610	148.300	10,916,363.000	
	SM INVESTMENTS CORP	24,133	925.000	22,323,025.000	
	MANILA ELECTRIC COMPANY	24,720	330.000	8,157,600.000	
	ACEN CORP	46,119	6.170	284,554.230	
	MONDE NISSIN CORP	649,200	10.200	6,621,840.000	
	フィリピン・ペン 小計	3,859,225		249,198,475.230 (608,941,394)	
ブラジル・リアル	VALE SA	365,789	69.040	25,254,072.560	
	RAIA DROGASIL SA	106,600	26.580	2,833,428.000	
	CENTRAIS ELETRICAS BRASILEIRAS SA	23,950	37.290	893,095.500	
	CENTRAIS ELETRICAS BRASILEIRAS SA	114,700	33.960	3,895,212.000	
	BANCO DO BRASIL SA	82,500	43.250	3,568,125.000	
	ITAUSA SA	490,026	8.740	4,282,827.240	
	GERDAU SA	110,281	24.790	2,733,865.990	
	PETROLEO BRASILEIRO SA	350,310	26.790	9,384,804.900	
	VIBRA ENERGIA SA	116,600	13.780	1,606,748.000	
	PETROLEO BRASILEIRO SA	459,912	24.000	11,037,888.000	
	CCR SA	121,020	13.880	1,679,757.600	
	WEG SA	158,244	39.220	6,206,329.680	
	BANCO BRADESCO SA PREF	520,502	14.770	7,687,814.540	
	BANCO BRADESCO SA	139,592	12.860	1,795,153.120	
	CIA SIDERURGICA NACIONAL SA	64,606	12.910	834,063.460	
	SUZANO SA	74,375	41.610	3,094,743.750	
	CPFL ENERGIA SA	23,600	31.130	734,668.000	
	ITAU UNIBANCO HOLDING SA	465,747	25.990	12,104,764.530	
	ENGIE BRASIL SA	15,487	43.300	670,587.100	
	LOCALIZA RENT A CAR	68,989	58.350	4,025,508.150	
	LOJAS RENNER SA	93,720	16.900	1,583,868.000	
	ULTRAPAR PARTICIPACOES SA	66,304	16.370	1,085,396.480	
	COSAN SA	109,300	14.760	1,613,268.000	
	TOTVS SA	53,400	26.550	1,417,770.000	
	EQUATORIAL ENERGIA SA	94,100	27.430	2,581,163.000	

	JBS SA	71,400	18.280	1,305,192.000	
	CIA ENERGETICA DE MINAS GERAIS	137,962	11.870	1,637,608.940	
	CIA DE SANEAMENTO BASICO DO ESTADO DE SAO PAULO	31,798	45.840	1,457,620.320	
	ENEVA SA	71,100	11.440	813,384.000	
	HYPERA SA	41,200	37.430	1,542,116.000	
	B3 SA-BRASIL BOLSA BAICAO	578,648	12.490	7,227,313.520	
	MAGAZINE LUIZA SA	271,500	3.810	1,034,415.000	
	HRT PARTICIPACOES EM PETROLEO SA	70,900	34.290	2,431,161.000	
	TELEFONICA BRASIL SA	50,528	41.400	2,091,859.200	
	BB SEGURIDADE PARTICIPACOES	65,300	33.480	2,186,244.000	
	HAPVIDA PARTICIPACOES E INVESTIMENTOS SA	468,661	2.930	1,373,176.730	
	ATACADAO DISTRIBUICAO COMERCIO E INDUSTRIA LTDA	55,100	8.820	485,982.000	
	AMBEV SA	453,495	14.490	6,571,142.550	
	NATURA &CO HOLDING SA	92,700	11.210	1,039,167.000	
	SENDAS DISTRIBUIDORA SA	88,800	10.500	932,400.000	
	TIM SA	76,500	13.800	1,055,700.000	
	REDE D'OR SAO LUIZ SA	60,700	23.810	1,445,267.000	
	EQUATORIAL ENERGIA SA-RTS	1,317	2.740	3,608.580	
	RUMO SA	118,800	20.950	2,488,860.000	
	ブラジル・リアル 小計	7,096,063		149,727,140.440 (4,084,810,927)	
ポーランド・ズロチ	MBANK	1,344	344.700	463,276.800	
	KGHM POLSKA MIEDZ SA	13,282	118.550	1,574,581.100	
	BANK PEKAO SA	17,177	94.760	1,627,692.520	
	POLSKI KONCERN NAFTOWY ORLEN	60,093	63.050	3,788,863.650	
	LPP SA	112	12,500.000	1,400,000.000	
	SANTANDER BANK POLSKA SA	3,241	329.800	1,068,881.800	
	CD PROJEKT RED SA	7,001	112.900	790,412.900	
	POWSZECHNA KASA OSZCZEDNOSCI BANK POLSKI SA	85,944	31.130	2,675,436.720	
	CYFROWY POLSAT SA	20,087	17.945	360,461.210	
	POLSKA GRUPA ENERGETYCZNA SA	80,042	6.746	539,963.330	
	POWSZECHNY ZAKLAD UBEZPIECZEN SA	58,500	39.330	2,300,805.000	
	DINO POLSKA SA	4,692	406.700	1,908,236.400	
	ALLEGRO. EU SA	34,590	33.005	1,141,642.950	
	PEPCO GROUP NV	16,587	39.800	660,162.600	

ポーランド・ズロチ	小計	402,692		20,300,416.980 (661,036,388)	
マレーシア・リンギット	AMMB HOLDINGS BHD	165,200	3.640	601,328.000	
	CIMB GROUP HOLDINGS BHD	680,800	5.130	3,492,504.000	
	CELCOMDIGI BHD	285,200	4.400	1,254,880.000	
	MALAYSIA AIRPORTS HOLDINGS BHD	55,920	7.250	405,420.000	
	RHB BANK BHD	146,380	5.510	806,553.800	
	HAP SENG CONSOLIDATED BHD	60,000	4.800	288,000.000	
	TOP GLOVE CORP BHD	500,700	1.010	505,707.000	
	GAMUDA BHD	149,800	4.100	614,180.000	
	GENTING BHD	209,800	4.730	992,354.000	
	HONG LEONG FINANCIAL GROUP BHD	18,056	18.200	328,619.200	
	HONG LEONG BANK BHD	65,508	20.180	1,321,951.440	
	IOI CORP BHD	218,213	3.850	840,120.050	
	KUALA LUMPUR KEPONG BHD	38,500	21.500	827,750.000	
	MALAYAN BANKING BHD	476,475	8.750	4,169,156.250	
	MISC BHD	109,880	7.340	806,519.200	
	NESTLE MALAYSIA BHD	6,300	134.600	847,980.000	
	PPB GROUP BHD	59,460	16.500	981,090.000	
	PETRONAS DAGANGAN BHD	34,400	22.800	784,320.000	
	PETRONAS GAS BHD	79,500	16.900	1,343,550.000	
	GENTING MALAYSIA BHD	254,200	2.760	701,592.000	
	TELEKOM MALAYSIA BHD	98,100	4.940	484,614.000	
	TENAGA NASIONAL BHD	250,050	8.980	2,245,449.000	
	QL RESOURCES BHD	115,450	5.650	652,292.500	
	DIALOG GROUP BHD	310,044	2.260	700,699.440	
	PUBLIC BANK BHD (LOCAL)	1,424,450	4.010	5,712,044.500	
	SIME DARBY BERHAD	234,000	2.150	503,100.000	
AXIATA GROUP BERHAD	235,300	3.070	722,371.000		
MAXIS BHD	206,000	4.590	945,540.000		
INARI AMERTRON BHD	234,700	2.350	551,545.000		
PETRONAS CHEMICALS GROUP BHD	232,000	7.060	1,637,920.000		
IHH HEALTHCARE BHD	177,700	5.860	1,041,322.000		
PRESS METAL ALUMINIUM HOLDINGS BHD	376,100	5.050	1,899,305.000		
SIME DARBY PLANTATION BHD	220,800	4.410	973,728.000		
MR DIY GROUP M BHD	259,200	1.570	406,944.000		
マレーシア・リンギット	小計	7,988,186		40,390,449.380 (1,229,465,084)	
メキシコ・ペソ	ALFA SAB DE CV	234,600	11.480	2,693,208.000	
	GRUPO BIMBO SAB DE CV	130,400	98.960	12,904,384.000	
	GRUMA SAB DE CV	18,270	285.090	5,208,594.300	
	PROMOTORA Y OPERADORA DE INFRAESTRUCTURA	22,660	189.990	4,305,173.400	

	GRUPO CARSO SAB DE CV	48,500	99.640	4,832,540.000	
	GRUPO FINANCIERO BANORTE SAB DE CV	247,400	152.910	37,829,934.000	
	ORBIA ADVANCE CORP SAB DE CV	84,225	41.090	3,460,805.250	
	INDUSTRIAS PENOLES SAB DE CV	12,310	269.280	3,314,836.800	
	KIMBERLY-CLARK DE MEXICO SAB DE CV	136,400	39.680	5,412,352.000	
	GRUPO AEROPORTUARIO DEL SURESTE SAB DE CV	18,755	501.010	9,396,442.550	
	GRUPO MEXICO SAB DE CV	293,852	86.560	25,435,829.120	
	GRUPO FINANCIERO INBURSA SA	219,900	42.860	9,424,914.000	
	ARCA CONTINENTAL SAB DE CV	44,700	177.990	7,956,153.000	
	WAL-MART DE MEXICO SAB DE CV	499,800	72.410	36,190,518.000	
	GRUPO AEROPORTUARIO DEL PACIFICO SAB DE CV	34,865	314.550	10,966,785.750	
	OPERADORA DE SITES MEXICANOS SA DE CV	101,400	16.370	1,659,918.000	
	AMERICA MOVIL SAB DE CV	2,640,678	18.840	49,750,373.520	
	BANCO DEL BAJIO SA	68,600	61.340	4,207,924.000	
メキシコ・ペソ	小計	4,857,315		234,950,685.690 (1,787,269,866)	
ユーロ	ALPHA BANK A.E.	212,473	1.164	247,318.570	
	NATIONAL BANK OF GREECE	51,507	4.964	255,680.740	
	HELLENIC TELECOMMUN ORGANIZA	20,850	13.300	277,305.000	
	FF GROUP	3,130	0.000	0.000	
	EUROBANK ERGASIAS SERVICES	240,441	1.340	322,190.940	
	MYTILINEOS HOLDINGS	9,056	25.980	235,274.880	
	MOTOR OIL HELLAS CORINTH REFIN	4,696	21.100	99,085.600	
	OPAP SA	17,833	15.960	284,614.680	
	JUMBO SA	12,011	22.060	264,962.660	
	PUBLIC POWER CORP	21,441	7.920	169,812.720	
	TERNA ENERGY SA	6,102	20.160	123,016.320	
ユーロ	小計	599,540		2,279,262.110 (339,427,713)	
韓国・ウォン	SKC CO LTD	2,357	98,200.000	231,457,400.000	
	CHEIL WORLDWIDE INC	4,613	18,980.000	87,554,740.000	
	HYUNDAI MOTOR CO LTD-2ND PFD	3,498	111,200.000	388,977,600.000	
	SAMSUNG FIRE & MARINE INSURANC	2,979	227,000.000	676,233,000.000	
	DB INSURANCE CO LTD	4,039	80,100.000	323,523,900.000	
	COWAY CO LTD	5,833	49,150.000	286,691,950.000	
	KT&G CORP	10,326	85,100.000	878,742,600.000	

S-1 CORPORATION	1,557	57,900.000	90,150,300.000	
CJ CORP	939	90,300.000	84,791,700.000	
KAKAO CORP	29,575	57,200.000	1,691,690,000.000	
MIRAE ASSET SECURITIES CO LTD	31,228	6,790.000	212,038,120.000	
NCSOFT CORPORATION	1,542	387,500.000	597,525,000.000	
LG UPLUS CORP	17,716	11,100.000	196,647,600.000	
DOOSAN ENERBILITY	39,112	15,810.000	618,360,720.000	
LG H&H CO LTD	866	587,000.000	508,342,000.000	
LG CHEM LTD	4,704	731,000.000	3,438,624,000.000	
LG CHEM LTD	733	382,000.000	280,006,000.000	
SHINHAN FINANCIAL GROUP CO LTD	43,685	35,050.000	1,531,159,250.000	
HYUNDAI MERCHANT MARINE	25,738	20,050.000	516,046,900.000	
S-OIL CORP	4,649	72,400.000	336,587,600.000	
HANWHA SOLUTIONS CORPORATION	11,438	45,750.000	523,288,500.000	
SAMSUNG SECURITIES CO LTD	6,276	34,350.000	215,580,600.000	
POSCO FUTURE M CO LTD	2,509	338,500.000	849,296,500.000	
LOTTE CHEMICAL CORPORATION	1,900	170,500.000	323,950,000.000	
HOTEL SHILLA CO LTD	2,751	84,100.000	231,359,100.000	
HD KOREA SHIPBUILDING & OFFSHORE ENGINEERING CO LTD	4,383	82,600.000	362,035,800.000	
HYUNDAI MOBIS	5,844	218,000.000	1,273,992,000.000	
SK HYNIX INC	52,044	88,700.000	4,616,302,800.000	
HYUNDAI ENGINEERING & CONSTRUCTION CO LTD	6,930	40,450.000	280,318,500.000	
HYUNDAI MOTOR CO	2,064	108,500.000	223,944,000.000	
HYUNDAI MOTOR CO	13,505	199,200.000	2,690,196,000.000	
HYUNDAI MIPO DOCKYARD	2,694	70,200.000	189,118,800.000	
HYUNDAI STEEL CO	7,856	35,600.000	279,673,600.000	
INDUSTRIAL BANK OF KOREA	28,033	10,020.000	280,890,660.000	
KIA CORPORATION	25,043	85,900.000	2,151,193,700.000	
KOREA ZINC CO LTD	817	508,000.000	415,036,000.000	
KOREA ELECTRIC POWER CORP	24,475	19,000.000	465,025,000.000	
KOREAN AIR CO LTD	16,609	22,850.000	379,515,650.000	
KUMHO PETRO CHEMICAL CO LTD	1,544	135,700.000	209,520,800.000	
HLB INC	10,007	35,000.000	350,245,000.000	
LG ELECTRONICS INC	10,153	109,200.000	1,108,707,600.000	
LG CORP	9,486	89,100.000	845,202,600.000	
NH INVESTMENT & SECURITIES CO LTD	15,290	9,230.000	141,126,700.000	
NAVER CORP	12,528	196,100.000	2,456,740,800.000	
L&F CO LTD	2,169	254,500.000	552,010,500.000	
KOREA INVESTMENT	3,739	53,400.000	199,662,600.000	

HOLDINGS CO LTD				
KANGWON LAND INC	9,245	18,830.000	174,083,350.000	
POSCO HOLDINGS INC	6,868	379,000.000	2,602,972,000.000	
SAMSUNG ENGINEERING CO LTD	14,098	28,500.000	401,793,000.000	
SAMSUNG SDI CO LTD	5,232	684,000.000	3,578,688,000.000	
SAMSUNG ELECTRO-MECHANICS CO LTD	5,494	137,700.000	756,523,800.000	
SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	457,121	65,100.000	29,758,577,100.000	
SAMSUNG HEAVY INDUSTRIES CO LTD	54,749	5,350.000	292,907,150.000	
SAMSUNG ELECTRONICS-PFD	78,743	54,600.000	4,299,367,800.000	
YUHAN CORP	4,395	58,500.000	257,107,500.000	
HANON SYSTEMS	19,141	9,330.000	178,585,530.000	
GS HOLDINGS CORP	4,259	39,400.000	167,804,600.000	
LG DISPLAY CO LTD	23,742	14,630.000	347,345,460.000	
CELLTRION INC	9,718	163,000.000	1,584,034,000.000	
HANA FINANCIAL GROUP	28,057	41,600.000	1,167,171,200.000	
HYUNDAI GLOVIS CO LTD	1,928	166,600.000	321,204,800.000	
CELLTRION PHARM INC	1,764	82,000.000	144,648,000.000	
LOTTE SHOPPING CO	1,025	79,600.000	81,590,000.000	
SAMSUNG LIFE INSURANCE CO LTD	7,704	66,800.000	514,627,200.000	
AMOREPACIFIC CORP	3,032	115,700.000	350,802,400.000	
SK INNOVATION CO LTD	5,189	179,000.000	928,831,000.000	
CJ CHEILJEDANG CORP	890	309,500.000	275,455,000.000	
STX PAN OCEAN CO LTD	31,293	5,150.000	161,158,950.000	
LG INNOTEK CO LTD	1,436	259,500.000	372,642,000.000	
SK INC	3,619	164,100.000	593,877,900.000	
KB FINANCIAL GROUP INC	37,099	48,700.000	1,806,721,300.000	
KOREA AEROSPACE INDUSTRIES LTD	7,426	53,100.000	394,320,600.000	
LOTTE ENERGY MATERIALS CORP	2,508	60,400.000	151,483,200.000	
MERITZ FINANCIAL GROUP INC	6,186	45,700.000	282,700,200.000	
HANMI PHARM CO LTD	810	329,500.000	266,895,000.000	
E-MART CO LTD	1,730	97,700.000	169,021,000.000	
HANKOOK TIRE & TECHNOLOGY CO LTD	7,697	34,450.000	265,161,650.000	
HD HYUNDAI CO LTD	4,006	57,900.000	231,947,400.000	
BGF RETAIL CO LTD	715	189,000.000	135,135,000.000	
ORION CORP REPUBLIC OF KOREA	2,129	144,900.000	308,492,100.000	
NETMARBLE CORP	2,597	68,000.000	176,596,000.000	
WOORI FINANCIAL GROUP INC	50,823	11,650.000	592,087,950.000	
ECOPRO BM CO LTD	4,555	250,000.000	1,138,750,000.000	
SD BIOSENSOR INC	4,288	21,800.000	93,478,400.000	

	SK BIOPHARMACEUTICALS CO LTD	2,949	72,900.000	214,982,100.000	
	KRAFTON INC	2,710	198,300.000	537,393,000.000	
	HD HYUNDAI HEAVY INDUSTRIES CO	1,506	108,100.000	162,798,600.000	
	SK IE TECHNOLOGY CO LTD	2,720	84,100.000	228,752,000.000	
	SK SQUARE CO LTD	10,144	41,800.000	424,019,200.000	
	SK BIOSCIENCE CO LTD	1,981	83,100.000	164,621,100.000	
	KAKAO GAMES CORP	3,264	39,900.000	130,233,600.000	
	HYBE CO LTD	1,920	292,500.000	561,600,000.000	
	LG ENERGY SOLUTION	3,327	564,000.000	1,876,428,000.000	
	KAKAOBANK CORP	12,907	23,550.000	303,959,850.000	
	F&F CO LTD / NEW	1,875	147,800.000	277,125,000.000	
	KAKAOPAY CORP	2,237	57,200.000	127,956,400.000	
	SAMSUNG SDS CO LTD	3,640	118,500.000	431,340,000.000	
	SAMSUNG C&T CORP	7,998	109,900.000	878,980,200.000	
	SAMSUNG BIOLOGICS CO LTD	1,661	797,000.000	1,323,817,000.000	
	PEARL ABYSS CORP	3,427	44,750.000	153,358,250.000	
	DOOSAN BOBCAT INC	4,600	52,000.000	239,200,000.000	
	CELLTRION HEALTHCARE CO LTD	9,033	70,700.000	638,633,100.000	
韓国・ウォン	小計	1,504,986		98,588,869,130.000 (10,065,923,538)	
香港・ドル	JIANGXI COPPER CO LTD	91,000	14.300	1,301,300.000	
	JIANGSU EXPRESS	144,000	8.230	1,185,120.000	
	CHINA SOUTHERN AIRLINES CO LTD	206,000	5.430	1,118,580.000	
	ANHUI GUJING DISTILLERY CO LTD	12,000	144.100	1,729,200.000	
	ANHUI CONCH CEMENT CO LTD	109,000	24.350	2,654,150.000	
	BEIJING ENTERPRISES	41,500	34.650	1,437,975.000	
	HUANENG POWER INTERNATIONAL IN	390,000	4.970	1,938,300.000	
	ALIBABA HEALTH INFORMATION TECHNOLOGY	442,000	5.510	2,435,420.000	
	YANKUANG ENERGY GROUP CO LTD	154,000	26.250	4,042,500.000	
	HENGAN INTERNATIONAL GROUP	67,500	34.550	2,332,125.000	
	CSPC PHARMACEUTICAL GROUP LTD	843,600	8.070	6,807,852.000	
	CHINA OVERSEAS LAND & INVESTME	354,120	20.300	7,188,636.000	
	CHINA RESOURCES LAND LTD	300,888	36.450	10,967,367.600	
	CITIC LTD	572,000	10.360	5,925,920.000	
	BEIJING CAPITAL INTERNATIONAL	148,000	6.030	892,440.000	
	LENOVO GROUP LTD	676,000	7.990	5,401,240.000	
	PETRO CHINA CO LTD	1,992,000	5.270	10,497,840.000	

CHINA TAIPING INSURANCE HOLDINGS CO LTD	122,790	9.640	1,183,695.600	
SHANGHAI FUDAN MICROELECTRONIC	29,000	22.400	649,600.000	
CHINA PETROLEUM & CHEMICAL COR	2,395,200	5.080	12,167,616.000	
TRAVELSKY TECHNOLOGY LTD-H	77,000	15.100	1,162,700.000	
KINGDEE INTERNATIONAL SOFTWARE GROUP CO LTD	257,000	11.680	3,001,760.000	
ENN ENERGY HOLDINGS LTD	74,300	109.100	8,106,130.000	
KUNLUN ENERGY COMPANY LTD	358,000	7.370	2,638,460.000	
COSCO SHIPPING PORTS LTD	216,000	5.470	1,181,520.000	
YUEXIU PROPERTY CO LTD	152,200	10.320	1,570,704.000	
CHINA MERCHANTS PORT HOLDINGS CO LTD	116,000	12.140	1,408,240.000	
ALUMINUM CORP OF CHINA LTD	380,000	4.780	1,816,400.000	
SHENZHEN INTERNATIONAL HOLDING	130,500	7.160	934,380.000	
CHINA GAS HOLDINGS LTD	287,800	10.400	2,993,120.000	
KINGBOARD HOLDINGS LTD	58,500	23.850	1,395,225.000	
GEELY AUTOMOBILE HOLDINGS LTD	569,000	9.660	5,496,540.000	
CHINA RESOURCES GAS GROUP LTD	88,200	27.400	2,416,680.000	
BYD CO LTD	78,500	235.000	18,447,500.000	
CHINA OILFIELD SERVICES LTD	200,000	8.860	1,772,000.000	
CHINA EVERBRIGHT ENVIRONMENT GROUP	411,592	3.470	1,428,224.240	
CHINASOFT INTERNATIONAL LTD	300,000	5.230	1,569,000.000	
ORIENT OVERSEAS INTERNATIONAL	13,000	160.100	2,081,300.000	
PICC PROPERTY & CASUALTY -H	649,788	10.140	6,588,850.320	
AVICHINA INDUSTRY & TECHNOLOGY	219,000	4.270	935,130.000	
CHINA RESOURCES POWER HOLDINGS	193,200	17.600	3,400,320.000	
GREAT WALL MOTOR COMPANY LTD	286,000	9.150	2,616,900.000	
CHINA LIFE INSURANCE CO LTD	720,000	15.500	11,160,000.000	
ZIJIN MINING GROUP CO LTD	547,000	13.620	7,450,140.000	
SHANDONG WEIGAO GROUP MEDICAL-H	226,400	13.560	3,069,984.000	
WEICHAI POWER CO LTD	189,440	13.280	2,515,763.200	

TINGYI HOLDING CORP	202,000	13.860	2,799,720.000	
TSINGTAO BREWERY CO LTD	58,000	78.800	4,570,400.000	
GUANGDONG INVESTMENTS LTD	254,000	7.400	1,879,600.000	
CHINA TRADITIONAL CHINESE MEDICINE HOLDINGS CO LTD	316,000	4.550	1,437,800.000	
CHINA RESOURCES BEER HOLDINGS	153,333	57.150	8,762,980.950	
ZHEJIANG EXPRESSWAY CO LTD	100,000	6.900	690,000.000	
SINO BIOPHARMACEUTICAL	1,022,250	4.250	4,344,562.500	
CHINA MENGNIU DAIRY CO	298,000	32.950	9,819,100.000	
TENCENT HOLDINGS LTD	594,200	342.800	203,691,760.000	
PING AN INSURANCE GROUP CO-H	606,000	60.050	36,390,300.000	
LI NING CO LTD	224,000	55.800	12,499,200.000	
BEIJING ENTERPRISES WATER GROUP LTD	266,000	2.140	569,240.000	
CHINA POWER INTERNATIONAL	543,000	3.010	1,634,430.000	
AIR CHINA / HONG KONG	196,000	6.800	1,332,800.000	
ZTE CORP	70,688	23.700	1,675,305.600	
CHINA SHENHUA ENERGY CO LTD	321,000	26.750	8,586,750.000	
COSCO SHIPPING HOLDINGS CO LTD	285,250	9.020	2,572,955.000	
BANK OF COMMUNICATIONS	805,205	5.450	4,388,367.250	
CHINA STATE CONSTRUCTION INT HOLDINGS LTD	216,250	10.460	2,261,975.000	
AAC TECHNOLOGIES HOLDINGS INC	64,500	16.700	1,077,150.000	
BAIDU INC	210,550	119.700	25,202,835.000	
CHINA CONSTRUCTION BANK	9,133,530	5.430	49,595,067.900	
SHENZHOU INTERNATIONAL GROUP HOLDINGS LTD	77,800	75.250	5,854,450.000	
DONGFENG MOTOR GRP CO LTD-H	244,000	3.740	912,560.000	
MINTH GROUP LTD	82,000	22.000	1,804,000.000	
NINE DRAGONS PAPER HOLDINGS LTD	162,000	5.510	892,620.000	
CHINA NATIONAL BLDG MATERIAL	370,000	5.400	1,998,000.000	
BANK OF CHINA LTD	7,526,200	3.270	24,610,674.000	
GREENTOWN CHINA HOLDINGS LTD	84,000	9.630	808,920.000	
CHINA MERCHANTS BANK CO LTD	372,470	40.400	15,047,788.000	
IND & COMM BK OF CHINA - H	5,430,235	4.470	24,273,150.450	
ZHAOJIN MINING INDUSTRY	97,000	13.520	1,311,440.000	

CO LTD				
KINGBOARD LAMINATES HOLDING	112,500	8.040	904,500.000	
CHINA COMMUNICATIONS SERVICES	285,600	4.300	1,228,080.000	
CHINA COAL ENERGY CO	209,000	6.700	1,400,300.000	
HAITIAN INTERNATIONAL HOLDINGS LTD	50,000	19.920	996,000.000	
ZHUZHOU CRRC TIMES ELECTRIC CO LTD	53,500	34.800	1,861,800.000	
COUNTRY GARDEN HOLDINGS CO LTD	1,280,142	2.100	2,688,298.200	
CMOC GROUP LIMITED	303,000	4.760	1,442,280.000	
CHINA CITIC BANK-H	841,800	4.350	3,661,830.000	
SUNNY OPTICAL TECHNOLOGY GROUP CO LTD	67,100	80.550	5,404,905.000	
ANTA SPORTS PRODUCTS LTD	115,600	96.150	11,114,940.000	
VINDA INTERNATIONAL HOLDINGS LTD	35,000	20.000	700,000.000	
FOSUN INTERNATIONAL	213,028	5.390	1,148,220.920	
CHINA JINMAO HOLDINGS GROUP LTD	558,000	1.460	814,680.000	
BOSIDENG INTERNATIONAL HOLDINGS LTD	284,000	3.780	1,073,520.000	
KINGSOFT CORP LTD	98,800	33.200	3,280,160.000	
GCL POLY ENERGY HOLDINGS LTD	1,906,000	1.860	3,545,160.000	
CHINA RAILWAY GROUP LTD	395,000	6.010	2,373,950.000	
UNI-PRESIDENT CHINA HOLDINGS LTD	152,000	7.480	1,136,960.000	
DONGYUE GROUP	159,000	8.060	1,281,540.000	
BYD ELECTRONIC INTERNATIONAL CO LTD	71,000	23.350	1,657,850.000	
WANT WANT CHINA HOLDINGS LTD	492,000	4.980	2,450,160.000	
CHINA PACIFIC INSURANCE GROUP CO LTD	249,400	25.300	6,309,820.000	
CRRC CORP LTD - H	396,000	5.110	2,023,560.000	
XTEP INTERNATIONAL HOLDINGS	114,500	9.140	1,046,530.000	
CHINA MEDICAL SYSTEM HOLDINGS LTD	143,000	13.180	1,884,740.000	
SINOPHARM GROUP CO	122,400	27.550	3,372,120.000	
CHINA RESOURCES CEMENT	192,000	3.540	679,680.000	
GUANGZHOU AUTOMOBILE GROUP CO LTD	290,527	4.790	1,391,624.330	
CHINA HONGQIAO GROUP LTD	209,000	7.690	1,607,210.000	
CHINA LONGYUAN POWER GROUP CORP	310,000	8.510	2,638,100.000	
SHANGHAI PHARMACEUTICALS HOLDING CO LTD	61,300	16.220	994,286.000	

CHOW TAI FOOK JEWELLERY GROUP LTD	185,000	15.800	2,923,000.000	
SANY HEAVY EQUIPMENT INTERNATIONAL HOLDINGS CO LTD	99,000	10.660	1,055,340.000	
LONGFOR GROUP HOLDINGS LTD	171,000	21.650	3,702,150.000	
NEW CHINA LIFE INSURANCE CO LTD	88,300	24.350	2,150,105.000	
CHINA MINSHENG BANKING CORP LTD	628,156	3.340	2,098,041.040	
CHINA LESSO GROUP HOLDINGS LTD	106,000	6.530	692,180.000	
CHINA EVERBRIGHT BANK CO LTD	227,000	2.620	594,740.000	
AGRICULTURAL BANK OF CHINA	2,856,000	3.180	9,082,080.000	
ZHONGSHENG GROUP HOLDINGS LTD	61,500	33.900	2,084,850.000	
FAR EAST HORIZON LTD	120,000	7.160	859,200.000	
MICROPOR SCIENTIFIC CORP	61,200	17.180	1,051,416.000	
CITIC SECURITIES CO LTD	195,000	17.000	3,315,000.000	
HAITONG SECURITIES CO LTD	260,400	5.640	1,468,656.000	
PEOPLE'S INSURANCE CO GROUP OF CHINA LTD	836,000	3.200	2,675,200.000	
SHANGHAI FOSUN PHARMACEUTICAL GROUP CO LTD	46,000	22.650	1,041,900.000	
CHINA GALAXY SECURITIES CO LTD	348,000	4.690	1,632,120.000	
HANERGY THIN FILM POWER GROUP	986,000	0.000	0.000	
CHINA HUIZHAN DAIRY HOLDINGS CO LTD	323,000	0.000	0.000	
GREENTOWN SERVICE GROUP CO LTD	176,000	4.680	823,680.000	
POSTAL SAVINGS BANK OF CHINA CO LTD	714,000	5.390	3,848,460.000	
YIHAI INTERNATIONAL HOLDING LTD	41,000	20.200	828,200.000	
GENSCRIPT BIOTECH CORP	114,000	21.150	2,411,100.000	
EAST BUY HOLDING LTD	42,500	26.800	1,139,000.000	
COUNTRY GARDEN SERVICES HOLDINGS CO LTD	202,000	12.100	2,444,200.000	
PING AN HEALTHCARE AND TECHNOLOGY CO LTD	56,100	19.800	1,110,780.000	
SHANDONG GOLD MINING CO LTD	61,750	17.620	1,088,035.000	
CHINA TOWER CORP LTD	4,292,000	0.990	4,249,080.000	

XIAOMI CORP	1,449,600	11.160	16,177,536.000	
BEIGENE LTD	58,200	154.600	8,997,720.000	
WUXI APPTec CO LTD	34,412	70.200	2,415,722.400	
MEITUAN	471,210	135.600	63,896,076.000	
TONGCHENG TRAVEL HOLDINGS LTD	128,000	16.060	2,055,680.000	
HAIDILAO INTERNATIONAL HOLDING LTD	102,000	19.100	1,948,200.000	
XINYI SOLAR HOLDINGS LTD	490,000	8.240	4,037,600.000	
INNOVENT BIOLOGICS INC	103,000	40.950	4,217,850.000	
CHINA CINDA ASSET MANAGEMENT CO LTD	997,000	0.970	967,090.000	
CHINA MEIDONG AUTO HOLDINGS LTD	52,000	12.760	663,520.000	
CHINA CONCH VENTURE HOLDINGS LTD	143,500	12.360	1,773,660.000	
TOPSPORTS INTERNATIONAL HOLDINGS LTD	152,000	6.830	1,038,160.000	
HANSOH PHARMACEUTICAL GROUP CO LTD	128,000	14.360	1,838,080.000	
CHINA FEIHE LTD	374,000	5.300	1,982,200.000	
ALIBABA GROUP HOLDING LTD	1,417,668	81.650	115,752,592.200	
PHARMARON BEIJING CO LTD	19,300	33.550	647,515.000	
JD.COM INC	206,385	140.800	29,059,008.000	
SMOORE INTERNATIONAL HOLDINGS LTD	184,000	9.160	1,685,440.000	
CHINA TOURISM GROUP DUTY FREE CORP LTD	7,600	154.400	1,173,440.000	
JIUMAOJIU INTERNATIONAL HOLDINGS LTD	69,000	16.440	1,134,360.000	
KUAISHOU TECHNOLOGY	167,200	51.750	8,652,600.000	
HAIER SMART HOME CO LTD	220,200	24.200	5,328,840.000	
BILIBILI INC	19,420	155.700	3,023,694.000	
AKESO INC	41,000	44.700	1,832,700.000	
NETEASE INC	187,600	139.600	26,188,960.000	
GDS HOLDINGS LTD	90,500	14.240	1,288,720.000	
NONGFU SPRING CO LTD	165,600	41.750	6,913,800.000	
LI AUTO INC	105,800	92.550	9,791,790.000	
JD HEALTH INTERNATIONAL INC	104,700	55.550	5,816,085.000	
HYGEIA HEALTHCARE HOLDINGS CO LTD	30,200	56.750	1,713,850.000	
CHINA RESOURCES MIXC LIFESTYLE SERVICES LTD	69,200	41.000	2,837,200.000	
HANGZHOU TIGERMED CONSULTING CO LTD	12,600	65.700	827,820.000	
CHINA VANKE CO LTD-H	174,661	12.180	2,127,370.980	
NEW ORIENTAL EDUCATION & TECHNOLOGY GROUP INC	150,400	32.400	4,872,960.000	

	POP MART INTERNATIONAL GROUP LTD	49,600	19.820	983,072.000	
	XPENG INC	78,600	39.650	3,116,490.000	
	HUA HONG SEMICONDUCTOR LTD	53,000	30.300	1,605,900.000	
	CGN POWER CO LTD	1,043,000	2.140	2,232,020.000	
	GF SECURITIES CO LTD	106,000	11.780	1,248,680.000	
	FUYAO GLASS INDUSTRY GROUP CO LTD	61,600	31.450	1,937,320.000	
	HUATAI SECURITIES CO LTD	149,400	10.600	1,583,640.000	
	3SBIO INC	146,500	8.010	1,173,465.000	
	CHINA RESOURCES PHARMACEUTICAL GROUP LTD	182,500	7.970	1,454,525.000	
	CHINA LITERATURE LTD	38,600	35.650	1,376,090.000	
	FLAT GLASS GROUP CO LTD	43,000	22.350	961,050.000	
	DALI FOODS GROUP CO LTD	261,500	3.160	826,340.000	
	CHINA OVERSEAS PROPERTY HOLDINGS LTD	145,000	8.750	1,268,750.000	
	BOC AVIATION LTD	23,600	59.000	1,392,400.000	
	ZHONGAN ONLINE P&C INSURANCE CO LTD	61,700	25.200	1,554,840.000	
	YADEA GROUP HOLDINGS LTD	124,000	17.600	2,182,400.000	
	CHINA INTERNATIONAL CAPITAL CORP LTD	144,000	16.780	2,416,320.000	
	WUXI BIOLOGICS CAYMAN INC	341,000	47.450	16,180,450.000	
	HENGTEN NETWORKS GROUP LTD	436,000	1.920	837,120.000	
	GANFENG LITHIUM GROUP CO LTD	37,240	54.350	2,023,994.000	
	C&D INTERNATIONAL INVESTMENT GROUP LTD	70,000	23.650	1,655,500.000	
	香港・ドル 小計	81,063,378		1,159,479,272.680 (19,966,233,078)	
台湾・ドル	ACCTON TECHNOLOGY CORP	48,906	288.500	14,109,381.000	
	ACER INC	257,385	28.200	7,258,257.000	
	ASUSTEK COMPUTER INC	66,828	289.000	19,313,292.000	
	REALTEK SEMICONDUCTOR CORP	42,590	366.000	15,587,940.000	
	ASIA CEMENT CORP	236,105	44.250	10,447,646.250	
	TAIWAN BUSINESS BANK	551,558	14.050	7,749,389.900	
	VANGUARD INTERNATIONAL SEMICONDUCTOR CORP	96,000	89.700	8,611,200.000	
	MICRO-STAR INTERNATIONAL CO LTD	70,000	142.500	9,975,000.000	
	UNIMICRON TECHNOLOGY CORP	118,501	152.500	18,071,402.500	
	QUANTA COMPUTER INC	253,529	89.600	22,716,198.400	
	EVA AIRWAYS CORP	255,000	27.050	6,897,750.000	
	CATCHER TECHNOLOGY CO LTD	65,760	182.000	11,968,320.000	

CHANG HWA COMMERCIAL BANK	435,421	18.050	7,859,349.050	
CHINA AIRLINES	290,000	18.900	5,481,000.000	
CHENG SHIN RUBBER INDUSTRY CO	178,169	38.400	6,841,689.600	
CHINA STEEL CORP	1,118,231	29.100	32,540,522.100	
ADVANTECH CO LTD	38,668	380.000	14,693,840.000	
COMPAL ELECTRONICS INC	390,291	24.150	9,425,527.650	
DELTA ELECTRONICS INC	185,904	303.000	56,328,912.000	
NANYA TECHNOLOGY CORP	134,000	66.700	8,937,800.000	
CHUNGHWA TELECOM CO LTD	367,299	126.500	46,463,323.500	
AUO CORP	618,649	17.300	10,702,627.700	
TAIWAN MOBILE CO LTD	168,100	104.500	17,566,450.000	
EVERGREEN MARINE CORP	94,826	151.500	14,366,139.000	
FAR EASTERN NEW CENTURY CORP	301,339	32.350	9,748,316.650	
FENG TAY ENTERPRISE CO LTD	44,768	197.500	8,841,680.000	
ECLAT TEXTILE CO LTD	19,322	491.000	9,487,102.000	
NOVATEK MICROELECTRONICS LTD	54,564	428.000	23,353,392.000	
FORMOSA PLASTICS CORP	393,952	93.800	36,952,697.600	
FORMOSA CHEMICALS & FIBRE CO	333,938	69.000	23,041,722.000	
GIANT MANUFACTURING	31,244	183.000	5,717,652.000	
MEDIATEK INC	144,975	675.000	97,858,125.000	
FUBON FINANCIAL HOLDING CO LTD	712,307	59.100	42,097,343.700	
HUA NAN FINANCIAL HOLDINGS CO LTD	826,067	22.000	18,173,474.000	
HOTAI MOTOR CO LTD	28,081	665.000	18,673,865.000	
FAR EASTONE TELECOMMUNICATIONS CO LTD	165,000	78.500	12,952,500.000	
YUANTA FINANCIAL HOLDING CO LTD	946,440	22.850	21,626,154.000	
CATHAY FINANCIAL HOLDING CO	824,924	42.650	35,183,008.600	
CHINA DEPT FINANCIAL HOLDING	1,433,846	13.300	19,070,151.800	
E. SUN FINANCIAL HOLDING CO LTD	1,208,906	24.950	30,162,204.700	
HON HAI PRECISION INDUSTRY	1,201,773	105.000	126,186,165.000	
MEGA FINANCIAL HOLDING CO LTD	1,050,983	34.250	35,996,167.750	
LARGAN PRECISION CO LTD	9,566	1,975.000	18,892,850.000	
TAISHIN FINANCIAL HOLDINGS CO LTD	999,073	17.550	17,533,731.150	
SHIN KONG FINANCIAL HOLDING CO	1,245,381	8.440	10,511,015.640	

INVENTEC CO LTD	270,005	32.100	8,667,160.500	
LITE-ON TECHNOLOGY CORP	191,335	76.200	14,579,727.000	
SINOPAC FINANCIAL HOLDINGS CO LTD	1,049,472	17.050	17,893,497.600	
CTBC FINANCIAL HOLDING CO LTD	1,674,173	23.050	38,589,687.650	
FIRST FINANCIAL HOLDING CO LTD	994,162	27.100	26,941,790.200	
NAN YA PLASTICS CORP	451,151	77.500	34,964,202.500	
POU CHEN CORP	233,990	31.850	7,452,581.500	
UNI-PRESIDENT ENTERPRISES CORP	462,595	73.900	34,185,770.500	
PRESIDENT CHAIN STORE CORP	52,309	284.500	14,881,910.500	
FORMOSA PETROCHEMICAL CORP	112,706	85.100	9,591,280.600	
E INK HOLDINGS INC	83,920	198.000	16,616,160.000	
RUENTEX DEVELOPMENT CO LTD	174,336	35.600	6,206,361.600	
SYNNEX TECHNOLOGY INTERNATIONAL CORP	116,174	62.400	7,249,257.600	
TAIWAN CEMENT CORP	571,201	39.300	22,448,199.300	
TAIWAN SEMICONDUCTOR	2,354,879	500.000	1,177,439,500.000	
UNITED MICROELECTRONICS CORP	1,131,188	49.600	56,106,924.800	
WAN HAI LINES LTD	78,747	59.500	4,685,446.500	
WALSIN LIHWA CORP	246,163	50.100	12,332,766.300	
WINBOND ELECTRONICS CORP	258,059	24.650	6,361,154.350	
YAGEO CORP	32,904	506.000	16,649,424.000	
YANG MING MARINE TRANSPORT	165,608	61.200	10,135,209.600	
TAIWAN HIGH SPEED RAIL CORP	193,000	31.000	5,983,000.000	
INNOLUX CORPORATION	910,742	13.650	12,431,628.300	
WPG HOLDINGS CO LTD	165,203	50.300	8,309,710.900	
NAN YA PRINTED CIRCUIT BOARD CORP	20,079	277.500	5,571,922.500	
EMEMORY TECHNOLOGY INC	6,064	1,895.000	11,491,280.000	
PEGATRON CORP	191,880	70.100	13,450,788.000	
AIRTAC INTERNATIONAL GROUP	13,087	1,070.000	14,003,090.000	
WIN SEMICONDUCTORS CORP	30,470	165.000	5,027,550.000	
CHAILEASE HOLDING CO LTD	135,042	220.500	29,776,761.000	
PARADE TECHNOLOGIES LTD	8,000	971.000	7,768,000.000	
ZHEN DING TECHNOLOGY HOLDING LTD	62,923	113.500	7,141,760.500	
TAIWAN COOPERATIVE FINANCIAL HOLDING	916,576	27.200	24,930,867.200	
SHANGHAI COMMERCIAL & SAVINGS BANK LTD	383,437	46.200	17,714,789.400	

	VOLTRONIC POWER TECHNOLOGY CORP	5,993	1,800.000	10,787,400.000	
	WIWYNN CORP	8,000	1,130.000	9,040,000.000	
	ASE TECHNOLOGY HOLDING CO LTD	312,976	103.000	32,236,528.000	
	SILERGY CORP	30,333	466.500	14,150,344.500	
	POWERCHIP SEMICONDUCTOR MANUFACTURING CORP	263,090	30.650	8,063,708.500	
	PHARMAESSENTIA CORP	20,576	385.000	7,921,760.000	
	MOMO.COM INC	6,600	732.000	4,831,200.000	
	GLOBALWAFERS CO LTD	20,053	479.000	9,605,387.000	
	NIEN MADE ENTERPRISE CO LTD	15,170	346.500	5,256,405.000	
	台湾・ドル 小計	32,482,540		2,815,444,169.640 (12,402,594,656)	
南アフリカ・ランド	AFRICAN RAINBOW MINERALS LTD	10,000	235.500	2,355,000.000	
	BIDVEST GROUP LTD	27,847	249.590	6,950,332.730	
	CLICKS GROUP LTD	24,286	264.020	6,411,989.720	
	DISCOVERY LTD	49,120	139.590	6,856,660.800	
	GOLD FIELDS LTD	83,889	296.770	24,895,738.530	
	REMGRO LTD	50,832	140.920	7,163,245.440	
	THE FOSCHINI GROUP LTD	32,991	89.830	2,963,581.530	
	HARMONY GOLD MINING CO LTD	60,894	97.200	5,918,896.800	
	EXXARO RESOURCES LTD	24,734	178.130	4,405,867.420	
	CAPITEC BANK HOLDINGS LTD	8,151	1,594.990	13,000,763.490	
	MTN GROUP LTD	161,039	118.120	19,021,926.680	
	ANGLOGOLD ASHANTI LTD	39,498	519.500	20,519,211.000	
	FIRSTSTRAND LTD	485,972	63.340	30,781,466.480	
	NASPERS LTD	20,843	3,206.500	66,833,079.500	
	NEDBANK GROUP LTD	44,578	209.170	9,324,380.260	
	ANGLO AMERICAN PLATINUM LTD	4,823	1,147.000	5,531,981.000	
	SASOL LTD	54,240	232.210	12,595,070.400	
	SHOPRITE HOLDINGS LTD	47,560	213.320	10,145,499.200	
	MR PRICE GROUP LTD	26,025	147.400	3,836,085.000	
	STANDARD BANK GROUP LTD	128,635	164.000	21,096,140.000	
	WOOLWORTHS HOLDINGS LTD	90,173	65.000	5,861,245.000	
	ASPEN PHARMACARE HOLDINGS LTD	38,563	180.160	6,947,510.080	
	ABSA GROUP LTD	81,122	164.490	13,343,757.780	
	SANLAM LTD	169,804	55.080	9,352,804.320	
	IMPALA PLATINUM HOLDINGS LTD	81,133	180.500	14,644,506.500	
	KUMBA IRON ORE LTD	7,079	456.090	3,228,661.110	
	OUTSURANCE GROUP LTD	64,640	34.400	2,223,616.000	
	VODACOM GROUP PTY LTD	59,548	120.690	7,186,848.120	
	NEPI ROCKCASTLE NV	40,769	110.370	4,499,674.530	

	OLD MUTUAL LTD	479,238	11.520	5,520,821.760	
	REINET INVESTMENTS SCA	12,515	408.890	5,117,258.350	
	PEPKOR HOLDINGS LTD	166,142	16.500	2,741,343.000	
	MULTICHOICE GROUP LTD	34,585	110.310	3,815,071.350	
	SIBANYE STILLWATER LTD	280,877	44.580	12,521,496.660	
	NORTHAM PLATINUM HOLDINGS LTD	32,404	177.300	5,745,229.200	
	BID CORP LTD	31,982	390.000	12,472,980.000	
南アフリカ・ランド 小計		3,056,531		395,829,739.740 (2,909,348,587)	
合計		555,635,979		83,308,908,154 (83,308,908,154)	

(2) 株式以外の有価証券

2023年5月8日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考	
投資信託受益証券	ブラジル・レアル	BANCO BTG PACTUAL SA	111,000.000	2,649,570.000		
		BANCO SANTANDER BRASIL SA	38,000.000	1,068,560.000		
		ENERGISA SA	16,100.000	698,257.000		
		KLABIN SA	78,200.000	1,556,962.000		
	ブラジル・レアル 小計			243,300.000	5,973,349.000 (162,963,115)	
	メキシコ・ペソ	CEMEX SAB DE CV	1,453,275.000	16,959,719.250		
		COCA-COLA FEMSA SAB DE CV	49,500.000	7,782,390.000		
		FOMENTO ECONOMICO MEXICANO SAB DE CV	186,100.000	32,485,616.000		
		GRUPO TELEVISION SAB	246,900.000	4,271,370.000		
	メキシコ・ペソ 小計			1,935,775.000	61,499,095.250 (467,823,619)	
投資信託受益証券 合計			2,179,075	630,786,734 (630,786,734)		
投資証券	メキシコ・ペソ	FIBRA UNO ADMINISTRACION SA	296,300.000	7,294,906.000		
		メキシコ・ペソ 小計		296,300.000	7,294,906.000 (55,492,350)	
	南アフリカ・ランド	GROWTHPOINT PROPERTIES LTD	321,604.000	4,000,753.760		
		南アフリカ・ランド 小計		321,604.000	4,000,753.760 (29,405,540)	
投資証券 合計			617,904	84,897,890 (84,897,890)		
合計				715,684,624 (715,684,624)		

(注) 投資信託受益証券及び投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

(注)

1. 各種通貨毎の小計の欄における () 内の金額は、邦貨換算額であります。

2. 合計欄における（ ）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率 (%)	組入 投資信託受益証 券 時価比率 (%)	組入 投資証 券 時価比 率 (%)	有価証券の合計金額 に 対する比率 (%)
アメリカ・ドル	株式 50銘柄	2.67	—	—	2.83
アラブ首長国連邦・ディルハム	株式 11銘柄	1.25	—	—	1.33
インド・ルピー	株式 114銘柄	12.99	—	—	13.77
インドネシア・ルピア	株式 21銘柄	1.89	—	—	2.00
オフショア・人民元	株式 463銘柄	4.87	—	—	5.16
カタール・リアル	株式 12銘柄	0.90	—	—	0.95
クウェート・ディナール	株式 7銘柄	0.81	—	—	0.86
コロンビア・ペソ	株式 3銘柄	0.10	—	—	0.10
サウジアラビア・リアル	株式 40銘柄	3.94	—	—	4.18
タイ・バーツ	株式 43銘柄	1.98	—	—	2.10
チェコ・コルナ	株式 3銘柄	0.18	—	—	0.19
チリ・ペソ	株式 12銘柄	0.53	—	—	0.56
トルコ・リラ	株式 17銘柄	0.53	—	—	0.56
ハンガリー・フォリント	株式 3銘柄	0.21	—	—	0.23
フィリピン・ペソ	株式 16銘柄	0.68	—	—	0.72
ブラジル・レアル	株式 44銘柄 投資信託受益証 券 4銘柄	4.59 —	— 0.18	— —	5.06
ポーランド・ズロチ	株式 14銘柄	0.74	—	—	0.79
マレーシア・リンギット	株式 34銘柄	1.38	—	—	1.46
メキシコ・ペソ	株式 18銘柄 投資信託受益証 券 4銘柄 投資証券 1銘柄	2.01 — —	— 0.53 —	— — 0.06	2.75
ユーロ	株式 11銘柄	0.38	—	—	0.40
韓国・ウォン	株式 102銘柄	11.30	—	—	11.98
香港・ドル	株式 191銘柄	22.42	—	—	23.76
台湾・ドル	株式 88銘柄	13.93	—	—	14.76
南アフリカ・ランド	株式 36銘柄 投資証券 1銘柄	3.27 —	— —	— 0.03	3.50

(注) 「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期中間計算期間(2023年5月9日から2023年11月8日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2024年1月12日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているたわらノーロード 新興国株式<ラップ専用>の2023年5月9日から2023年11月8日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、たわらノーロード 新興国株式<ラップ専用>の2023年11月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年5月9日から2023年11月8日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的な手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

【中間財務諸表】

【たわらノーロード 新興国株式<ラップ専用>】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第8期 2023年5月8日現在	第9期中間計算期間末 2023年11月8日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,991,712	5,270,045
親投資信託受益証券	7,785,404,235	5,871,260,850
未収入金	23,000	—
流動資産合計	7,787,418,947	5,876,530,895
資産合計	7,787,418,947	5,876,530,895
負債の部		
流動負債		
未払解約金	225,294	1,287,211
未払受託者報酬	362,502	826,320
未払委託者報酬	1,305,136	2,974,881
その他未払費用	55,291	132,132
流動負債合計	1,948,223	5,220,544
負債合計	1,948,223	5,220,544
純資産の部		
元本等		
元本	5,435,153,624	3,717,996,115
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金(△)	2,350,317,100	2,153,314,236
(分配準備積立金)	89,896,808	55,107,717
元本等合計	7,785,470,724	5,871,310,351
純資産合計	7,785,470,724	5,871,310,351
負債純資産合計	7,787,418,947	5,876,530,895

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第8期中間計算期間 自 2022年5月10日 至 2022年11月9日	第9期中間計算期間 自 2023年5月9日 至 2023年11月8日
営業収益		
受取利息	1	56
有価証券売買等損益	435	775,206,615
営業収益合計	436	775,206,671
営業費用		
支払利息	630	16,095
受託者報酬	78,952	826,320
委託者報酬	284,344	2,974,881
その他費用	6,229	132,132
営業費用合計	370,155	3,949,428
営業利益又は営業損失(△)	△369,719	771,257,243
経常利益又は経常損失(△)	△369,719	771,257,243
中間純利益又は中間純損失(△)	△369,719	771,257,243
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額(△)	1,759,989	262,124,524
期首剰余金又は期首欠損金(△)	120,259,608	2,350,317,100
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,068,170	274,644,592
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,068,170	274,644,592
剰余金減少額又は欠損金増加額	30,731,432	980,780,175
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	30,731,432	980,780,175
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
分配金	—	—
中間剰余金又は中間欠損金(△)	89,466,638	2,153,314,236

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第9期中間計算期間	
	自 2023年5月9日	至 2023年11月8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第8期	第9期中間計算期間末
	2023年5月8日現在	2023年11月8日現在
1. 期首元本額	288,166,595円	5,435,153,624円
期中追加設定元本額	5,454,367,616円	524,291,110円
期中一部解約元本額	307,380,587円	2,241,448,619円
2. 受益権の総数	5,435,153,624口	3,717,996,115口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第8期	第9期中間計算期間末
	2023年5月8日現在	2023年11月8日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第8期 2023年5月8日現在	第9期中間計算期間末 2023年11月8日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,4324円 (14,324円)	1,5792円 (15,792円)

(参考)

当ファンドは、「エマージング株式パッシブ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

同親投資信託の状況は以下の通りであります。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

エマージング株式パッシブ・マザーファンド
貸借対照表

(単位：円)

2023年11月8日現在

資産の部	
流動資産	
預金	6,870,381,192
コール・ローン	2,961,111,816
株式	76,502,964,817
投資信託受益証券	644,643,847
投資証券	83,469,194
派生商品評価勘定	349,453,191
未収配当金	109,456,719
差入委託証拠金	1,249,249,217
流動資産合計	88,770,729,993
資産合計	88,770,729,993
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	36,184,961
未払解約金	3,153,000
流動負債合計	39,337,961
負債合計	39,337,961
純資産の部	
元本等	
元本	57,433,954,101
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	31,297,437,931
元本等合計	88,731,392,032
純資産合計	88,731,392,032
負債純資産合計	88,770,729,993

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2023年5月9日 至 2023年11月8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>為替予約取引 原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	2023年11月8日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	63,592,858,441円
同期中追加設定元本額	22,481,153,836円
同期中一部解約元本額	28,640,058,176円
元本の内訳	
ファンド名	
D I A M新興国株式インデックスファンド<DC年金>	9,657,795,000円
たわらノーロード 新興国株式<ラップ専用>	3,800,414,817円
M I T O ラップ型ファンド (安定型)	2,706,266円
M I T O ラップ型ファンド (中立型)	10,890,256円

MI TO ラップ型ファンド (積極型)	28, 871, 968円
グローバル8資産ラップファンド (安定型)	38, 306, 321円
グローバル8資産ラップファンド (中立型)	33, 202, 050円
グローバル8資産ラップファンド (積極型)	23, 529, 670円
たわらノーロード 新興国株式	12, 537, 213, 023円
たわらノーロード 新興国株式<ラップ向け>	1, 978, 597, 739円
たわらノーロード バランス (8資産均等型)	4, 364, 114, 796円
たわらノーロード バランス (堅実型)	34, 581, 617円
たわらノーロード バランス (標準型)	139, 200, 274円
たわらノーロード バランス (積極型)	245, 246, 572円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (保守型)	93, 091円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (安定型)	5, 456, 273円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (安定成長型)	99, 699, 764円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (成長型)	173, 185, 150円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (積極型)	261, 333, 697円
たわらノーロード 最適化バランス (安定型)	71, 286円
たわらノーロード 最適化バランス (安定成長型)	10, 000, 183円
たわらノーロード 最適化バランス (成長型)	1, 627, 701円
たわらノーロード 最適化バランス (積極型)	8, 355, 168円
たわらノーロード 全世界株式	737, 058, 442円
One DC 新興国株式インデックスファンド	1, 050, 717, 973円
マネックス資産設計ファンド エボリューション	371, 841, 535円
DIAM DC 8資産バランスファンド (新興国10)	401, 972, 605円
DIAM DC 8資産バランスファンド (新興国20)	592, 761, 115円
DIAM DC 8資産バランスファンド (新興国30)	1, 126, 859, 820円
投資のソムリエ	9, 950, 998, 235円
クルーズコントロール	386, 080, 520円
投資のソムリエ<DC年金>	903, 547, 831円
DIAM 8資産バランスファンドN<DC年金>	449, 449, 869円
投資のソムリエ<DC年金>リスク抑制型	871, 158, 778円
リスク抑制世界8資産バランスファンド	3, 038, 860, 042円
ワールドアセットバランス (基本コース)	535, 942, 539円
ワールドアセットバランス (リスク抑制コース)	1, 000, 625, 399円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2045)	45, 160, 451円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2055)	22, 624, 677円
リスク抑制世界8資産バランスファンド (DC)	7, 004, 197円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2035)	145, 005, 761円
リスクコントロール世界資産分散ファンド	1, 324, 445, 805円
9資産分散投資・スタンダード<DC年金>	326, 802, 774円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2040)	61, 367, 086円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2050)	24, 739, 658円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2060)	15, 003, 437円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2065)	3, 598, 852円
Oneグローバル最適化バランス (成長型) <ラップ向け>	24, 539, 150円
投資のソムリエ・私募 (適格機関投資家限定)	294, 754, 204円
リスクコントロール世界8資産バランスファンド (FOFs用) (適格機関投資家専用)	4, 576, 527円
DIAM世界アセットバランスファンド2VA (適格機関投資家限定)	165, 942, 850円
DIAM世界アセットバランスファンド3VA (適格機関投資家限定)	96, 021, 287円
計	57, 433, 954, 101円
2. 受益権の総数	57, 433, 954, 101口

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	2023年11月8日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(デリバティブ取引等に関する注記)

通貨関連

種類	2023年11月8日現在				
	契約額等(円)	うち		時価(円)	評価損益(円)
		1年超			
市場取引以外の取引					
為替予約取引					
売建	2,246,047,464	—	2,254,222,119	△8,174,655	
アメリカ・ドル	2,246,047,464	—	2,254,222,119	△8,174,655	
買建	5,006,817,414	—	5,029,669,273	22,851,859	
アメリカ・ドル	2,760,769,950	—	2,771,741,273	10,971,323	
インド・ルピー	1,172,303,995	—	1,183,000,000	10,696,005	
台湾・ドル	1,073,743,469	—	1,074,928,000	1,184,531	
合計	7,252,864,878	—	7,283,891,392	14,677,204	

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

1. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。

・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

2. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

3. 換算において円未満の端数は切捨てております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

株式関連

種類	2023年11月8日現在			
	契約額等 (円)	うち	時価 (円)	評価損益 (円)
		1年超		
市場取引 先物取引 買建	11,148,712,140	—	11,447,303,166	298,591,026
合計	11,148,712,140	—	11,447,303,166	298,591,026

(注) 時価の算定方法

株価指数先物取引

1. 原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
2. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	2023年11月8日現在
1口当たり純資産額	1.5449円
(1万口当たり純資産額)	(15,449円)

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2023年11月30日現在

I 資産総額	5,711,356,387円
II 負債総額	12,453,078円
III 純資産総額 (I - II)	5,698,903,309円
IV 発行済数量	3,613,023,526口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.5773円

(参考)

エマージング株式パッシブ・マザーファンド

2023年11月30日現在

I 資産総額	89,253,859,076円
II 負債総額	24,584,980円
III 純資産総額 (I - II)	89,229,274,096円
IV 発行済数量	57,819,826,820口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.5432円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等名簿

該当事項はありません。

(3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2023年11月30日現在）

資本金の額	20億円
発行する株式総数※	100,000株 (普通株式 上限100,000株、A種種類株式 上限30,000株)
発行済株式総数	40,000株 (普通株式24,490株、A種種類株式15,510株)

※種類株式の発行が可能

直近5カ年の資本金の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構（2023年11月30日現在）

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

② 投資運用の意思決定機構

1. 投資環境見直しおよび運用方針の策定

経済環境見直し、資産別市場見直し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

2. 運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書

を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

2023年11月30日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除く）

基本的性格	本数	純資産総額（単位：円）
追加型公社債投資信託	26	1,517,087,272,118
追加型株式投資信託	779	15,334,220,929,811
単位型公社債投資信託	21	35,808,950,249
単位型株式投資信託	208	1,075,655,152,816
合計	1,034	17,962,772,304,994

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
また、中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表及び中間財務諸表の金額は、百万円未満の端数を切り捨てて記載しております。
3. 委託会社は、第38期事業年度（自2022年4月1日至2023年3月31日）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受け、第39期中間会計期間（自2023年4月1日至2023年9月30日）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年5月25日

アセットマネジメントOne株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 丘本 正彦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長谷川 敬

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 稲葉 宏和

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第37期 (2022年3月31日現在)	第38期 (2023年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	31,421	33,770
金銭の信託	30,332	29,184
未収委託者報酬	17,567	16,279
未収運用受託報酬	4,348	3,307
未収投資助言報酬	309	283
未収収益	5	15
前払費用	1,167	1,129
その他	2,673	2,377
流動資産計	87,826	86,346
固定資産		
有形固定資産	1,268	1,127
建物	※1 1,109	※1 1,001
器具備品	※1 158	※1 118
リース資産	-	※1 7
無形固定資産	4,561	5,021
ソフトウェア	3,107	3,367
ソフトウェア仮勘定	1,449	1,651
電話加入権	3	2
投資その他の資産	10,153	9,768
投資有価証券	241	182
関係会社株式	5,349	5,810
長期差入保証金	1,102	775
繰延税金資産	3,092	2,895
その他	367	104
固定資産計	15,983	15,918
資産合計	103,810	102,265

(単位：百万円)

	第37期 (2022年3月31日現在)	第38期 (2023年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	1,445	1,481
リース債務	-	1
未払金	7,616	7,246
未払収益分配金	0	0
未払償還金	9	-
未払手数料	7,430	7,005
その他未払金	175	240
未払費用	8,501	7,716
未払法人税等	2,683	1,958
未払消費税等	1,330	277
賞与引当金	1,933	1,730
役員賞与引当金	69	48
流動負債計	23,581	20,460
固定負債		
リース債務	-	6
退職給付引当金	2,507	2,654
時効後支払損引当金	147	108
固定負債計	2,655	2,769
負債合計	26,236	23,230
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000	2,000
資本剰余金	19,552	19,552
資本準備金	2,428	2,428
その他資本剰余金	17,124	17,124
利益剰余金	56,020	57,481
利益準備金	123	123
その他利益剰余金	55,896	57,358
別途積立金	31,680	31,680
繰越利益剰余金	24,216	25,678
株主資本計	77,573	79,034
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△0	△0
評価・換算差額等計	△0	△0
純資産合計	77,573	79,034
負債・純資産合計	103,810	102,265

(2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	第37期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
	営業収益			
委託者報酬	108,563		95,739	
運用受託報酬	16,716		16,150	
投資助言報酬	1,587		2,048	
その他営業収益	12		23	
営業収益計		126,879		113,962
営業費用				
支払手数料	45,172		41,073	
広告宣伝費	391		216	
公告費	0		0	
調査費	36,488		33,177	
調査費	10,963		12,294	
委託調査費	25,525		20,882	
委託計算費	557		548	
営業雑経費	842		733	
通信費	35		36	
印刷費	606		504	
協会費	66		69	
諸会費	26		29	
支払販売手数料	106		92	
営業費用計		83,453		75,749
一般管理費				
給料	10,377		10,484	
役員報酬	168		168	
給料・手当	8,995		9,199	
賞与	1,213		1,115	
交際費	6		17	
寄付金	15		11	
旅費交通費	40		128	
租税公課	367		330	
不動産賃借料	1,674		1,006	
退職給付費用	495		437	
固定資産減価償却費	1,389		1,388	
福利厚生費	42		47	
修繕費	0		1	
賞与引当金繰入額	1,933		1,730	
役員賞与引当金繰入額	69		48	
機器リース料	0		0	
事務委託費	3,901		4,074	
事務用消耗品費	45		37	
器具備品費	0		1	
諸経費	217		334	
一般管理費計		20,578		20,078
営業利益		22,848		18,135

(単位：百万円)

	第37期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
営業外収益				
受取利息		13		10
受取配当金	※1	559	※1	2,400
時効成立分配金・償還金		0		0
為替差益		7		—
雑収入		19		10
時効後支払損引当金戻入額		10		24
営業外収益計		610		2,446
営業外費用				
為替差損		—		3
金銭の信託運用損		743		1,003
早期割増退職金		20		24
雑損失		—		47
営業外費用計		764		1,079
経常利益		22,694		19,502
特別利益				
固定資産売却益		0		—
投資有価証券売却益		—		4
特別利益計		0		4
特別損失				
固定資産除却損		5		12
投資有価証券売却損		6		9
ゴルフ会員権売却損		3		—
オフィス再編費用	※2	509		—
関係会社株式評価損		—		584
特別損失計		525		606
税引前当期純利益		22,169		18,900
法人税、住民税及び事業税		6,085		4,881
法人税等調整額		584		197
法人税等合計		6,669		5,078
当期純利益		15,499		13,821

(3) 【株主資本等変動計算書】

第37期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利益剰余金 合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余 金合計	利益 準備金	その他利益剰余金			
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	19,996	51,800	73,353
当期変動額									
剰余金の配当							△11,280	△11,280	△11,280
当期純利益							15,499	15,499	15,499
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	4,219	4,219	4,219
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	24,216	56,020	77,573

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△0	△0	73,353
当期変動額			
剰余金の配当			△11,280
当期純利益			15,499
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	△0	△0	△0
当期変動額合計	△0	△0	4,219
当期末残高	△0	△0	77,573

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利益剰余金 合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余 金合計	利益 準備金	その他利益剰余金			
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	24,216	56,020	77,573
当期変動額									
剰余金の配当							△12,360	△12,360	△12,360
当期純利益							13,821	13,821	13,821
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）									-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	1,461	1,461	1,461
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	25,678	57,481	79,034

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△0	△0	77,573
当期変動額			
剰余金の配当			△12,360
当期純利益			13,821
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	△0	△0	△0
当期変動額合計	△0	△0	1,461
当期末残高	△0	△0	79,034

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法</p>
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 … 8～18年 器具備品 … 2～20年</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。</p>
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。</p> <p>①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年または10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(4) 時効後支払引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p>
6. 収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬及び投

	<p>資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。</p> <p>(1) 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年1回又は2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>(2) 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年1回又は2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>(3) 投資助言報酬 投資助言報酬は、投資助言契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年2回又は4回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>(4) 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。</p>
7. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

(会計方針の変更)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過の取り扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、当該適用指針の適用に伴う、当事業年度の財務諸表への影響はありません。

また、(金融商品会計)注記の金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項における投資信託に関する注記事項においては、時価算定会計基準適用指針第27-3項に従って、前事業年度に係るものについては記載していません。

注記事項

(貸借対照表関係)

※1. 有形固定資産の減価償却累計額

(百万円)

	第37期 (2022年3月31日現在)	第38期 (2023年3月31日現在)
建物	415	523
器具備品	966	934
リース資産	—	1

(損益計算書関係)

※1. 各科目に含まれている関係会社に対する営業外収益は、次のとおりであります。

(百万円)

	第37期 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	第38期 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
受取配当金	543	2,393

※2. オフィス再編費用

オフィス再編費用は、主に本社オフィスレイアウトの見直しによるものです。

(株主資本等変動計算書関係)

第37期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	24,490	—	—	24,490
A種種類株式	15,510	—	—	15,510
合計	40,000	—	—	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月16日 定時株主総会	普通株式	11,280	282,000	2021年3月31日	2021年6月17日
	A種種類 株式				

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月16日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	12,360	309,000	2022年3月31日	2022年6月17日
	A種種類株式					

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,490	—	—	24,490
A種種類株式	15,510	—	—	15,510
合計	40,000	—	—	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月16日 定時株主総会	普通株式	12,360	309,000	2022年3月31日	2022年6月17日
	A種種類株式				

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023年6月16日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月16日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	11,040	276,000	2023年3月31日	2023年6月19日
	A種種類株式					

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引）を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主にその他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第37期（2022年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 金銭の信託	30,332	30,332	—
(2) 投資有価証券 其他有価証券	1	1	—
資産計	30,334	30,334	—

第38期（2023年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 金銭の信託	29,184	29,184	—
(2) 投資有価証券 其他有価証券	1	1	—
資産計	29,186	29,186	—

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払手数料は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第37期（2022年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	31,421	—	—	—
(2) 金銭の信託	30,332	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	17,567	—	—	—
(4) 未収運用受託報酬	4,348	—	—	—
(5) 投資有価証券 其他有価証券(投資信託)	—	1	—	—
合計	83,670	1	—	—

第38期（2023年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	33,770	—	—	—
(2) 金銭の信託	29,184	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	16,279	—	—	—
(4) 未収運用受託報酬	3,307	—	—	—
(5) 投資有価証券 其他有価証券(投資信託)	—	1	—	—
合計	82,540	1	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

第37期（2022年3月31日現在）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	—	6,932	—	6,932
(2) 投資有価証券 その他有価証券	—	—	—	—
資産計	—	6,932	—	6,932

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第26項に従い、経過措置を適用した投資信託は上表には含めておりません。貸借対照表における当該投資信託の金額は、金銭の信託23,399百万円、投資有価証券1百万円となります。

第38期（2023年3月31日現在）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	—	29,184	—	29,184
(2) 投資有価証券 その他有価証券	—	— 1	—	— 1
資産計	—	29,186	—	29,186

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としておりません。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次の通りであります。

これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に従い、2. 金融商品の時価等に関する事項及び3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

(百万円)

	第37期 (2022年3月31日現在)	第38期 (2023年3月31日現在)
投資有価証券（その他有価証券）		
非上場株式	239	180
関係会社株式 非上場株式	5,349	5,810

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（第37期の貸借対照表計上額5,349百万円、第38期の貸借対照表計上額5,810百万円）については市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

2. その他有価証券

第37期（2022年3月31日現在）

(百万円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	1	2	△0
小計	1	2	△0
合計	1	2	△0

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額239百万円）については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

第38期（2023年3月31日現在）

(百万円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	1	2	△0
小計	1	2	△0
合計	1	2	△0

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額180百万円）については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

第37期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	13	—	6

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	54	4	9

4. 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、有価証券について584百万円（関係会社株式584百万円）減損処理を行っております。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度であります）を採用しております。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)	
	第37期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,479	2,576
勤務費用	295	279
利息費用	2	2
数理計算上の差異の発生額	△14	31
退職給付の支払額	△185	△191
退職給付債務の期末残高	2,576	2,698

（2）退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(百万円)	
	第37期 (2022年3月31日現在)	第38期 (2023年3月31日現在)
非積立型制度の退職給付債務	2,576	2,698
未積立退職給付債務	2,576	2,698
未認識数理計算上の差異	△35	△44
未認識過去勤務費用	△33	0
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,507	2,654
退職給付引当金	2,507	2,654
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,507	2,654

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

	第37期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
勤務費用	295	279
利息費用	2	2
数理計算上の差異の費用処理額	34	22
過去勤務費用の費用処理額	69	34
その他	△3	△4
確定給付制度に係る退職給付費用	398	334

(注) 上記退職給付費用以外に早期割増退職金として、前事業年度において20百万円、当事業年度において24百万円を営業外費用に計上しております。

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第37期 (2022年3月31日現在)	第38期 (2023年3月31日現在)
割引率	0.09%	0.09%
予想昇給率	1.00%~3.76%	1.00%~3.56%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度97百万円、当事業年度103百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	<u>第37期</u>	<u>第38期</u>
	<u>(2022年3月31日現在)</u>	<u>(2023年3月31日現在)</u>
	(百万円)	(百万円)
繰延税金資産		
未払事業税	156	121
未払事業所税	10	9
賞与引当金	592	529
未払法定福利費	92	94
運用受託報酬	845	390
資産除去債務	13	15
減価償却超過額 (一括償却資産)	12	21
減価償却超過額	58	198
繰延資産償却超過額 (税法上)	292	297
退職給付引当金	767	812
時効後支払損引当金	45	33
ゴルフ会員権評価損	7	7
関係会社株式評価損	166	345
投資有価証券評価損	28	4
その他	2	13
その他有価証券評価差額金	0	0
繰延税金資産合計	<u>3,092</u>	<u>2,895</u>
繰延税金負債	<u>—</u>	<u>—</u>
繰延税金負債合計	<u>—</u>	<u>—</u>
繰延税金資産の純額	<u>3,092</u>	<u>2,895</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	<u>第37期</u>	<u>第38期</u>
	<u>(2022年3月31日現在)</u>	<u>(2023年3月31日現在)</u>
法定実効税率	—	30.62 %
(調整)		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	—	△3.69 %
その他	—	△0.06 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>—</u>	<u>26.87 %</u>

(注) 前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(企業結合等関係)

当社（以下「AMOne」という）は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

2. 企業結合日

2016年10月1日

3. 企業結合の方法

①MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、②TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、③DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM (存続会社)	MHAM (消滅会社)
合併比率 (*)	1	0.0154

(*) 普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00%

MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00%

MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」①の吸収合併及び②の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、③の吸収合併については逆取得として処理しております。

11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

(1) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	MHAMの普通株式	144,212百万円
取得原価		144,212百万円

(2) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれん	金額	76,224百万円
b. 発生原因		被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。
c. のれんの償却方法及び償却期間		20年間の均等償却

(3) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額	資産合計	40,451百万円
	うち現金・預金	11,605百万円
	うち金銭の信託	11,792百万円
b. 負債の額	負債合計	9,256百万円
	うち未払手数料及び未払費用	4,539百万円

(注) 顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

(4) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a. 無形固定資産に配分された金額	53,030百万円
b. 主要な種類別の内訳	
顧客関連資産	53,030百万円
c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間	
顧客関連資産	16.9年

12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1) 貸借対照表項目

	第37期 (2022年3月31日現在)	第38期 (2023年3月31日現在)
流動資産	－百万円	－百万円
固定資産	76,763百万円	68,921百万円
資産合計	76,763百万円	68,921百万円
流動負債	－百万円	－百万円
固定負債	4,740百万円	3,643百万円
負債合計	4,740百万円	3,643百万円
純資産	72,022百万円	65,278百万円

(注) 固定資産及び資産合計には、のれん及び顧客関連資産の金額が含まれております。

のれん	55,263百万円	51,451百万円
顧客関連資産	25,175百万円	20,947百万円

(2) 損益計算書項目

	第37期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業収益	－百万円	－百万円
営業利益	△8,429百万円	△8,039百万円
経常利益	△8,429百万円	△8,039百万円
税引前当期純利益	△8,429百万円	△8,039百万円
当期純利益	△7,015百万円	△6,744百万円
1株当たり当期純利益	△175,380円68銭	△168,617円97銭

(注) 営業利益には、のれん及び顧客関連資産の償却額が含まれております。

のれんの償却額	3,811百万円	3,811百万円
顧客関連資産の償却額	4,618百万円	4,228百万円

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(収益認識関係)

1. 収益の分解情報

収益の構成は次の通りです。

	第37期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
委託者報酬	108,259百万円	95,739百万円
運用受託報酬	14,425百万円	14,651百万円
投資助言報酬	1,587百万円	2,048百万円
成功報酬(注)	2,594百万円	1,499百万円
その他営業収益	12百万円	23百万円
合計	126,879百万円	113,962百万円

(注) 成功報酬は、前事業年度においては損益計算書の委託者報酬及び運用受託報酬、当事業年度においては損益計算書の運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 6. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第37期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) 及び第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(持分法損益等)

当社は2022年8月1日付でPayPayアセットマネジメント株式会社の株式を取得し持分法適用関連会社としておりますが、重要性が乏しいため、関連会社に対する投資の金額等の記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

第37期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当はありません。

第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当はありません。

(2) 子会社及び関連会社等

第37期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当はありません。

第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当はありません。

(3) 兄弟会社等

第37期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権 等の所有(被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の 兼任等	事業上 の 関係				
親 会 社 の 子 会 社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	—	—	当社設定 投資信託 の販売	投資信託 の販売代 行手数料	7,789	未払 手数料	1,592
	みずほ証 券株式会 社	東京都 千代田 区	1,251 億円	証券業	—	—	当社設定 投資信託 の販売	投資信託 の販売代 行手数料	16,373	未払 手数料	2,651

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権 等の所有(被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の 兼任等	事業上 の 関係				
親 会 社 の 子 会 社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	—	—	当社設定 投資信託 の販売	投資信託 の販売代 行手数料	7,474	未払 手数料	1,579
	みずほ証 券株式会 社	東京都 千代田 区	1,251 億円	証券業	—	—	当社設定 投資信託 の販売	投資信託 の販売代 行手数料	13,932	未払 手数料	2,404

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

(東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません

(1株当たり情報)

	第37期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり純資産額	1,939,327円79銭	1,975,862円96銭
1株当たり当期純利益金額	387,499円36銭	345,535円19銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第37期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
当期純利益金額	15,499百万円	13,821百万円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	—	—
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純利益金額	15,499百万円	13,821百万円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数	40,000株	40,000株
(うち普通株式)	(24,490株)	(24,490株)
(うちA種種類株式)	(15,510株)	(15,510株)

(注1) A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

独立監査人の中間監査報告書

2023年11月22日

アセットマネジメントOne株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長谷川 敬

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 稲葉 宏和

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第39期事業年度の中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2023年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

(1) 中間貸借対照表

(単位：百万円)

		第39期中間会計期間末 (2023年9月30日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		28,013
金銭の信託		28,384
未収委託者報酬		17,669
未収運用受託報酬		3,747
未収投資助言報酬		305
未収収益		13
前払費用		1,318
その他		2,504
	流動資産計	81,956
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1	947
器具備品	※1	100
リース資産	※1	6
無形固定資産		
ソフトウェア		2,954
ソフトウェア仮勘定		2,002
電話加入権		2
投資その他の資産		
投資有価証券		184
関係会社株式		4,888
長期差入保証金		772
繰延税金資産		2,592
その他		120
	固定資産計	14,572
資産合計		96,529

(単位：百万円)

	第39期中間会計期間末 (2023年9月30日現在)
(負債の部)	
流動負債	
預り金	418
リース債務	1
未払金	7,850
未払収益分配金	1
未払償還金	0
未払手数料	7,654
その他未払金	193
未払費用	7,452
未払法人税等	2,372
未払消費税等	1,076
契約負債	20
賞与引当金	861
役員賞与引当金	26
流動負債計	20,081
固定負債	
リース債務	5
退職給付引当金	2,701
時効後支払損引当金	72
固定負債計	2,780
負債合計	22,861
(純資産の部)	
株主資本	
資本金	2,000
資本剰余金	19,552
資本準備金	2,428
その他資本剰余金	17,124
利益剰余金	52,115
利益準備金	123
その他利益剰余金	51,991
別途積立金	31,680
繰越利益剰余金	20,311
株主資本計	73,668
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△0
評価・換算差額等計	△0
純資産合計	73,668
負債・純資産合計	96,529

(2) 中間損益計算書

(単位：百万円)

		第39期中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	
営業収益			
委託者報酬		49,984	
運用受託報酬		8,063	
投資助言報酬		1,082	
その他営業収益		13	
	営業収益計		59,144
営業費用			
支払手数料		21,623	
広告宣伝費		107	
公告費		0	
調査費		17,657	
調査費		6,728	
委託調査費		10,928	
委託計算費		280	
営業雑経費		372	
通信費		17	
印刷費		253	
協会費		33	
諸会費		29	
支払販売手数料		38	
	営業費用計		40,042
一般管理費			
給料		4,831	
役員報酬		77	
給料・手当		4,735	
賞与		19	
交際費		14	
寄付金		3	
旅費交通費		63	
租税公課		175	
不動産賃借料		508	
退職給付費用		206	
固定資産減価償却費	※1	749	
福利厚生費		17	
修繕費		0	
賞与引当金繰入額		861	
役員賞与引当金繰入額		26	
機器リース料		0	
事務委託費		1,714	
事務用消耗品費		24	
器具備品費		0	
諸経費		120	
	一般管理費計		9,319
営業利益			9,782

(単位：百万円)

	第39期中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	
営業外収益		
受取利息	3	
受取配当金	3	
時効成立分配金・償還金	0	
時効後支払損引当金戻入額	35	
雑収入	10	
営業外収益計		53
営業外費用		
為替差損	7	
金銭の信託運用損	785	
早期割増退職金	0	
雑損失	3	
営業外費用計		797
経常利益		9,038
特別損失		
固定資産除却損	2	
関係会社株式評価損	922	
特別損失計		924
税引前中間純利益		8,113
法人税、住民税及び事業税		2,136
法人税等調整額		303
法人税等合計		2,440
中間純利益		5,673

(3) 中間株主資本等変動計算書

第39期中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	25,678
当中間期変動額							
剰余金の配当							△11,040
中間純利益							5,673
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)							
当中間期変動額 合計	—	—	—	—	—	—	△5,366
当中間期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	20,311

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	57,481	79,034	△0	△0	79,034
当中間期変動額					
剰余金の配当	△11,040	△11,040			△11,040
中間純利益	5,673	5,673			5,673
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)		—	△0	△0	△0
当中間期変動額 合計	△5,366	△5,366	△0	△0	△5,366
当中間期末残高	52,115	73,668	△0	△0	73,668

重要な会計方針

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>市場価格のない株式等 移動平均法による原価法</p>
<p>2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法</p>	<p>時価法</p>
<p>3. 固定資産の減価償却の方法</p>	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 … 8～18年 器具備品 … 2～20年</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。</p>
<p>4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準</p>	<p>外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>
<p>5. 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年または10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p>
	<p>当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬及び投</p>

6. 収益及び費用の計上基準

資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年1回又は2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年2回又は4回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(4) 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

項目	第39期中間会計期間末 (2023年9月30日現在)		
※1. 有形固定資産の減価償却累計額	建物	…	577百万円
	器具備品	…	764百万円
	リース資産	…	2百万円

(中間損益計算書関係)

項目	第39期中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)		
※1. 減価償却実施額	有形固定資産	…	71百万円
	無形固定資産	…	678百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第39期中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
普通株式	24,490	—	—	24,490
A種種類株式	15,510	—	—	15,510
合計	40,000	—	—	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月16日 定時株主総会	普通株式	11,040	276,000	2023年3月31日	2023年6月19日
	A種種類 株式				

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの該当事項はありません。

(金融商品関係)

第39期中間会計期間末 (2023年9月30日現在)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2023年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 金銭の信託	28,384	28,384	—
(2) 投資有価証券 其他有価証券	1	1	—
資産計	28,386	28,386	—

(注) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払手数料は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	—	28,384	—	28,384
投資有価証券	—	—	—	—
其他有価証券	—	1	—	1
資産計	—	28,386	—	28,386

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次の通りであります。
これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日)第5項に従い、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

区分	中間貸借対照表計上額 (百万円)
投資有価証券 (その他有価証券)	
非上場株式	182
関係会社株式	
非上場株式	4,888

(有価証券関係)

第39期中間会計期間末 (2023年9月30日現在)			
1. 子会社株式及び関連会社株式 子会社株式及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額4,888百万円)については市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。			
2. その他有価証券			
区 分	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	-	-	-
小計	-	-	-
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	1	2	△0
小計	1	2	△0
合計	1	2	△0
(注) 非上場株式(中間貸借対照表計上額182百万円)については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。			

(持分法損益等)

当社は2022年8月1日付でPayPayアセットマネジメント株式会社の株式を取得し持分法適用関連会社としておりますが、重要性が乏しいため、関連会社に対する投資の金額等の記載を省略しております。

(企業結合等関係)

当社（以下「AMOne」という）は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

2. 企業結合日

2016年10月1日

3. 企業結合の方法

①MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、②TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、③DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM (存続会社)	MHAM (消滅会社)
合併比率(*)	1	0.0154

(*) 普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00%

MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00%

MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」①の吸収合併及び②の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、③の吸収合併については逆取得として処理しております。

11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

(1) 中間財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

2023年4月1日から2023年9月30日まで

(2) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	MHAMの普通株式	144,212百万円
取得原価		144,212百万円

(3) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれん	金額	76,224百万円
b. 発生原因	被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。	
c. のれんの償却方法及び償却期間	20年間の均等償却	

(4) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額	資産合計	40,451百万円
	うち現金・預金	11,605百万円
	うち金銭の信託	11,792百万円
b. 負債の額	負債合計	9,256百万円
	うち未払手数料及び未払費用	4,539百万円

(注) 顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

(5) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a. 無形固定資産に配分された金額	53,030百万円
b. 主要な種類別の内訳	
顧客関連資産	53,030百万円
c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間	
顧客関連資産	16.9年

12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1) 貸借対照表項目

流動資産	－百万円
固定資産	65,400百万円
資産合計	65,400百万円
流動負債	－百万円
固定負債	3,358百万円
負債合計	3,358百万円
純資産	62,041百万円

(注) 固定資産及び資産合計には、のれんの金額49,546百万円及び顧客関連資産の金額19,028百万円が含まれております。

(2) 損益計算書項目

営業収益	－百万円
営業利益	△3,824百万円
経常利益	△3,824百万円
税引前中間純利益	△3,824百万円
中間純利益	△3,237百万円
1株当たり中間純利益	△80,925円14銭

(注) 営業利益には、のれんの償却額1,905百万円及び顧客関連資産の償却額1,918百万円が含まれております。

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(収益認識関係)

1. 収益の分解情報

当中間会計期間の収益の構成は次の通りです。

第39期中間会計期間
(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

委託者報酬	49,984百万円
運用受託報酬	7,464百万円
投資助言報酬	1,082百万円
成功報酬(注)	599百万円
その他営業収益	13百万円
合計	59,144百万円

(注) 成功報酬は、中間損益計算書において委託者報酬及び運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 6. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(セグメント情報等)

第39期中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

第39期中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	
1株当たり純資産額	1,841,700円33銭
1株当たり中間純利益金額	141,837円37銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第39期中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
中間純利益金額	5,673百万円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	—
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る中間純利益金額	5,673百万円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数	40,000株
（うち普通株式）	(24,490株)
（うちA種種類株式）	(15,510株)

(注) A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって見積りの公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

委託会社の関連会社であるPayPayアセットマネジメント株式会社に対する出資比率が、2023年10月6日付で49.9%から23.4%に引き下がりました。

- (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

約 款

追加型証券投資信託
たわらノーロード 新興国株式<ラップ専用>
約款

運用の基本方針

約款第19条に基づき委託者が別に定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）の動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

エマージング株式パッシブ・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①エマージング株式パッシブ・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を通じて、主として海外の金融商品取引所に上場している株式^(*)に実質的に投資し、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）の動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行います。

（*）DR（預託証券）もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等を含みます。

②原則として、マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持します。

③実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。

④資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

①マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。

②株式への実質投資割合には制限を設けません。

③マザーファンド受益証券以外の投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引および有価証券先物取引等の利用はヘッジ目的に限定します。

⑤一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する実質比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑥外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

⑦非株式への実質投資割合は、信託財産総額の50%以下とします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

①分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②分配対象額についての分配方針

委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。

③留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
たわらノーロード 新興国株式<ラップ専用>
約款

<信託の種類、委託者および受託者>

第1条 この信託は、証券投資信託であり、アセットマネジメントOne株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

②この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

<信託事務の委託>

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

<信託の目的および金額>

第3条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

<信託金の限度額>

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として、信託金を追加することができます。

②委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

<信託期間>

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第47条第1項、第48条第1項、第49条第1項および第51条第2項の規定による信託終了の日までとします。

<受益権の取得申込の勧誘の種類>

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

<当初の受益者>

第7条 信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

<受益権の分割および再分割>

第8条 委託者は、第3条の規定によって生じた受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②委託者は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)に定めるところにしたがい、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

<追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法>

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除し

た金額をいいます。

- ③外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金、その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ④第28条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

<信託日時異なる受益権の内容>

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

<受益権の帰属と受益証券の不発行>

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ②委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

<受益権の設定にかかる受託者の通知>

第12条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

<受益権の申込単位および取得価額等>

第13条 委託者は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位または1円単位をもって、取得の申込みに応ずることができます。ただし、委託者に対し、取得の申込みにかかる受益権について、第43条第3項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みをした取得申込者に対しては、1口単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。

- ②販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口または1円を最低単位とし、販売会社が独自に定める単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。ただし、販売会社と別に定める「自動けいぞく投資約款」にしたがった契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。
- ③前2項の場合の受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、信託契約締結日前の取得申込に

かかる取得価額は、1口につき1円に委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

- ④第1項および第2項の規定にかかわらず、取得申込日がニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、香港証券取引所、韓国証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行、香港の銀行または韓国の銀行のいずれかの休業日に該当する日（以下、「海外休業日」といいます。）には、受益権の取得申込みに応じません。
- ⑤第3項の規定にかかわらず、受益者が第43条第3項の規定または別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第37条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥第1項および第2項の取得申込者は委託者または販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者（第45条の委託者の指定する口座管理機関を含みます。）または販売会社は、当該取得申込みの代金（第3項の受益権の取得価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑦前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得の申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

<受益権の譲渡にかかる記載または記録>

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ②前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

<受益権の譲渡の対抗要件>

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

<投資の対象とする資産の種類>

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限り。）
 - ハ. 金銭債権
2. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

<運用の指図範囲等>

第17条 委託者は、信託金を、主としてアセットマネジメントOne株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された証券投資信託であるエマージング株式パッシブ・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券のほか次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
 2. 国債証券
 3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
 6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 7. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、振替投資法人債を含みません。）
 8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 9. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 10. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 11. コマーシャル・ペーパー
 12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）、新株予約権証券および新投資口予約権証券
 13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替受益権を含みます。）
 15. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
 18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 22. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 23. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第1号の証券または証書、第13号および第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証

書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第7号までの証券ならびに第13号および第18号の証券または証書のうち第2号から第7号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号の証券および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

②委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図をすることができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券以外の投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

④前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

<利害関係人等との取引等>

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第29条において同じ。）、第29条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等および第21条から第24条、第26条、第28条、第32条から第34条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等および第21条から第24条、第26条、第28条、第32条から第34条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができます。受託者は、委託者の指図により、当該投資等および当該取引、当該行為を行うことができます。

④前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

<運用の基本方針>

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

<投資する株式等の範囲>

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

②前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

<信用取引の指図範囲>

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

<先物取引等の運用指図>

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（信託財産の組入ヘッジ対象有価証券およびマザーファンドの組入ヘッジ対象有価証券のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入ヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金とマザーファンドが限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金の割合を乗じて得た額をいいます。）を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第17条第2項第1号から第4号に掲げる金

融商品で運用している額（以下「金融商品運用額」といいます。）とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額の割合を乗じて得た額をいいます。）の合計額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

②委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券とマザーファンドの信託財産に属する外貨建有価証券のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を加えた額の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第17条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象金利商品の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）の合計額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第17条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を加えた額を差引いた額をいいます。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券

ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

<スワップ取引の運用指図>

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクや為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑥委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

<金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図>

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクや為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ②金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。以下本項において同じ。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④前項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額

にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- ⑤為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産にかかるヘッジ対象とする外貨建資産（「ヘッジ対象外貨建資産」といいます。以下本項において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。以下本項において同じ。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ⑥前項においてマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑦金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑧委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

<デリバティブ取引等にかかる投資制限>

第25条 デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

<有価証券の貸付の指図および範囲>

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ②前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

<特別な場合の外貨建有価証券への投資制限>

第27条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

<外国為替予約取引の指図>

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、または為替変動リスクを回避するため、外国為

替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ②前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と、信託財産にかかる売予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産(マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。)の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③前項においてマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ④第2項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

<信託業務の委託等>

第29条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みません。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ②受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

<混蔵寄託>

第30条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

<信託財産の登記等および記載等の留保等>

第31条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ②前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

<一部解約の請求および有価証券の売却等の指図>

第32条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

<再投資の指図>

第33条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

<資金の借入れ>

- 第34条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、および運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- ②一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
 - ③収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - ④借入金の利息は信託財産中より支弁します。

<損益の帰属>

第35条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

<受託者による資金の立替え>

- 第36条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
- ②信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
 - ③前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

<信託の計算期間>

第37条 この信託の計算期間は、原則として毎年5月9日から翌年5月8日までとします。ただし、第1計算期

間については、信託契約締結日から平成28年5月9日までとします。

- ②前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

<信託財産に関する報告等>

第38条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ②受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

<信託事務の諸費用および監査費用>

第39条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ②信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は受益者の負担とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日とします。)および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

<信託報酬等の額および支弁の方法>

第40条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対して年10,000分の9.2の率を乗じて得た額とします。

- ②前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日とします。)および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者および受託者の間の配分は別に定めます。
- ③第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

<収益の分配方式>

第41条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益(配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。)とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。)との合計額から、諸経費、監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のある時はその全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ②前項各号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額に、

マザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるこの信託の信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

③毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

<収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責>

第42条 受託者は、収益分配金については第43条第1項に規定する支払開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第43条第4項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第46条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第43条第5項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

<収益分配金、償還金および一部解約金の支払い>

第43条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし）に支払います。

②前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者にかかる受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部または一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みをしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受け付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じたものとし、当該受益権の取得申込に応じたことにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

④償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

⑤一部解約金は、第46条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として6営業日目から受益者に支払います。

⑥前各項（第2項および第3項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとし、ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行うものとし、

⑦収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

<収益分配金および償還金の時効>

第44条 受益者が、収益分配金について第43条第1項に規定する支払い開始日から5年間その支払いを請求しないとき、信託終了による償還金については第43条第4項に規定する支払い開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

<委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関>

第45条 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

<信託契約の一部解約>

第46条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、一部解約の実行の請求日が海外休業日の場合は、一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

②委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

④一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者または販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑤委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

⑥前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

<信託契約の解約>

第47条 委託者は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合、受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、対象インデックスが改廃された場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託者と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場

合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

<信託契約に関する監督官庁の命令>

第48条 委託者は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの約款を変更しようとするときは、第52条の規定にしたがいます。

<委託者の登録取消等に伴う取扱い>

第49条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、信託契約を解約し、信託を終了させます。

②前項の規定にかかわらず、監督官庁が信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第52条第2項の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

<委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い>

第50条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

<受託者の辞任および解任に伴う取扱い>

第51条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第52条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は信託契約を解約し、信託を終了させます。

<約款の変更等>

第52条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この約款を変更することまたはこの信託と他の投資信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

- ⑥第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦前各項の規定にかかわらず、この信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

<反対受益者の受益権買取請求の不適用>

第53条 この信託は、受益者が第46条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第47条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

<他の受益者の氏名等の開示の請求の制限>

第54条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

<公告>

第55条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am-one.co.jp/>

- ②前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

<運用報告書に記載すべき事項の提供>

第56条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ②前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

<質権口記載または記録の受益権の取扱い>

第57条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしがって取り扱われます。

<約款に関する疑義の取扱い>

第58条 この約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者の協議により定めます。

(附則)

第1条 この約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第24条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額およ

び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第3条 第24条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第4条 第43条第7項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

平成27年10月13日 (信託契約締結日)

委託者	D I A Mアセットマネジメント株式会社
受託者	みずほ信託銀行株式会社

親投資信託
エマージング株式パッシブ・マザーファンド
約款

運用の基本方針

約款第16条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、主として海外の証券取引所に上場している株式^(*)に投資し、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）の動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行います。

（*）DR（預託証券）もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券及び証書等を含みます。

2. 運用方法

（1）投資対象

海外の証券取引所に上場している株式^(*)を主要投資対象とします。

（*）DR（預託証券）もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券及び証書等を含みます。

（2）投資態度

①主として海外の証券取引所に上場している株式に投資し、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）の動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行います。

②原則として、株式の組入比率は高位を維持します。

③外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

④信託財産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等、スワップ取引、外国為替予約取引、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

⑤ファンドの資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、ならびに純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合等、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用が出来ない場合があります。

（3）投資制限

①株式への投資割合には、制限を設けません。

②外貨建資産への投資には、制限を設けません。

③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④有価証券先物取引等、スワップ取引、外国為替予約取引、金利先渡取引および為替先渡取引は約款の範囲内で行うことができます。

⑤デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

⑥外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。

⑦一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。